

**府中市学校施設  
改築・長寿命化改修計画改定素案  
(答申)**

**令和6年7月**

**府中市学校施設老朽化対策推進協議会**

## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 本計画改定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・      | 1  |
| 1 改定の背景・目的                           | 2  |
| 2 対象となる期間及び施設                        | 3  |
| 第2章 本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・         | 5  |
| 1 本計画の位置付け                           | 6  |
| 第3章 学校施設の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・       | 7  |
| 1 学校施設の役割とこれまでの整備の概要                 | 8  |
| 2 学校施設の保有状況                          | 10 |
| 3 学校施設の老朽化における現状と課題                  | 13 |
| 4 児童・生徒の教育環境における現状と課題                | 16 |
| 5 新たな教育ニーズへの取組と課題                    | 27 |
| 6 地域拠点としての学校施設の現状と課題                 | 33 |
| 第4章 本市の老朽化対策の検討に当たって・・・・・・・・         | 43 |
| 1 老朽化対策の検討に当たって                      | 44 |
| 2 本市の老朽化対策の考え方                       | 50 |
| 第5章 本市の老朽化対策の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・     | 53 |
| 1 老朽化対策の基本的な在り方について                  | 54 |
| ① 学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について           | 55 |
| ② 教育環境の充実を図ることについて                   | 58 |
| ③ 地域と連携し、地域の拠点となる学校について              | 59 |
| ④ 将来の児童・生徒数の増減への対応について               | 62 |
| 2 学校施設の整備スケジュール                      | 63 |
| 3 学校施設の整備費用                          | 64 |
| 第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針・・・・・・・・ | 67 |
| 1 本市が目指すべき学校施設                       | 68 |
| 2 学校施設の全体整備方針                        | 69 |
| 3 学校施設における建物の整備方針及び配置方針              | 70 |
| 4 学校施設における各諸室の整備方針                   | 72 |
| 第7章 継続的運用方針・・・・・・・・・・・・・・・・          | 91 |
| 1 本計画の見直しの考え方                        | 92 |
| 2 今後の各学校における老朽化対策の進め方                | 94 |
| 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・                  | 99 |

# **第 1 章**

## **本計画改定の背景と目的**

# 1 改定の背景・目的

本市の学校施設の改築事業については、令和元年度に策定した府中市学校施設改築・長寿命化改修計画（以下「計画」といいます。）に基づき、間断なく進めており、令和3年度には、第二期改築実施校の設計に着手するなど、老朽化対策の推進に努めてきました。

しかし、令和4年度末に校舎等がしゅん工した第一期改築実施校（八小、一中）及び本年度末にしゅん工を予定している第二期改築実施校（三小、六小）では、建設費の高騰に加え、防災や環境面など、新たな学校に求められる役割や機能に応じた整備が必要になっていることなどから、改築費用が想定以上に増加しており、今後も同様に改築事業を進めた場合、計画で定めた総額1,370億円を超えてしまうことが懸念されます。

また、学校施設の老朽化対策と並行して別途策定した府中市学校大規模改修方針に基づき、学校施設全体の予防保全に努めているところですが、こちらも今後の修繕費用の高騰が懸念されています。

このほか、児童・生徒にとってのより良い教育環境の整備を目的に、府中市学校適正規模・適正配置検討協議会が、令和3年度に「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を取りまとめ、その後、令和5年12月に「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」が提出され、コロナ禍を経て、児童・生徒数の減少が従来の想定以上に加速していることなど、新たな課題が提起されるとともに、適正規模・適正配置に関する対応策が示されました。

これらの状況を踏まえて、当初は、改築事業を継続しながら令和6年度に当初の計画の改定を行うこととしていましたが、喫緊に令和5・6年度の2か年で総事業費及び整備スケジュールの見直しを含む「計画改定」を実施することとし、その間、本市として次期改築事業の推進を見直すこととしました。

これら学校施設を取り巻く環境の変化において、計画的な老朽化・長寿命化対策及び持続可能な維持管理の手法について、あらかじめ検討しておく必要があります。さらに、PPP/PFI等の民間資金の活用による公共施設の整備等の可能性や、学校改築の担い手確保に関わる建設業界の働き方改革の影響、施設運営・管理の担い手の状況などを踏まえた、実行可能性の高い内容とするためにも、本計画改定素案を答申します。

## 2 対象となる期間及び施設

### (1) 計画期間と更新サイクル

---

本計画は、当初の計画を見直した結果、令和7年度から、第5章で示す全ての市立小・中学校の老朽化対策が完了する令和37年度までの31年間を計画期間とします。

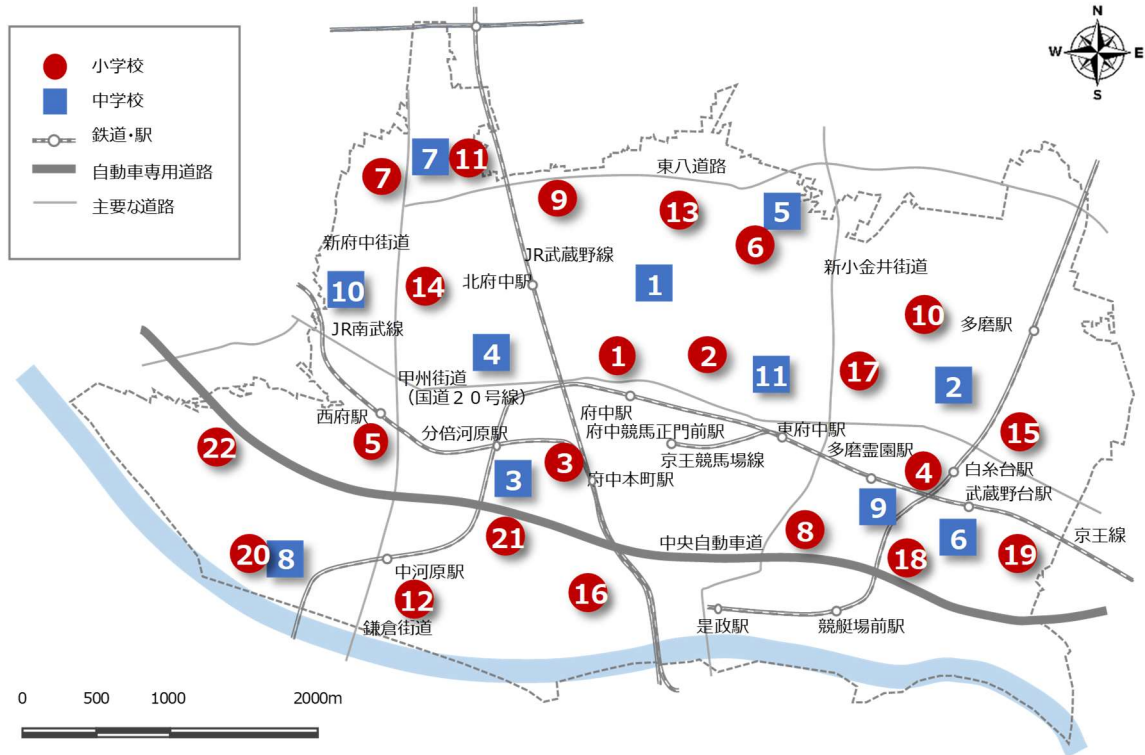
ただし、この計画期間は長期にわたることから、計画期間内で、児童・生徒数の変化や建築コストの変動などの社会情勢の変化、教育ニーズの変化、学校建築に係る技術革新、本市の財政状況の変化など様々な変動が発生することが見込まれます。これらの変動に対応した計画としていくため、計画期間内で定期的に計画の見直しを行うこととします。学習指導要領や府中市学校教育プランなどの関連計画、改築事業を実施した学校の状況、財政状況などを見ながら、必要に応じて見直しを行います。

### (2) 対象施設

---

本計画の対象施設は、本市が所管する学校施設（小学校22校、中学校11校）とします。（図表1）

【図表1 本市が所管する学校施設】



| 小学校名 |    |                 | 中学校名 |    |              |
|------|----|-----------------|------|----|--------------|
| ●    | 1  | 府中第一小学校 (一小)    | ■    | 1  | 府中第一中学校 (一中) |
| ●    | 2  | 府中第二小学校 (二小)    | ■    | 2  | 府中第二中学校 (二中) |
| ●    | 3  | 府中第三小学校 (三小)    | ■    | 3  | 府中第三中学校 (三中) |
| ●    | 4  | 府中第四小学校 (四小)    | ■    | 4  | 府中第四中学校 (四中) |
| ●    | 5  | 府中第五小学校 (五小)    | ■    | 5  | 府中第五中学校 (五中) |
| ●    | 6  | 府中第六小学校 (六小)    | ■    | 6  | 府中第六中学校 (六中) |
| ●    | 7  | 府中第七小学校 (七小)    | ■    | 7  | 府中第七中学校 (七中) |
| ●    | 8  | 府中第八小学校 (八小)    | ■    | 8  | 府中第八中学校 (八中) |
| ●    | 9  | 府中第九小学校 (九小)    | ■    | 9  | 府中第九中学校 (九中) |
| ●    | 10 | 府中第十小学校 (十小)    | ■    | 10 | 府中第十中学校 (十中) |
| ●    | 11 | 武蔵台小学校 (武蔵台小)   | ■    | 11 | 浅間中学校 (浅間中)  |
| ●    | 12 | 住吉小学校 (住吉小)     |      |    |              |
| ●    | 13 | 新町小学校 (新町小)     |      |    |              |
| ●    | 14 | 本宿小学校 (本宿小)     |      |    |              |
| ●    | 15 | 白糸台小学校 (白糸台小)   |      |    |              |
| ●    | 16 | 矢崎小学校 (矢崎小)     |      |    |              |
| ●    | 17 | 若松小学校 (若松小)     |      |    |              |
| ●    | 18 | 小柳小学校 (小柳小)     |      |    |              |
| ●    | 19 | 南白糸台小学校 (南白糸台小) |      |    |              |
| ●    | 20 | 四谷小学校 (四谷小)     |      |    |              |
| ●    | 21 | 南町小学校 (南町小)     |      |    |              |
| ●    | 22 | 日新小学校 (日新小)     |      |    |              |

## 第2章

### 本計画の位置付け

## 1 本計画の位置付け

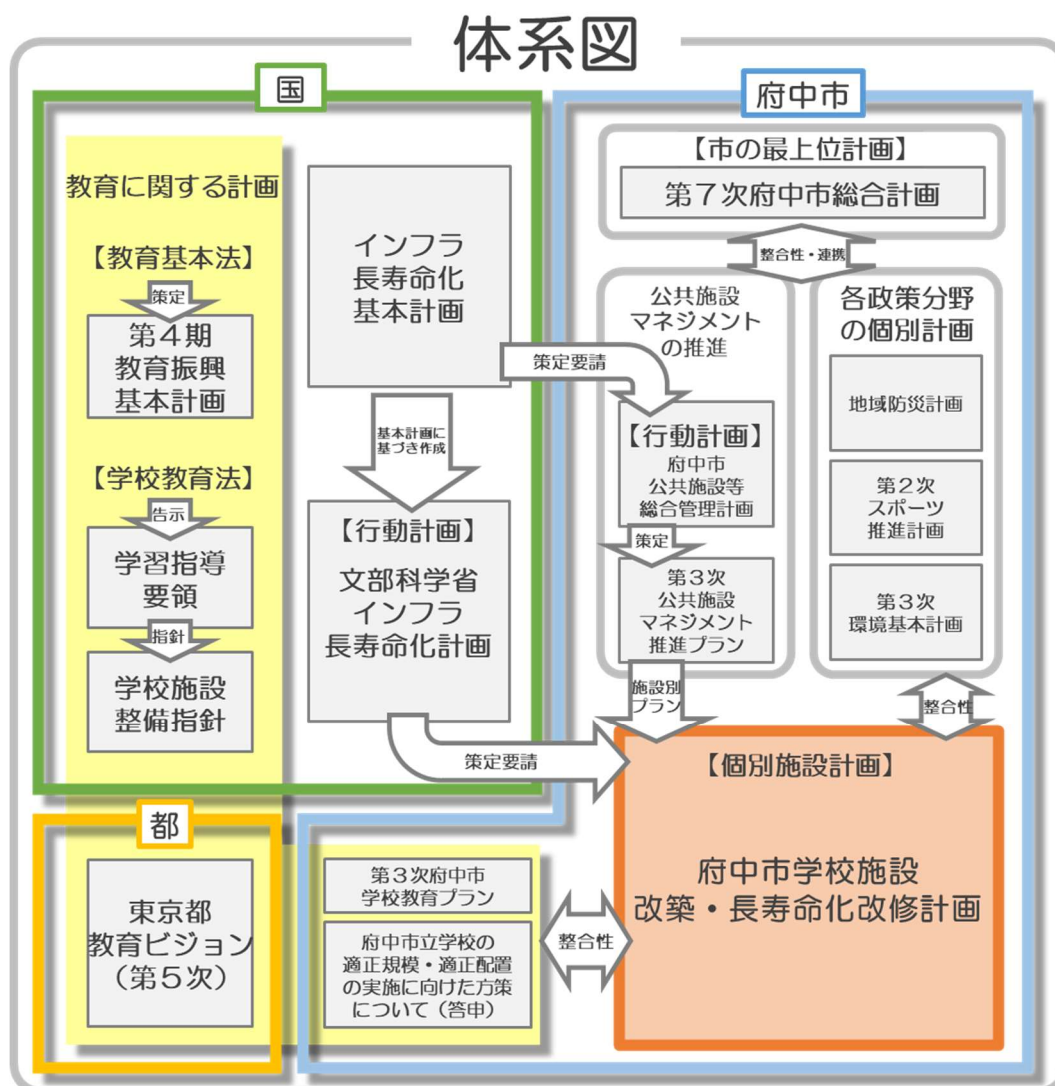
本市では、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画として、府中市公共施設等総合管理計画を定めています。

本計画は、文部科学省の要請に基づき、府中市公共施設等総合管理計画を踏まえ、市立小・中学校の具体的な整備方針を定める個別施設計画として令和2年2月に策定したものを、その後の社会的状況の変化や関連計画の更新、改築事業の状況を踏まえて改定するものです。

図表2に本計画と学校施設に関連する計画との体系図を示します。

本計画は、図表2に示すとおり「教育に関する計画」やスポーツや防災などの「他の分野で関連する計画」、「公共施設マネジメントに関連する計画」などの学校施設に関連する計画、並びに「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」等との整合性を図っていきます。

【図表2 本計画と関連計画の関係性】





## **第3章**

### **学校施設の現状と課題**

# 1 学校施設の役割とこれまでの整備の概要

## (1) 学校施設の役割

---

学校施設は、子供たちの学びの場として、子供たちが一日の中でも多くの時間を過ごす場所であることから、「安全・安心に生活が送れる施設であること」、また、新しい教育ニーズや教育方法などに対応し、「教育環境の充実を図っていくこと」が最も重要なこととなります。

また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、日頃は生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される地域コミュニティの拠点であり、災害時には、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。

## (2) これまでの学校施設の整備状況

---

本市の学校施設は、図表3に示すとおり、昭和30年代に既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建て替えてから、令和元年度から実施している改築事業に至るまで、様々な整備を実施しています。

【図表3 学校施設のこれまでの整備状況】

| 年度           | 内容                             |
|--------------|--------------------------------|
| 昭和30年代       | 既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建て替え         |
| 昭和35年度～56年度  | 小・中学校の開校に伴う新築工事／既存の学校における増改築事業 |
| 平成2年度～10年度   | 中学校の武道場・重層体育館の整備 ※九中は平成15年度    |
| 平成9年度～16年度   | 小・中学校の体育館の耐震改修                 |
| 平成15年度～19年度  | 三中の改築事業                        |
| 平成18年度～25年度  | 小・中学校の校舎の耐震改修                  |
| 平成19年度・20年度  | 小・中学校のトイレの洋式化                  |
| 平成20年度～24年度  | 五中の改築事業                        |
| 平成21年度～25年度  | 十小の改築事業                        |
| 平成22年度・23年度  | 小・中学校の普通教室への空気調和設備の設置          |
| 平成26年度・27年度  | 小・中学校の照明器具のLED化                |
| 平成27年度       | 小・中学校の体育館・武道場の非構造部材の耐震改修       |
| 平成28年度       | 小・中学校の特別教室への空気調和設備の設置          |
| 平成28年度・30年度  | 小学校の体育器具・遊具の改修                 |
| 平成28年度～令和元年度 | 小・中学校の窓ガラス飛散防止フィルム設置           |
| 令和元年度        | 小学校の体育館への空気調和設備の設置             |
| 令和元年度～令和5年度  | 八小・一中の改築事業                     |
| 令和2年度        | 中学校の武道場への空気調和設備の設置             |
| 令和3年度        | 中学校の体育館への空気調和設備の設置             |
| 令和3年度～令和6年度  | 小・中学校の校舎のトイレ改修                 |
| 令和3年度～       | 三小・六小の改築事業                     |

## 2 学校施設の保有状況

ここでは、本市が保有する小・中学校の基礎情報を示します。これらの基礎情報に基づき、第3章の「学校施設の現状と課題」、第4章の「本市の老朽化対策の検討に当たって」、第5章の「本市の老朽化対策の進め方」及び第6章の「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」を取りまとめています。

### (1) 各学校施設の基礎情報

---

図表4及び図表5に示すとおり、各学校施設の現状の基礎情報（令和6年度）として、学校ごとに次に示すアからカまでを整理しました。

#### ア 校地の基礎情報

- (ア) 校地の中にある校舎等の棟数
- (イ) 面積
- (ウ) 1人当たり面積

#### エ 体育館・武道場の基礎情報

※武道場は中学校のみ

- (ア) 築年数
- (イ) 配置（体育館がある階数）
- (ウ) 面積

#### イ 校舎の基礎情報

- (ア) 最も古い校舎の築年数
- (イ) 配置（校地内における校舎の位置）
- (ウ) 階数
- (エ) 構造形式
- (オ) 面積
- (カ) 1人当たり面積

#### オ プールの基礎情報

- (ア) 築年数
- (イ) 配置（プールがある位置）
- (ウ) 小プールの有無

#### カ 校地の所有者

#### ウ 運動場の基礎情報

- (ア) 配置（校地内における運動場の位置）
- (イ) 面積
- (ウ) 1人当たり面積

【図表４ 本市が保有する小学校の基礎情報】

| 学校名   | 校地 |           |                      | 校舎         |    |    |          |           |                      | 運動場 |           |                      | 体育館        |    |           | プール        |    |             | 校地の所有者 |
|-------|----|-----------|----------------------|------------|----|----|----------|-----------|----------------------|-----|-----------|----------------------|------------|----|-----------|------------|----|-------------|--------|
|       | 棟数 | 面積<br>(㎡) | 1人当たり<br>面積<br>(㎡/人) | 築年数<br>(年) | 配置 | 階数 | 構造<br>形式 | 面積<br>(㎡) | 1人当たり<br>面積<br>(㎡/人) | 配置  | 面積<br>(㎡) | 1人当たり<br>面積<br>(㎡/人) | 築年数<br>(年) | 配置 | 面積<br>(㎡) | 築年数<br>(年) | 配置 | 小プールの<br>有無 |        |
| 一小    | 11 | 17,031    | 17.9                 | 48         | 北側 | 4  | RC造      | 8,402     | 8.8                  | 南側  | 9,369     | 9.9                  | 41         | 地上 | 1,003     | 60         | 地上 | あり          | 市      |
| 二小    | 9  | 15,796    | 14.3                 | 36         | 南側 | 4  | RC造      | 7,980     | 7.2                  | 北側  | 8,897     | 8.1                  | 60         | 地上 | 698       | 60         | 地上 | あり          | 市      |
| 三小    | 17 | 26,017    | 33.0                 | 61         | 北側 | 4  | RC造      | 7,171     | 9.1                  | 南側  | 16,394    | 20.8                 | 60         | 地上 | 723       | 67         | 地上 | あり          | 市      |
| 四小    | 14 | 12,805    | 28.1                 | 62         | 北側 | 4  | RC造      | 4,850     | 10.7                 | 南側  | 9,072     | 19.9                 | 60         | 地上 | 698       | 60         | 地上 | あり          | 一部民    |
| 五小    | 18 | 19,442    | 28.6                 | 62         | 南側 | 3  | RC造      | 6,102     | 9.0                  | 北側  | 13,156    | 19.3                 | 60         | 地上 | 698       | 14         | 地上 | あり          | 市      |
| 六小    | 15 | 18,029    | 24.1                 | 62         | 北側 | 4  | RC造      | 6,193     | 8.3                  | 南側  | 8,635     | 11.5                 | 60         | 地上 | 702       | 60         | 地上 | あり          | 市      |
| 七小    | 14 | 15,917    | 44.3                 | 63         | 北側 | 3  | RC造      | 4,906     | 13.7                 | 南側  | 10,291    | 28.7                 | 58         | 地上 | 698       | 60         | 地上 | あり          | 市      |
| 八小    | 4  | 16,319    | 19.1                 | 1          | 北側 | 4  | RC造      | 8,666     | 10.1                 | 南側  | 7,301     | 8.5                  | 1          | 地上 | 1,497     | 2          | 屋上 | あり          | 市      |
| 九小    | 13 | 15,216    | 33.8                 | 60         | 北側 | 4  | RC造      | 6,719     | 14.9                 | 南側  | 5,156     | 11.5                 | 58         | 地上 | 698       | 61         | 地上 | あり          | 市      |
| 十小    | 7  | 19,330    | 27.6                 | 13         | 東側 | 4  | RC造      | 6,983     | 10.0                 | 西側  | 9,074     | 13.0                 | 13         | 地上 | 967       | 11         | 地上 | あり          | 市      |
| 武蔵台小  | 15 | 12,155    | 38.6                 | 59         | 北側 | 4  | RC造      | 5,337     | 16.9                 | 南側  | 6,174     | 19.6                 | 57         | 地上 | 676       | 57         | 地上 | あり          | 市      |
| 住吉小   | 10 | 15,194    | 24.7                 | 58         | 西側 | 4  | RC造      | 6,594     | 10.7                 | 東側  | 8,293     | 13.5                 | 58         | 地上 | 710       | 57         | 地上 | あり          | 市      |
| 新町小   | 8  | 12,895    | 39.2                 | 57         | 北側 | 3  | RC造      | 4,377     | 13.3                 | 南側  | 5,228     | 15.9                 | 56         | 2階 | 724       | 55         | 地上 | あり          | 市      |
| 本宿小   | 12 | 16,405    | 21.5                 | 56         | 北側 | 4  | RC造      | 5,741     | 7.5                  | 南側  | 10,824    | 14.2                 | 55         | 地上 | 689       | 54         | 地上 | あり          | 市      |
| 白糸台小  | 12 | 14,408    | 29.0                 | 56         | 北側 | 4  | RC造      | 4,384     | 8.8                  | 南側  | 7,801     | 15.7                 | 55         | 地上 | 703       | 54         | 地上 | あり          | 市      |
| 矢崎小   | 13 | 11,881    | 31.9                 | 56         | 北側 | 4  | RC造      | 4,257     | 11.4                 | 南側  | 6,878     | 18.4                 | 54         | 3階 | 820       | 53         | 地上 | あり          | 一部民    |
| 若松小   | 12 | 11,164    | 15.5                 | 53         | 南側 | 4  | RC造      | 5,800     | 8.1                  | 北側  | 6,072     | 8.4                  | 53         | 3階 | 832       | 44         | 地上 | あり          | 一部民    |
| 小柳小   | 11 | 14,796    | 22.8                 | 53         | 北側 | 4  | RC造      | 6,443     | 9.9                  | 南側  | 8,461     | 13.0                 | 52         | 地上 | 692       | 51         | 地上 | あり          | 市      |
| 南白糸台小 | 17 | 17,247    | 26.2                 | 52         | 北側 | 4  | RC造      | 5,880     | 8.9                  | 南側  | 8,262     | 12.5                 | 52         | 地上 | 786       | 51         | 地上 | あり          | 市      |
| 四谷小   | 10 | 17,993    | 28.9                 | 52         | 東側 | 4  | RC造      | 5,644     | 9.1                  | 西側  | 11,893    | 19.1                 | 51         | 3階 | 886       | 50         | 地上 | あり          | 市      |
| 南町小   | 12 | 13,601    | 27.1                 | 51         | 東側 | 3  | RC造      | 5,609     | 11.2                 | 西側  | 6,407     | 12.8                 | 50         | 地上 | 808       | 33         | 地上 | あり          | 市      |
| 日新小   | 11 | 17,256    | 34.1                 | 48         | 南側 | 4  | RC造      | 5,499     | 10.9                 | 北側  | 7,926     | 15.7                 | 47         | 地上 | 787       | 46         | 地上 | あり          | 市      |

- ※ 築年数・校地・校舎・運動場・体育館面積（1人当たり面積を含む。）は令和6年度施設台帳データに基づく。
- ※ プール築年数は、大プールと小プールがある場合は大プールの築年数とし、改築・移設があった場合はその年をしゅん工年度とする。
- ※ 三小プールは改築のため令和5年度から解体。令和5年度施設台帳データに基づく。
- ※ 六小校舎は改築のため令和4年度から既存校舎は解体。令和4年度施設台帳データに基づく。

【図表５ 本市が保有する中学校の基礎情報】

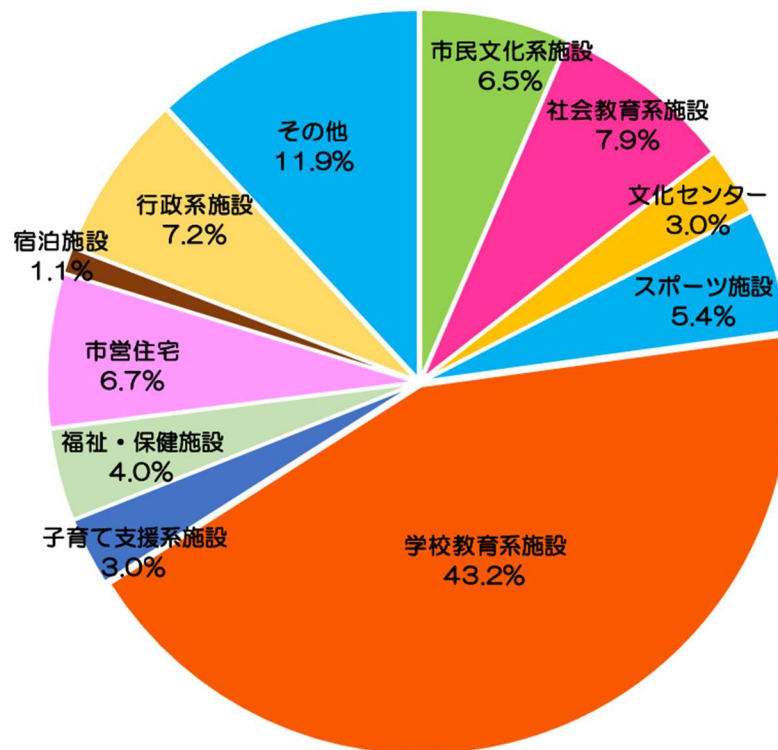
| 学校名 | 校地 |           |                      | 校舎         |    |    |          |           |                      |    | 運動場       |                      |            | 体育館 |           |            | 武道場 |           |            | プール |      |     | 校地の所有者 |
|-----|----|-----------|----------------------|------------|----|----|----------|-----------|----------------------|----|-----------|----------------------|------------|-----|-----------|------------|-----|-----------|------------|-----|------|-----|--------|
|     | 棟数 | 面積<br>(㎡) | 1人当たり<br>面積<br>(㎡/人) | 築年数<br>(年) | 配置 | 階数 | 構造<br>形式 | 面積<br>(㎡) | 1人当たり<br>面積<br>(㎡/人) | 配置 | 面積<br>(㎡) | 1人当たり<br>面積<br>(㎡/人) | 築年数<br>(年) | 配置  | 面積<br>(㎡) | 築年数<br>(年) | 配置  | 面積<br>(㎡) | 築年数<br>(年) | 配置  | 小プール |     |        |
| 一 中 | 8  | 25,634    | 42.9                 | 1          | 北側 | 5  | RC造      | 10,163    | 17.0                 | 南側 | 15,365    | 25.7                 | 1          | 地上  | 1,483     | 31         | 地下  | 1,465     | 30         | 屋上  | なし   | 市   |        |
| 二 中 | 11 | 19,242    | 29.3                 | 59         | 北側 | 4  | RC造      | 8,080     | 12.3                 | 南側 | 8,655     | 13.2                 | 35         | 地下  | 2,416     | 35         | 地上  | 1,010     | 34         | 屋上  | なし   | 市   |        |
| 三 中 | 4  | 21,771    | 35.8                 | 18         | 北側 | 3  | RC造      | 8,945     | 14.7                 | 南側 | 10,351    | 17.0                 | 35         | 地下  | 2,453     | 35         | 地上  | 1,154     | 34         | 屋上  | なし   | 一部民 |        |
| 四 中 | 15 | 18,153    | 31.4                 | 56         | 北側 | 4  | RC造      | 8,244     | 14.3                 | 南側 | 9,142     | 15.8                 | 34         | 地下  | 2,527     | 34         | 地上  | 1,240     | 33         | 屋上  | なし   | 市   |        |
| 五 中 | 6  | 19,780    | 42.7                 | 49         | 北側 | 3  | RC造      | 8,559     | 18.5                 | 南側 | 9,343     | 20.2                 | 34         | 地下  | 2,725     | 34         | 地上  | 1,153     | 33         | 屋上  | なし   | 市   |        |
| 六 中 | 21 | 19,703    | 34.1                 | 60         | 西側 | 4  | RC造      | 7,281     | 12.6                 | 東側 | 10,063    | 17.4                 | 34         | 地下  | 2,629     | 34         | 地上  | 1,194     | 33         | 屋上  | なし   | 市   |        |
| 七 中 | 7  | 12,262    | 50.3                 | 58         | 北側 | 5  | RC造      | 5,284     | 21.7                 | 南側 | 6,748     | 27.7                 | 32         | 地下  | 2,927     | 32         | 地上  | 1,128     | 31         | 屋上  | なし   | 市   |        |
| 八 中 | 13 | 17,417    | 24.6                 | 52         | 西側 | 4  | RC造      | 6,786     | 9.6                  | 東側 | 8,960     | 12.6                 | 52         | 地上  | 1,129     | 32         | 地上  | 1,456     | 31         | 屋上  | なし   | 市   |        |
| 九 中 | 14 | 19,711    | 43.4                 | 49         | 西側 | 4  | RC造      | 6,200     | 13.7                 | 東側 | 8,818     | 19.4                 | 49         | 地上  | 1,147     | 22         | 地上  | 1,474     | 47         | 地上  | なし   | 市   |        |
| 十 中 | 7  | 16,680    | 55.0                 | 46         | 南側 | 4  | RC造      | 5,667     | 18.7                 | 北側 | 9,026     | 29.8                 | 45         | 2階  | 1,240     | 29         | 地上  | 1,300     | 7          | 地上  | なし   | 市   |        |
| 浅間中 | 9  | 20,050    | 37.9                 | 44         | 北側 | 4  | RC造      | 6,139     | 11.6                 | 南側 | 10,736    | 20.3                 | 43         | 2階  | 1,256     | 27         | 地上  | 1,384     | 42         | 地上  | なし   | 市   |        |

- ※ 築年数・校地・校舎・運動場・体育館面積（1人当たり面積を含む。）は令和6年度施設台帳データに基づく。
- ※ プール築年数は、大プールと小プールがある場合は大プールの築年数とし、改築・移設があった場合はその年をしゅん工年度とする。

## (2) 公共施設全体における学校施設

図表6に示すとおり、学校施設は本市の公共施設全体の面積に占める割合が43.2%と最も大きくなっています。

【図表6 本市の公共施設全体に占める学校教育系施設の割合】



出典：第3次府中市公共施設マネジメント推進プラン

### 3 学校施設の老朽化における現状と課題

#### 《現状》

- ✓ 多くの学校で最も古い校舎の築年数が50年を超えています。
- ✓ 構造・体や意匠・設備の劣化が進んでおり、劣化状況が学校ごとに異なります。

#### 《課題》

- ✓ 築年数及び構造・体・意匠・設備の劣化状況を総合的に評価し、計画的かつ柔軟な老朽化対策が必要です。

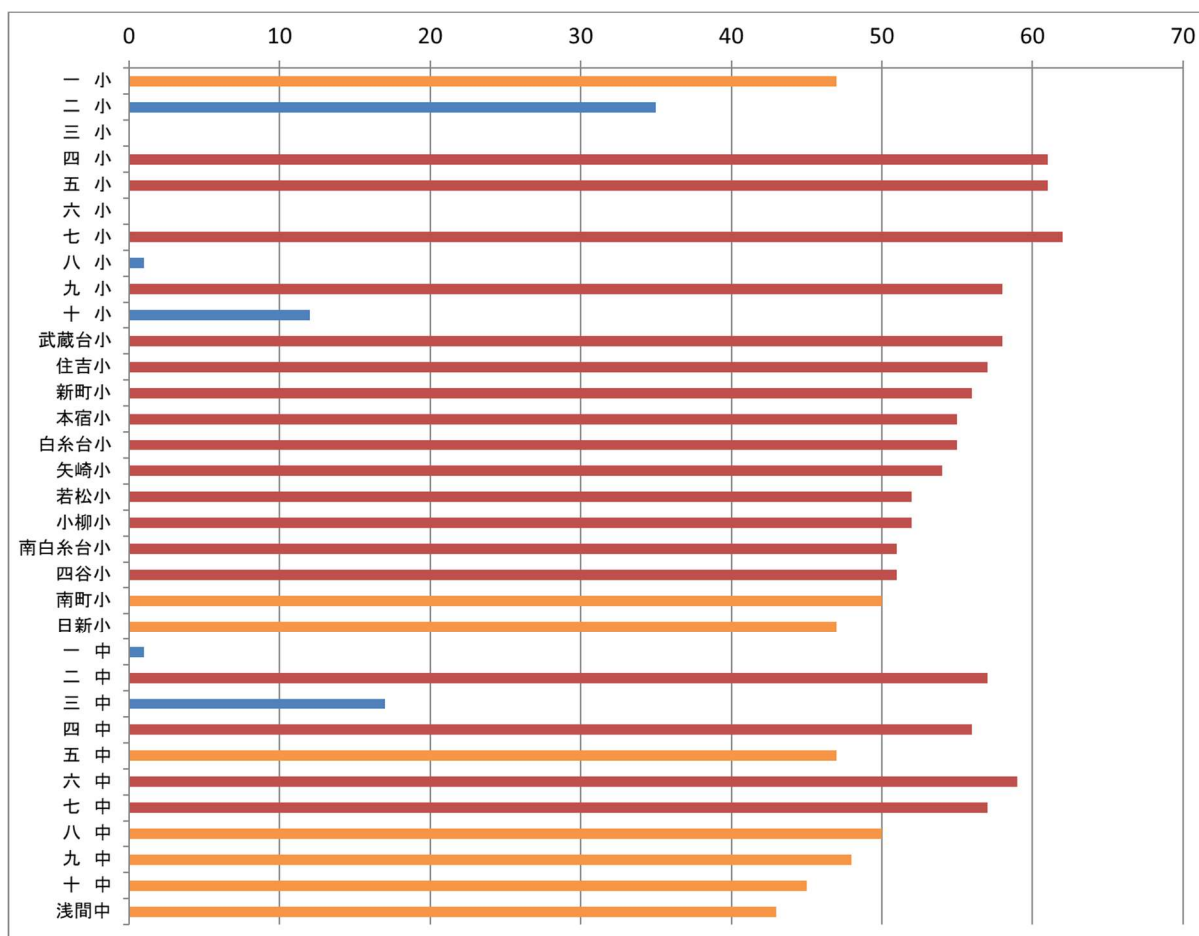
## (1) 学校施設の老朽化について

### ア 現状

#### (ア) 学校施設の築年数

図表7に示すとおり、多くの学校では最も古い校舎の築年数が、令和6年度末時点で50年を超えており、一部の学校が築60年を超えている状況です。

【図表7 各学校施設の最も古い校舎の築年数 （令和6年度末時点）】



- ※ 令和6年度末での築年数を掲載しています。
- ※ 三小・六小は、改築中のため、0としています。

## (イ) 学校施設の劣化状況

本市では、現状の学校施設の劣化状況を把握することを目的とし、平成26年度から平成28年度までの3年間にわたり、校舎などの老朽化対策調査を行いました。

学校施設の劣化状況に関わる主な調査項目は、「構造く体調査（コンクリートの圧縮強度・コンクリートの中性化の深さ）」及び「意匠・設備の劣化状況調査（仕上材、機械設備、電気設備などの劣化状況）」とし、コンクリートの圧縮強度及び中性化の深さについては、コンクリートコアの採取により定量的な評価を行い、仕上材、機械設備、電気設備などの劣化状況については、改修履歴の確認や目視の外観調査を行い、劣化状況を評価しています。



## **イ 課題**

本市では、多くの学校で築年数が50年を超えており、早急な老朽化対策が必要ですが、築年数の最も古い学校が、必ずしも劣化状況が最も進行しているとは限らないことから、学校施設ごとの構造・体や意匠・設備の劣化状況なども含めて総合的な評価を行い、学校ごとに老朽化対策の優先順位を付け、計画的かつ柔軟な老朽化対策を実施する必要があります。

## 4 児童・生徒の教育環境における現状と課題

### 《現状》

- ✓ 本市の児童・生徒数は、将来的に緩やかな減少傾向にあります。
- ✓ 都内の他区市町村に比べ、1校当たりの平均の児童・生徒数が多くなっています。
- ✓ 学校間の児童・生徒数の差が拡大しており、大規模化している学校がある一方、小規模化している学校があります。
- ✓ 学校ごとに普通教室等の大きさや各諸室の種類、室数などに違いがあります。

### 《課題》

- ✓ 児童・生徒数の増減に対して、柔軟に対応できる学校施設の整備を行う必要があります。
- ✓ 適正規模・適正配置の考え方を整理した上で、大規模化や小規模化が進んだ場合に、学校規模の適正化を図る必要があります。
- ✓ 公立学校としての性質を鑑み、できる限り公平な教育環境を整える必要があります。

## (1) 児童・生徒数及び学級数について

### ア 現状

#### (ア) 本市全体の児童・生徒数及び学級数

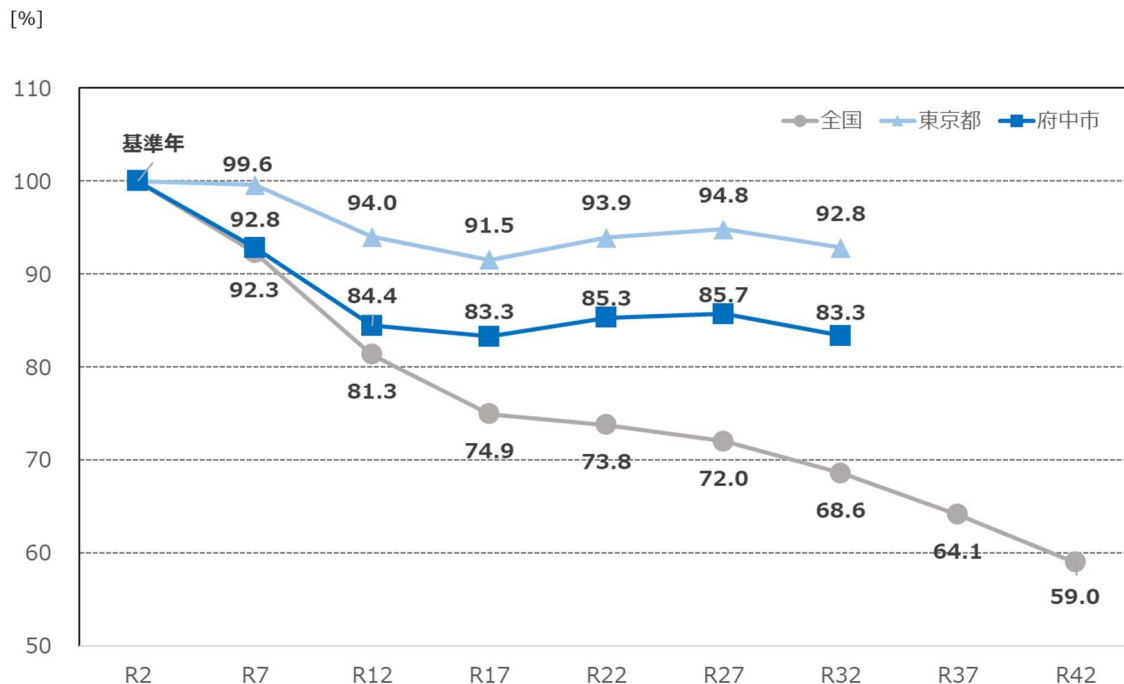
図表8に示すとおり、東京都や本市のような都市部では、5歳～14歳人口は、将来的に緩やかに減少していく見込みです。また、全国の5歳～14歳人口も同じく減少傾向に転じており、令和42年度には、現在の6割程度まで減少する見込みとなっています。

また、図表9及び図表10に示すとおり、1校当たりの平均の児童・生徒数で比較すると、小学校では602人、中学校では547人となり、東京都や全国平均より多くなっています。

また、児童・生徒1人当たりの平均の校舎面積では、小学校では9.6㎡、中学校では13.4㎡となり、東京都や全国平均より小さくなっています。

なお、児童・生徒1人当たりの平均の校地面積については、東京都内の他自治体と同様の値となっています。

【図表8 5歳から14歳までの将来人口推計】



出典：全 国＝「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)  
東京都＝「日本の地域(東京都)別将来推計人口(令和5年度)」(国立社会保障・人口問題研究所)  
府中市＝「日本の地域(府中市)別将来推計人口(令和5年度)」(国立社会保障・人口問題研究所)

【図表9 学校数・学級数・児童数における本市と他自治体との比較（小学校）】

| 区市町村名 | 学校数    | 学級数     | 児童数       | 1校あたりの児童数 | 校舎㎡        |         |        |         | 校地㎡         |          |         |         |
|-------|--------|---------|-----------|-----------|------------|---------|--------|---------|-------------|----------|---------|---------|
|       | 校      | 学級      | 人         |           | 面 積        | 平 均 面 積 |        |         | 面 積         | 平 均 面 積  |         |         |
|       |        |         |           |           |            | 1校当たり   | 1学級当たり | 児童1人当たり |             | 1校当たり    | 1学級当たり  | 児童1人当たり |
| 千代田区  | 8      | 118     | 3,301     | 413       | 44,256     | 5,532.0 | 375.1  | 13.4    | 40,917      | 5,114.6  | 346.8   | 12.4    |
| 中央区   | 16     | 298     | 8,796     | 550       | 113,155    | 7,072.2 | 379.7  | 12.9    | 91,652      | 5,728.3  | 307.6   | 10.4    |
| 港区    | 19     | 358     | 10,773    | 567       | 120,601    | 6,347.4 | 336.9  | 11.2    | 130,346     | 6,860.3  | 364.1   | 12.1    |
| 新宿区   | 29     | 377     | 10,019    | 346       | 122,504    | 4,224.3 | 324.9  | 12.2    | 200,574     | 6,916.3  | 532.0   | 20.0    |
| 文京区   | 20     | 379     | 10,980    | 549       | 108,590    | 5,429.5 | 286.5  | 9.9     | 128,700     | 6,435.0  | 339.6   | 11.7    |
| 台東区   | 19     | 254     | 7,078     | 373       | 87,902     | 4,626.4 | 346.1  | 12.4    | 84,636      | 4,454.5  | 333.2   | 12.0    |
| 墨田区   | 25     | 381     | 10,404    | 417       | 114,167    | 4,566.7 | 299.7  | 11.0    | 162,158     | 6,486.3  | 425.6   | 15.6    |
| 江東区   | 45     | 836     | 24,665    | 549       | 268,675    | 5,970.6 | 321.4  | 10.9    | 376,011     | 8,355.8  | 449.8   | 15.2    |
| 品川区   | 31     | 488     | 14,178    | 458       | 168,638    | 5,439.9 | 345.6  | 11.9    | 229,254     | 7,395.3  | 469.8   | 16.2    |
| 目黒区   | 22     | 357     | 10,181    | 463       | 112,930    | 5,133.2 | 316.3  | 11.1    | 197,266     | 8,966.6  | 552.6   | 19.4    |
| 大田区   | 59     | 1,014   | 29,497    | 500       | 308,461    | 5,228.2 | 304.2  | 10.5    | 523,740     | 8,876.9  | 516.5   | 17.8    |
| 世田谷区  | 61     | 1,276   | 38,302    | 628       | 364,161    | 5,969.9 | 285.4  | 9.5     | 660,760     | 10,832.1 | 517.8   | 17.3    |
| 渋谷区   | 18     | 269     | 7,488     | 416       | 83,292     | 4,627.3 | 309.6  | 11.1    | 131,021     | 7,278.9  | 487.1   | 17.5    |
| 中野区   | 21     | 376     | 10,882    | 519       | 125,331    | 5,968.1 | 333.3  | 11.5    | 205,121     | 9,767.7  | 545.5   | 18.8    |
| 杉並区   | 40     | 779     | 22,321    | 559       | 219,791    | 5,494.8 | 282.1  | 9.8     | 399,131     | 9,978.3  | 512.4   | 17.9    |
| 豊島区   | 22     | 329     | 9,262     | 421       | 101,783    | 4,626.5 | 309.4  | 11.0    | 167,678     | 7,621.7  | 509.7   | 18.1    |
| 北区    | 34     | 512     | 13,981    | 412       | 158,923    | 4,674.2 | 310.4  | 11.4    | 291,253     | 8,566.3  | 568.9   | 20.8    |
| 荒川区   | 24     | 327     | 9,072     | 378       | 120,021    | 5,000.9 | 367.0  | 13.2    | 156,381     | 6,515.9  | 478.2   | 17.2    |
| 板橋区   | 51     | 820     | 23,627    | 464       | 249,705    | 4,896.2 | 304.5  | 10.6    | 513,235     | 10,063.4 | 625.9   | 21.7    |
| 練馬区   | 65     | 1,161   | 33,503    | 516       | 330,534    | 5,085.1 | 284.7  | 9.9     | 802,900     | 12,352.3 | 691.6   | 24.0    |
| 足立区   | 67     | 1,054   | 29,727    | 444       | 383,594    | 5,725.3 | 363.9  | 12.9    | 692,239     | 10,331.9 | 656.8   | 23.3    |
| 葛飾区   | 49     | 740     | 20,351    | 416       | 220,818    | 4,506.5 | 298.4  | 10.9    | 469,789     | 9,587.5  | 634.9   | 23.1    |
| 江戸川区  | 66     | 1,125   | 32,637    | 495       | 304,939    | 4,620.3 | 271.1  | 9.3     | 656,925     | 9,953.4  | 583.9   | 20.1    |
| 区計    | 811    | 13,628  | 391,025   | 483       | 4,232,771  | 5,219   | 310.6  | 10.8    | 7,311,687   | 9,015.6  | 536.5   | 18.7    |
| 八王子市  | 69     | 949     | 24,288    | 352       | 331,396    | 4,802.8 | 349.2  | 13.6    | 1,251,953   | 18,144.2 | 1,319.2 | 51.5    |
| 立川市   | 19     | 313     | 8,586     | 452       | 110,649    | 5,823.6 | 353.5  | 12.9    | 275,309     | 18,144.2 | 879.6   | 32.1    |
| 武蔵野市  | 12     | 218     | 6,526     | 544       | 77,086     | 6,423.8 | 353.6  | 11.8    | 140,569     | 11,714.1 | 644.8   | 21.5    |
| 三鷹市   | 15     | 317     | 9,478     | 632       | 80,932     | 5,395.5 | 255.3  | 8.5     | 166,902     | 11,126.8 | 526.5   | 17.6    |
| 青梅市   | 17     | 227     | 5,367     | 316       | 92,89      | 5,464.2 | 409.2  | 17.3    | 283,013     | 16,647.8 | 1,246.8 | 52.7    |
| 府中市   | 22     | 443     | 13,227    | 602       | 126,705    | 5,759.3 | 286.0  | 9.6     | 356,523     | 16,205.6 | 804.8   | 27.0    |
| 昭島市   | 13     | 209     | 5,649     | 435       | 58,724     | 4,517.2 | 281.0  | 10.4    | 210,177     | 16,167.5 | 1,005.6 | 37.2    |
| 調布市   | 20     | 385     | 11,579    | 579       | 109,539    | 5,477.0 | 284.5  | 9.5     | 248,798     | 12,439.9 | 646.2   | 21.5    |
| 町田市   | 42     | 742     | 20,484    | 488       | 250,280    | 5,959.0 | 337.3  | 12.2    | 708,074     | 16,858.9 | 954.3   | 34.6    |
| 小金井市  | 9      | 200     | 6,132     | 682       | 50,230     | 5,581.1 | 251.2  | 8.2     | 117,980     | 13,108.9 | 589.9   | 19.2    |
| 小平市   | 19     | 358     | 10,360    | 546       | 100,443    | 5,286.5 | 280.6  | 9.7     | 280,586     | 14,767.7 | 783.8   | 27.1    |
| 日野市   | 17     | 329     | 9,376     | 552       | 93,785     | 5,516.8 | 285.1  | 10.0    | 291,912     | 17,171.3 | 887.3   | 31.1    |
| 東村山市  | 15     | 245     | 6,941     | 463       | 81,091     | 5,406.1 | 331.0  | 11.7    | 236,765     | 15,784.3 | 966.4   | 34.1    |
| 国分寺市  | 10     | 211     | 6,157     | 616       | 47,929     | 4,792.9 | 227.2  | 7.8     | 118,146     | 11,814.6 | 559.9   | 19.2    |
| 国立市   | 8      | 129     | 3,302     | 413       | 37,771     | 4,721.4 | 292.8  | 11.4    | 99,038      | 12,379.8 | 767.7   | 30.0    |
| 福生市   | 7      | 92      | 2,220     | 318       | 31,576     | 4,510.9 | 343.2  | 14.2    | 93,568      | 13,366.9 | 1,017.0 | 42.1    |
| 狛江市   | 6      | 133     | 3,924     | 654       | 31,533     | 5,255.5 | 237.1  | 8.0     | 72,357      | 12,059.5 | 544.0   | 18.4    |
| 東大和市  | 10     | 154     | 4,262     | 427       | 46,910     | 4,691.0 | 304.6  | 11.0    | 141,718     | 14,171.8 | 920.2   | 33.3    |
| 清瀬市   | 9      | 137     | 3,554     | 395       | 40,597     | 4,510.8 | 296.3  | 11.4    | 127,431     | 14,159.0 | 930.2   | 35.9    |
| 東久留米市 | 12     | 209     | 5,699     | 475       | 61,464     | 5,122.0 | 294.1  | 10.8    | 168,947     | 14,078.9 | 808.4   | 29.6    |
| 武蔵村山市 | 9      | 140     | 3,760     | 418       | 45,240     | 5,026.7 | 323.1  | 12.0    | 118,102     | 13,122.4 | 843.6   | 31.4    |
| 多摩市   | 17     | 252     | 6,609     | 389       | 87,699     | 5,158.8 | 348.0  | 13.3    | 388,696     | 22,864.5 | 1,542.4 | 58.8    |
| 稲城市   | 12     | 192     | 5,391     | 450       | 61,611     | 5,134.3 | 320.9  | 11.4    | 215,225     | 17,935.4 | 1,121.0 | 39.9    |
| 羽村市   | 7      | 101     | 2,583     | 369       | 31,828     | 4,546.9 | 315.1  | 12.3    | 94,376      | 13,482.3 | 934.4   | 36.5    |
| あきる野市 | 10     | 143     | 3,817     | 382       | 40,078     | 4,007.8 | 280.3  | 10.5    | 169,139     | 16,913.9 | 1,182.8 | 44.3    |
| 西東京市  | 18     | 350     | 10,006    | 556       | 100,062    | 5,559.0 | 285.9  | 10.0    | 242,431     | 13,468.4 | 692.7   | 24.2    |
| 市計    | 424    | 7,178   | 199,277   | 470       | 2,228,049  | 5,254.8 | 310.4  | 11.2    | 6,617,735   | 15,607.9 | 921.9   | 33.2    |
| 瑞穂町   | 5      | 60      | 1,461     | 293       | 20,463     | 4,092.6 | 341.1  | 14.0    | 80,523      | 16,104.6 | 1,342.1 | 55.1    |
| 日の出町  | 3      | 40      | 990       | 330       | 14,885     | 4,961.7 | 372.1  | 15.0    | 49,134      | 16,378.0 | 1,228.4 | 49.6    |
| 檜原村   | 1      | 7       | 60        | 60        | 2,333      | 2,333.0 | 333.3  | 38.9    | 6,778       | 6,778.0  | 968.3   | 113.0   |
| 奥多摩町  | 2      | 14      | 143       | 72        | 6,567      | 3,283.5 | 469.1  | 45.9    | 36,397      | 18,198.5 | 2,599.8 | 254.5   |
| 郡部計   | 11     | 121     | 2,654     | 242       | 44,248     | 4,022.5 | 365.7  | 16.7    | 172,832     | 15,712.0 | 1,428.4 | 60.5    |
| 大島町   | 3      | 19      | 299       | 100       | 9,392      | 3,130.7 | 494.3  | 31.4    | 47,704      | 15,901.3 | 2,510.7 | 159.5   |
| 利島村   | 1      | 4       | 19        | 19        | 546        | 546.0   | 136.5  | 28.7    |             |          |         |         |
| 新島村   | 2      | 11      | 108       | 54        | 3,509      | 1,754.5 | 319.0  | 32.5    | 16,558      | 8,279.0  | 1,505.3 | 153.3   |
| 神津島村  | 1      | 7       | 124       | 124       | 2,193      | 2,193.0 | 313.3  | 17.7    | 11,647      | 11,647.0 | 1,663.9 | 93.9    |
| 三宅村   | 1      | 8       | 94        | 94        | 1,944      | 1,944.0 | 243.0  | 20.7    | 13,510      | 13,510.0 | 1,688.8 | 143.7   |
| 御蔵島村  | 1      | 5       | 27        | 27        | 1,212      | 1,212.0 | 242.4  | 44.9    |             |          |         |         |
| 八丈町   | 3      | 20      | 328       | 110       | 9,022      | 3,007.3 | 451.1  | 27.5    | 35,441      | 11,813.7 | 1,772.1 | 108.1   |
| 青ヶ島村  | 1      | 3       | 5         | 5         | 1,118      | 1,118.0 | 372.7  | 223.6   |             |          |         |         |
| 小笠原村  | 2      | 14      | 172       | 86        | 2,613      | 1,306.5 | 186.6  | 15.2    | 13,571      | 6,785.5  | 969.4   | 84.3    |
| 島部計   | 15     | 91      | 1,165     | 78        | 31,549     | 2,103.3 | 346.7  | 27.1    | 138,431     | 9,228.7  | 1,521.2 | 118.8   |
| 町村計   | 26     | 212     | 3,819     | 147       | 75,797     | 2,915.3 | 357.5  | 19.8    | 311,263     | 11,971.7 | 1,468.2 | 81.5    |
| 都計    | 1261   | 21,018  | 594,121   | 472       | 6,536,617  | 5,183.7 | 311.0  | 11.0    | 14,240,685  | 11,293.2 | 677.5   | 24.0    |
| 国計    | 18,870 | 272,727 | 5,983,414 | 318       | 81,892,000 | 4,339.8 | 300.3  | 13.7    | 324,757,337 | 17,210.2 | 1,190.8 | 54.3    |

※ 各データは、令和5年5月1日現在

※ 学級数・児童数は、特別支援学級を含む。

出典：「令和5年度 東京都における小中学校施設の現状」（東京都）  
「公立学校施設実態調査」（文部科学省）

【図表１０ 学校数・学級数・生徒数における本市と他自治体との比較（中学校）】

| 区市町村名 | 学校数   | 学級数     | 生徒数       | 1校あたりの<br>生徒数 | 校舎㎡        |         |            |             | 校地㎡         |          |            |             |
|-------|-------|---------|-----------|---------------|------------|---------|------------|-------------|-------------|----------|------------|-------------|
|       | 校     | 学級      | 人         |               | 面 積        | 平 均 面 積 |            |             | 面 積         | 平 均 面 積  |            |             |
|       |       |         |           |               |            | 1校当たり   | 1学級<br>当たり | 生徒1人<br>当たり |             | 1校当たり    | 1学級<br>当たり | 生徒1人<br>当たり |
| 千代田区  | 2     | 20      | 717       | 359           | 16,115     | 8,057.5 | 700.7      | 22.5        | 15,054      | 7,527.0  | 654.5      | 21.0        |
| 中央区   | 4     | 53      | 1,705     | 427           | 34,135     | 8,533.8 | 644.1      | 20.0        | 26,079      | 6,519.8  | 492.1      | 15.3        |
| 港区    | 10    | 83      | 2,331     | 234           | 74,064     | 7,406.4 | 892.3      | 31.8        | 133,743     | 13,374.3 | 1,611.4    | 57.4        |
| 新宿区   | 10    | 94      | 2,877     | 288           | 57,335     | 5,733.5 | 609.9      | 19.9        | 102,017     | 10,201.7 | 1,085.3    | 35.5        |
| 文京区   | 10    | 85      | 2,353     | 236           | 53,637     | 5,363.7 | 631.0      | 22.8        | 85,593      | 8,559.3  | 1,007.0    | 36.4        |
| 台東区   | 7     | 72      | 2,232     | 319           | 36,931     | 5,275.9 | 512.9      | 16.5        | 42,533      | 6,076.1  | 590.7      | 19.1        |
| 墨田区   | 10    | 132     | 4,010     | 401           | 61,731     | 6,173.1 | 467.7      | 15.4        | 83,140      | 8,314.0  | 629.8      | 20.7        |
| 江東区   | 23    | 252     | 8,069     | 351           | 128,209    | 5,574.3 | 508.8      | 15.9        | 225,394     | 9,799.7  | 894.4      | 27.9        |
| 品川区   | 9     | 96      | 2,963     | 330           | 56,158     | 6,239.8 | 585.0      | 19.0        | 74,783      | 8,309.2  | 779.0      | 25.2        |
| 目黒区   | 9     | 93      | 2,833     | 315           | 49,846     | 5,538.4 | 536.0      | 17.6        | 110,186     | 12,242.9 | 1,184.8    | 38.9        |
| 大田区   | 28    | 355     | 11,060    | 395           | 172,510    | 6,161.1 | 485.9      | 15.6        | 362,350     | 12,941.1 | 1,020.7    | 32.8        |
| 世田谷区  | 29    | 375     | 11,899    | 411           | 181,258    | 6,250.3 | 483.4      | 15.2        | 433,176     | 14,937.1 | 1,155.1    | 36.4        |
| 渋谷区   | 8     | 65      | 1,951     | 244           | 44,210     | 5,526.3 | 680.2      | 22.7        | 87,306      | 10,913.3 | 1,343.2    | 44.7        |
| 中野区   | 9     | 109     | 3,548     | 395           | 58,461     | 6,495.7 | 536.3      | 16.5        | 106,049     | 11,783.2 | 972.9      | 29.9        |
| 杉並区   | 23    | 224     | 6,842     | 298           | 134,780    | 5,860.0 | 601.7      | 19.7        | 283,325     | 12,318.5 | 1,264.8    | 41.4        |
| 豊島区   | 8     | 89      | 2,795     | 350           | 49,444     | 6,180.5 | 555.6      | 17.7        | 82,459      | 10,307.4 | 926.5      | 29.5        |
| 北区    | 12    | 152     | 4,753     | 397           | 84,779     | 7,064.9 | 557.8      | 17.8        | 153,647     | 12,803.9 | 1,010.8    | 32.3        |
| 荒川区   | 10    | 117     | 3,403     | 341           | 60,002     | 6,000.2 | 512.8      | 17.6        | 83,468      | 8,346.8  | 713.4      | 24.5        |
| 板橋区   | 22    | 293     | 9,343     | 425           | 138,576    | 6,298.9 | 473.0      | 14.8        | 302,139     | 13,733.6 | 1,031.2    | 32.3        |
| 練馬区   | 33    | 423     | 13,482    | 409           | 187,907    | 5,694.2 | 444.2      | 13.9        | 527,607     | 15,988.1 | 1,247.3    | 39.1        |
| 足立区   | 35    | 433     | 13,593    | 389           | 218,682    | 6,248.1 | 505.0      | 16.1        | 454,792     | 12,994.1 | 1,050.3    | 33.5        |
| 葛飾区   | 24    | 284     | 8,678     | 362           | 135,218    | 5,634.1 | 476.1      | 15.6        | 273,250     | 11,385.4 | 962.1      | 31.5        |
| 江戸川区  | 32    | 463     | 14,930    | 467           | 190,671    | 5,958.5 | 411.8      | 12.8        | 424,265     | 13,258.3 | 916.3      | 28.4        |
| 区計    | 367   | 4,365   | 136,367   | 372           | 2,224,659  | 6,061.7 | 509.7      | 16.3        | 4,472,355   | 12,186.3 | 1,024.6    | 32.8        |
| 八王子市  | 37    | 411     | 12,388    | 335           | 207,374    | 5,604.7 | 504.6      | 16.7        | 855,601     | 23,124.4 | 2,081.8    | 69.1        |
| 立川市   | 9     | 120     | 3,783     | 421           | 64,432     | 7,159.1 | 536.9      | 17.0        | 175,244     | 19,471.6 | 1,460.4    | 46.3        |
| 武蔵野市  | 6     | 63      | 1,991     | 332           | 42,312     | 7,052.0 | 671.6      | 21.3        | 98,775      | 16,462.5 | 1,567.9    | 49.6        |
| 三鷹市   | 7     | 113     | 3,559     | 509           | 48,741     | 6,963.0 | 431.3      | 13.7        | 117,469     | 16,781.3 | 1,039.5    | 33.0        |
| 青梅市   | 11    | 112     | 2,975     | 271           | 65,888     | 5,989.8 | 588.3      | 22.1        | 199,945     | 18,176.8 | 1,785.2    | 67.2        |
| 府中市   | 11    | 183     | 6,012     | 547           | 80,729     | 7,339.0 | 441.1      | 13.4        | 210,403     | 19,127.5 | 1,149.7    | 35.0        |
| 昭島市   | 6     | 88      | 2,626     | 438           | 34,730     | 5,788.3 | 394.7      | 13.2        | 114,492     | 19,082.0 | 1,301.0    | 43.6        |
| 調布市   | 8     | 138     | 4,469     | 559           | 51,466     | 6,433.3 | 372.9      | 11.5        | 170,924     | 21,365.5 | 1,238.6    | 38.2        |
| 町田市   | 20    | 321     | 10,129    | 507           | 146,413    | 7,320.7 | 456.1      | 14.5        | 396,003     | 19,800.2 | 1,233.7    | 39.1        |
| 小金井市  | 5     | 71      | 2,272     | 455           | 32,177     | 6,435.4 | 453.2      | 14.2        | 89,323      | 17,864.6 | 1,258.1    | 39.3        |
| 小平市   | 8     | 137     | 4,324     | 541           | 55,005     | 6,875.6 | 401.5      | 12.7        | 143,395     | 17,924.4 | 1,046.7    | 33.2        |
| 日野市   | 8     | 139     | 4,313     | 540           | 55,097     | 6,887.1 | 396.4      | 12.8        | 162,522     | 20,315.3 | 1,169.2    | 37.7        |
| 東村山市  | 8     | 115     | 3,571     | 447           | 45,220     | 5,652.5 | 393.2      | 12.7        | 134,166     | 16,770.8 | 1,166.7    | 37.6        |
| 国分寺市  | 5     | 75      | 2,344     | 469           | 25,670     | 5,134.0 | 342.3      | 11.0        | 74,476      | 14,895.2 | 993.0      | 31.8        |
| 国立市   | 3     | 44      | 1,337     | 446           | 17,883     | 5,961.0 | 406.4      | 13.4        | 59,564      | 19,854.7 | 1,353.7    | 44.6        |
| 福生市   | 3     | 40      | 1,104     | 368           | 17,791     | 5,930.3 | 444.8      | 16.1        | 65,472      | 21,824.0 | 1,636.8    | 59.3        |
| 狛江市   | 4     | 48      | 1,393     | 349           | 21,106     | 5,276.5 | 439.7      | 15.2        | 60,492      | 15,123.0 | 1,260.3    | 43.4        |
| 東大和市  | 5     | 67      | 2,091     | 419           | 26,710     | 5,342.0 | 398.7      | 12.8        | 92,772      | 18,554.4 | 1,384.7    | 44.4        |
| 清瀬市   | 5     | 59      | 1,770     | 354           | 26,347     | 5,269.4 | 446.6      | 14.9        | 82,612      | 16,522.4 | 1,400.2    | 46.7        |
| 東久留米市 | 7     | 85      | 2,613     | 374           | 40,222     | 5,746.0 | 473.2      | 15.4        | 121,642     | 17,377.4 | 1,431.1    | 46.6        |
| 武蔵村山市 | 5     | 67      | 2,005     | 401           | 28,777     | 5,755.4 | 429.5      | 14.4        | 83,824      | 16,764.8 | 1,251.1    | 41.8        |
| 多摩市   | 9     | 111     | 3,108     | 346           | 52,970     | 5,885.6 | 477.2      | 17.0        | 262,379     | 29,153.2 | 2,363.8    | 84.4        |
| 稲城市   | 6     | 75      | 2,304     | 384           | 35,724     | 5,954.0 | 476.3      | 15.5        | 132,217     | 22,036.2 | 1,762.9    | 57.4        |
| 羽村市   | 3     | 46      | 1,398     | 466           | 21,576     | 7,192.0 | 469.0      | 15.4        | 61,218      | 20,406.0 | 1,330.8    | 43.8        |
| あきる野市 | 6     | 69      | 2,096     | 350           | 31,160     | 5,193.3 | 451.6      | 14.9        | 125,796     | 20,966.0 | 1,823.1    | 60.0        |
| 西東京市  | 9     | 146     | 4,307     | 479           | 555,176    | 6,130.7 | 377.9      | 12.8        | 133,244     | 14,804.9 | 912.6      | 30.9        |
| 市計    | 214   | 2,943   | 90,282    | 422           | 1,330,696  | 6,218.2 | 452.2      | 14.7        | 4,223,970   | 19,738.2 | 1,435.3    | 46.8        |
| 瑞穂町   | 2     | 23      | 744       | 372           | 12,414     | 6,207.0 | 539.7      | 16.7        | 52,667      | 26,333.5 | 2,289.9    | 70.8        |
| 日の出町  | 2     | 19      | 509       | 255           | 10,947     | 5,473.5 | 576.2      | 21.5        | 49,820      | 24,910.0 | 2,622.1    | 97.9        |
| 檜原村   | 1     | 4       | 27        | 27            | 3,158      | 3,158.0 | 789.5      | 117.0       | 7,442       | 7,442.0  | 1,860.5    | 275.6       |
| 奥多摩町  | 1     | 5       | 64        | 64            | 3,514      | 3,514.0 | 702.8      | 54.9        | 15,364      | 15,364.0 | 3,072.8    | 240.1       |
| 郡部計   | 6     | 51      | 1,344     | 224           | 30,033     | 5,005.5 | 588.9      | 22.3        | 125,293     | 20,882.2 | 2,456.7    | 93.2        |
| 大島町   | 3     | 11      | 137       | 46            | 7,742      | 2,580.7 | 703.8      | 56.5        | 58,342      | 19,447.3 | 5,303.8    | 425.9       |
| 利島村   | 1     | 3       | 12        | 12            | 970        | 970.0   | 323.3      | 80.8        | 7,155       | 7,155.0  | 2,385.0    | 596.3       |
| 新島村   | 2     | 7       | 42        | 21            | 4,174      | 2,087.0 | 596.3      | 99.4        | 29,968      | 14,984.0 | 4,281.1    | 713.5       |
| 神津島村  | 1     | 3       | 40        | 40            | 2,110      | 2,110.0 | 703.3      | 52.8        | 11,037      | 11,037.0 | 3,679.0    | 275.9       |
| 三宅村   | 1     | 3       | 42        | 42            | 2,037      | 2,037.0 | 679.0      | 48.5        | 20,928      | 20,928.0 | 6,976.0    | 498.3       |
| 御蔵島村  | 1     | 2       | 8         | 8             | 1,398      | 1,398.0 | 699.0      | 174.8       | 9,084       | 9,084.0  | 4,542.0    | 1,135.5     |
| 八丈町   | 3     | 11      | 143       | 48            | 6,813      | 2,271.0 | 619.4      | 47.6        | 55,468      | 18,489.3 | 5,042.5    | 387.9       |
| 青ヶ島村  | 1     | 2       | 3         | 3             | 1,440      | 1,440.0 | 720.0      | 480.0       | 8,549       | 8,549.0  | 4,274.5    | 2,849.7     |
| 小笠原村  | 2     | 8       | 81        | 41            | 2,976      | 1,488.0 | 372.0      | 36.7        | 17,634      | 8,817.0  | 2,204.3    | 217.7       |
| 島部計   | 15    | 50      | 508       | 34            | 29,660     | 1,977.3 | 593.2      | 58.4        | 218,165     | 14,544.3 | 4,363.3    | 429.5       |
| 町村計   | 21    | 101     | 1,852     | 89            | 59,693     | 2,842.5 | 591.0      | 32.2        | 343,458     | 16,355.1 | 3,400.6    | 185.5       |
| 都 計   | 602   | 7,409   | 228,501   | 380           | 3,615,048  | 6,005.1 | 487.9      | 15.8        | 9,039,783   | 15,016.3 | 1,220.1    | 39.6        |
| 国 計   | 9,331 | 112,841 | 2,938,059 | 315           | 48,385,000 | 5,185.4 | 428.8      | 16.5        | 234,929,084 | 25,177.3 | 2,081.9    | 80.0        |

※ 各データは、令和5年5月1日現在

※ 学級数・生徒数は、特別支援学級を含む。

出典：「令和5年度 東京都における小中学校施設の現状」（東京都）  
「公立学校施設実態調査」（文部科学省）

## (イ) 学校ごとの児童・生徒数及び学級数

学校ごとの児童・生徒数（令和４年度）は、図表１１及び図表１２に示すとおり、小学校では二小が１，１１９人と最も多く、武蔵台小が２６０人と最も少ない状況で、中学校では八中が７５５人と最も多く、七中が２３１人と最も少ない状況です。図表１３及び図表１４に将来の学校ごとの児童・生徒数の推移を示していますが、本市の全域で児童・生徒数の減少が見込まれます。

学級数については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に学級編成の基準が示されており、小学校は令和７年度にかけて順次３５人学級編成へ移行しています。さらに、本市では、東京都の学級編成基準に基づき、中学１年生についても、３５人学級編成としています。図表１５に示すとおり、本市の児童・生徒数は、小学校では昭和５５年、中学校では昭和６１年をピークに、現在は減少していますが、学級数については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の学級編成の基準が少人数化してきたことから、１学校当たりの平均学級数は、児童・生徒数のピーク時と現在を比較した場合でも、大きな変動は見られていない状況です。

【図表１１ 小学校の児童数・学級数の推移】

| 学校名   | 児童数（人）      |              |                    | 学級数（学級）     |              |                    |
|-------|-------------|--------------|--------------------|-------------|--------------|--------------------|
|       | R4<br>2022年 | R10<br>2028年 | 今後<br>6年<br>R10-R4 | R4<br>2022年 | R10<br>2028年 | 今後<br>6年<br>R10-R4 |
| 一小    | 1,014       | 948          | -66                | 30          | 30           | 0                  |
| 二小    | 1,119       | 979          | -140               | 32          | 31           | -1                 |
| 三小    | 774         | 731          | -43                | 23          | 23           | 0                  |
| 四小    | 500         | 499          | -1                 | 15          | 17           | 2                  |
| 五小    | 802         | 707          | -95                | 24          | 23           | -1                 |
| 六小    | 758         | 493          | -265               | 23          | 17           | -6                 |
| 七小    | 364         | 303          | -61                | 12          | 12           | 0                  |
| 八小    | 715         | 558          | -157               | 22          | 19           | -3                 |
| 九小    | 441         | 416          | -25                | 14          | 13           | -1                 |
| 十小    | 699         | 582          | -117               | 21          | 19           | -2                 |
| 武蔵台小  | 260         | 203          | -57                | 10          | 10           | 0                  |
| 住吉小   | 461         | 276          | -185               | 14          | 11           | -3                 |
| 新町小   | 359         | 272          | -87                | 13          | 11           | -2                 |
| 本宿小   | 708         | 572          | -136               | 22          | 18           | -4                 |
| 白糸台小  | 554         | 405          | -149               | 19          | 15           | -4                 |
| 矢崎小   | 418         | 355          | -63                | 14          | 12           | -2                 |
| 若松小   | 646         | 566          | -80                | 20          | 20           | 0                  |
| 小柳小   | 638         | 544          | -94                | 19          | 18           | -1                 |
| 南白糸台小 | 637         | 479          | -158               | 19          | 18           | -1                 |
| 四谷小   | 698         | 617          | -81                | 22          | 21           | -1                 |
| 南町小   | 445         | 345          | -100               | 13          | 12           | -1                 |
| 日新小   | 495         | 289          | -206               | 18          | 10           | -8                 |
| 計     | 13,505      | 11,139       | -2,366             | 419         | 380          | -39                |

※ 令和４年４月１日現在の推計値

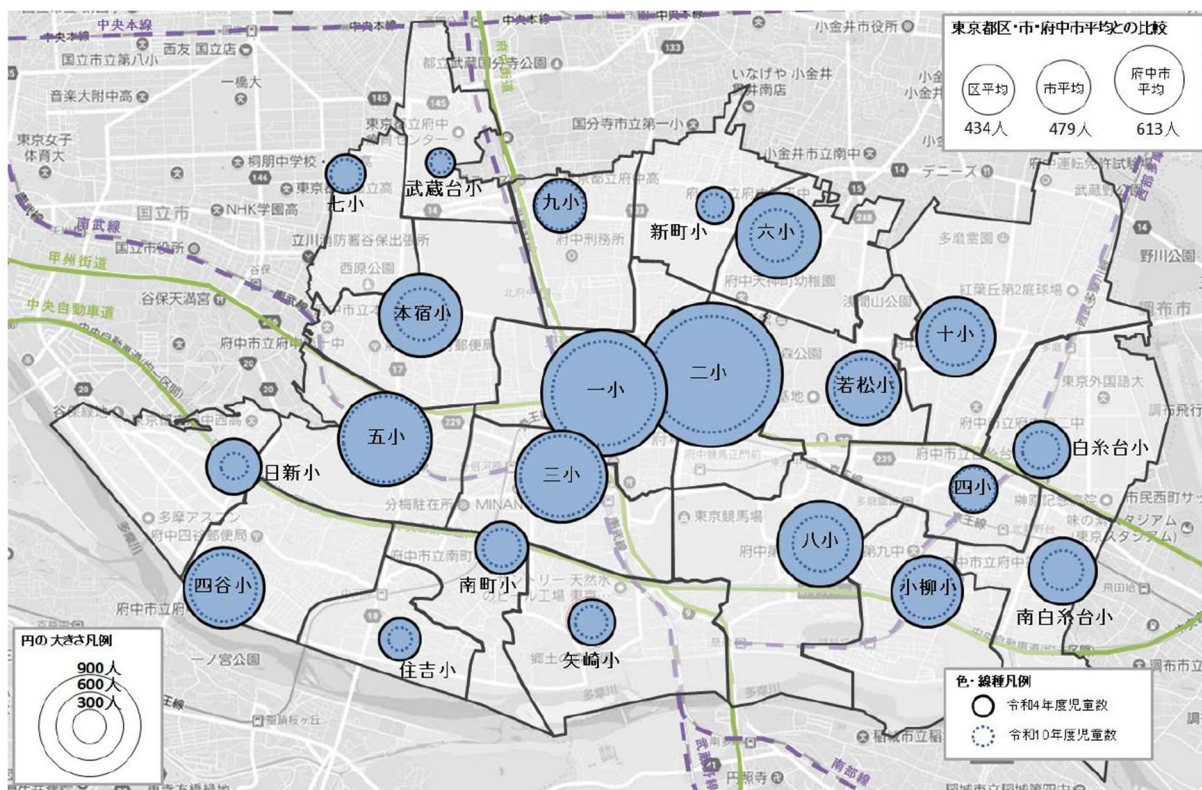
【図表１２ 中学校の生徒数・学級数の推移】

| 学校名 | 生徒数（人）      |              |                    |              |                     | 学級数（学級）     |              |                    |              |                     |
|-----|-------------|--------------|--------------------|--------------|---------------------|-------------|--------------|--------------------|--------------|---------------------|
|     | R4<br>2022年 | R10<br>2028年 | 今後<br>6年<br>R10-R4 | R16<br>2034年 | 今後<br>12年<br>R16-R4 | R4<br>2022年 | R10<br>2028年 | 今後<br>6年<br>R10-R4 | R16<br>2034年 | 今後<br>12年<br>R16-R4 |
| 一中  | 622         | 613          | -9                 | 526          | -96                 | 15          | 18           | 3                  | 15           | 0                   |
| 二中  | 670         | 666          | -4                 | 436          | -234                | 19          | 17           | -2                 | 12           | -7                  |
| 三中  | 615         | 619          | 4                  | 510          | -105                | 17          | 17           | 0                  | 15           | -2                  |
| 四中  | 632         | 696          | 64                 | 569          | -63                 | 17          | 19           | 2                  | 15           | -2                  |
| 五中  | 447         | 446          | -1                 | 254          | -193                | 13          | 12           | -1                 | 8            | -5                  |
| 六中  | 628         | 588          | -40                | 444          | -184                | 18          | 16           | -2                 | 12           | -6                  |
| 七中  | 231         | 206          | -25                | 160          | -71                 | 7           | 6            | -1                 | 6            | -1                  |
| 八中  | 755         | 678          | -77                | 431          | -324                | 21          | 18           | -3                 | 12           | -9                  |
| 九中  | 433         | 446          | 13                 | 355          | -78                 | 12          | 12           | 0                  | 10           | -2                  |
| 十中  | 346         | 348          | 2                  | 270          | -76                 | 10          | 10           | 0                  | 9            | -1                  |
| 浅間中 | 597         | 625          | 28                 | 528          | -69                 | 17          | 17           | 0                  | 15           | -2                  |
| 計   | 5,976       | 5,931        | -45                | 4,483        | -1,493              | 166         | 162          | -4                 | 129          | -37                 |

※ 令和４年４月１日現在の推計値

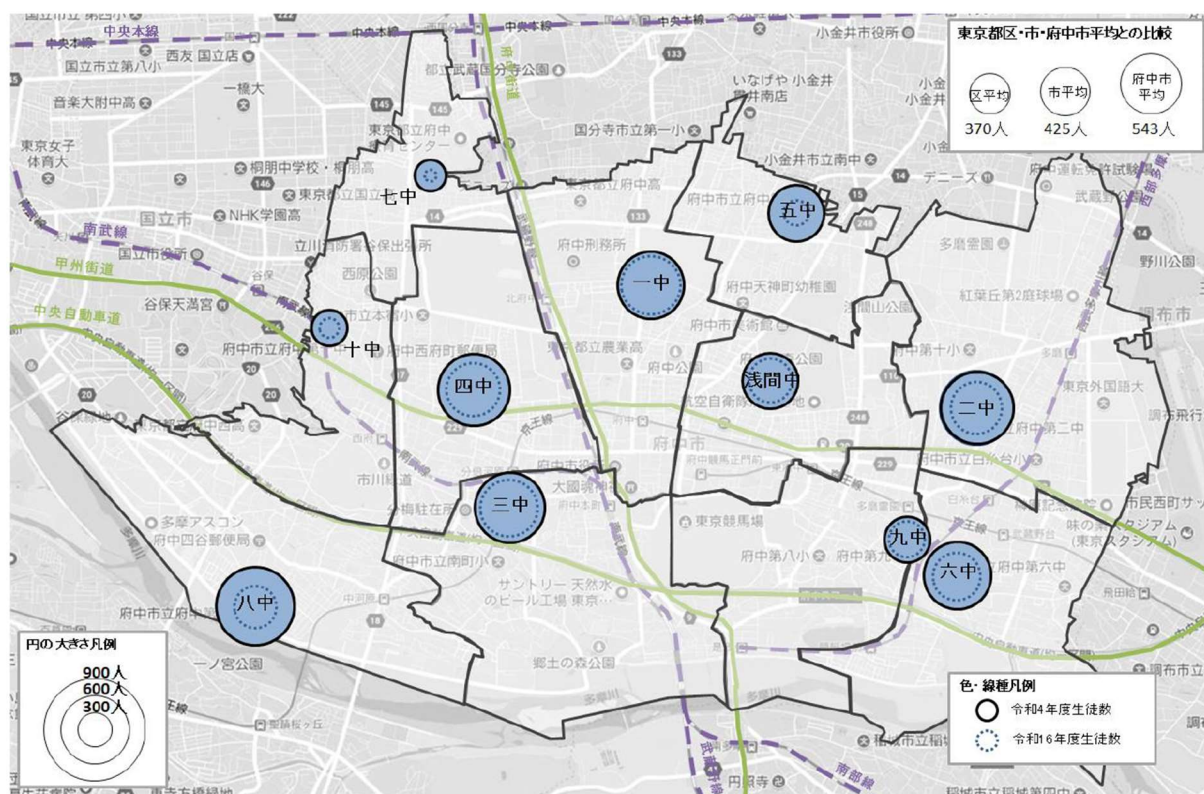


【図表13 小学校の児童数推計】



- ※ 令和4年度の児童数は特別支援学級を含む5月1日現在の数、令和10年度の児童数は推計値
- ※ 東京都区・市・府中市平均との比較は東京都「東京都における小中学校施設の現状」文部科学省/「公立学校施設実態調査」より（令和4年5月1日現在）

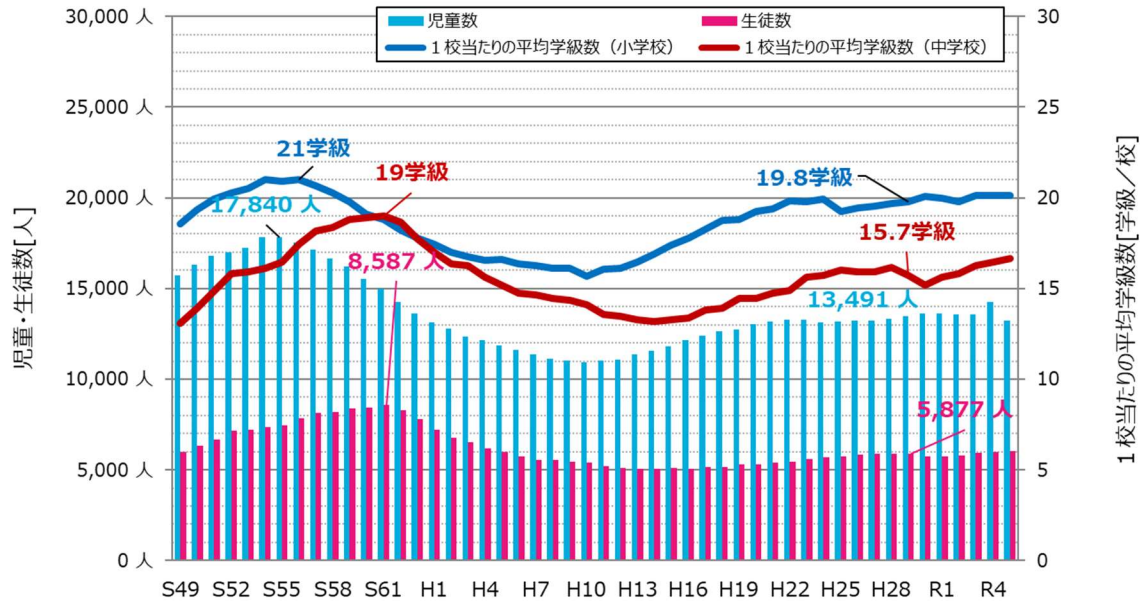
【図表14 中学校の生徒数推計】



- ※ 令和4年度の児童数は特別支援学級を含む5月1日現在の数、令和16年度の児童数は推計値
- ※ 東京都区・市・府中市平均との比較は東京都「東京都における小中学校施設の現状」文部科学省/「公立学校施設実態調査」より（令和4年5月1日現在）



【図表 15 小・中学校の学級数推移及び児童・生徒数の推移】



## イ 課題

本市全体の児童・生徒数の現状より、将来的に5歳～14歳人口は緩やかに減少していく見込みであることから、児童・生徒数の変動に対して、柔軟に対応できる学校施設の整備を行う必要があります。

図表11及び図表12に示すとおり、大規模校及び小規模校が発生すると次のような影響が考えられます。そのため、令和5年12月の「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」において示された内容を踏まえて、各学校の適正規模・適正配置の具体的な方策を検討し、学校規模の適正化を図ることが必要になっています。

府中市が示す、学級規模の考え方は次のとおりです。

|       | 小学校     | 中学校     |
|-------|---------|---------|
| 大規模校  | 25学級以上  | 19学級以上  |
| 標準規模校 | 12～24学級 | 12～18学級 |
| 小規模校  | 11学級以下  | 11学級以下  |

学級数が多くなると、次の影響などが考えられます。

- 学芸会等の学校行事において、一人一人の活躍の機会が少ない。
- 部活動の施設利用に制約が生じる。
- 人数が多いことで、情緒に不安のある児童・生徒は順応に時間が掛かる。
- 人数が多いため利用できる施設も限られるなど、社会科見学や遠足での行き先が絞られる。

学級数が少なくなると、次の影響などが考えられます。

- クラス替えができないので、人間関係に課題が生じた場合に解決が難しくなりやすい。
- 部活動の選択肢が少ない。
- 集団の中で多様な考え方に接する機会や切磋琢磨する機会が限られてしまう。
- 運動会や文化祭等クラス単位で競い合う教育活動が少なくなる。

出典：府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

## (2) 校地全体の配置や広さについて

---

### ア 現状

図表4及び図表5で示したとおり、校地内における校舎及び運動場の配置については、校地内の北側に校舎があり南側に運動場がある学校や、校地内の南側に校舎があり北側に運動場がある学校、その他に校舎と運動場が東西方向に配置されている学校など、配置に違いがある状況です。

校地の面積や、児童・生徒一人当たりの校舎面積、運動場及び体育館の面積についても学校ごとに違いがあります。

校地の面積については、小学校では三小が約26,000m<sup>2</sup>と最も広く、若松小が約11,200m<sup>2</sup>と最も狭い状況で、中学校では一中が約25,600m<sup>2</sup>と最も広く、七中が約12,300m<sup>2</sup>と最も狭い状況です。

また、児童・生徒一人当たりの校舎面積については、小学校では九小が14.9m<sup>2</sup>/人と最も広く、二小が7.2m<sup>2</sup>/人と最も狭い状況で、中学校では七中が21.7m<sup>2</sup>/人と最も広く、八中が9.6m<sup>2</sup>/人で最も狭い状況です。

児童・生徒一人当たりの運動場及び体育館の面積についても、同様に学校ごとに差がある状況です。

### イ 課題

学校ごとの建物の配置等によって、教室の採光条件や温度環境及び児童・生徒一人当たりの校舎面積が異なっているため、学校ごとの教育環境に違いがあります。教育環境の公平性を担保するために、これらの違いをできる限り平準化する取組が必要です。

### (3) 校舎内の諸室について

#### ア 現状

##### (ア) 普通教室及び共用部の面積

本市では、標準的な基準がない中で、学校ごとに学校施設の整備を進めてきたこともあり、普通教室及び共用部の大きさに違いがある状況です。近年の十小、三中、五中、八小、一中における改築前後の普通教室の面積を例に示すと、図表16のとおり、改築後は普通教室の面積などが増加しています。

なお、普通教室の面積が大きくなることや共用部の面積比率が高くなることは、校舎面積が大きくなる一因となっています。

【図表16 近年改築した学校の校舎及び普通教室の改築前後の面積】

| 学校名 | 普通教室面積<br>(改築前) | 普通教室面積<br>(改築後) | 校舎面積<br>(改築前) | 校舎面積<br>(改築後) | 校舎面積の比<br>較 |
|-----|-----------------|-----------------|---------------|---------------|-------------|
| 十小  | 63㎡             | 64㎡             | 4,425㎡        | 6,983㎡        | 1.58倍       |
| 三中  | 63㎡             | 90㎡             | 6,101㎡        | 8,945㎡        | 1.47倍       |
| 五中  | 63㎡             | 90㎡             | 6,146㎡        | 8,559㎡        | 1.39倍       |
| 八小  | 63㎡             | 68㎡             | 7,606㎡        | 8,666㎡        | 1.14倍       |
| 一中  | 63㎡             | 76.5㎡           | 7,323㎡        | 9,885㎡        | 1.35倍       |

※ 八小・一中の改築後普通教室面積は、ロッカーを教室内に設置していない面積  
出典：令和6年度施設台帳

## (イ) 諸室の種類及び室数

本市においては、学校ごとに諸室の種類や設置数に違いがある状況です。

図表15に示したとおり、本市では昭和50年代から平成の初めにかけて、児童・生徒数が減少したことに伴い、普通教室の数に余裕が生まれたことから、その空いた教室を活用し、教育方法の多様化などに対応する部屋として、多目的室やコンピュータ室を児童・生徒の交流の場としてランチルームなどの部屋を整備してきました。また、平成16年度からは、児童・生徒の学習の習熟度に合わせ、少人数によるきめ細やかな指導を行うため、小学校では算数、中学校では数学と英語で、少人数・習熟度別指導を実施しており、そのために必要となる学習室を整備してきました。

その後、各学校の児童・生徒数の増減状況によって、空いた教室を活用して設置した多目的室などの諸室を、改めて普通教室へ戻したことにより、学校ごとに設置されている諸室の種類や室数に差が生じています。

## イ 課題

現状では、学校ごとに普通教室の大きさや共用部の面積比率、諸室の種類、室数などの教育環境に違いがあることから、公立学校としての性質に鑑み、できる限り公平な教育環境を整える必要があります。

## 5 新たな教育ニーズへの取組と課題

### 《現状》

- ☑ 特別支援教育、不登校対策、ICT教育への取組が進められています。

### 《課題》

- ☑ 新たな教育ニーズを踏まえた学校施設の整備を行っていく必要があります。

## (1) 特別支援教育への取組について

本市は、特別支援教育の取組として、通常の学級における特別支援教育の充実、特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級の4つの取組を進めています。

### ア 現状

#### (ア) 通常の学級における特別支援教育の充実

通常の学級における特別支援教育の充実では、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、個々の実態に応じた授業づくりや安全・安心な学校生活が送れる学級づくりを行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を推進しています。

学校施設においては、平成15年に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律が改正され、それ以降に建設された学校施設では、学校施設内の移動の円滑化や誰もが利用しやすいトイレを設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に基づいた教育環境を整備しており、通常の学級へ通学しやすい環境を整備しています。本市の小・中学校における、ユニバーサルデザインの視点に立った教育環境の整備の状況は図表17のとおりです。

【図表１７ 本市のバリアフリーへの取組状況】

|                          | 小学校                                       | 中学校                               |
|--------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------|
| エレベーター                   | 6校<br>(三小、六小、八小、十小、<br>本宿小、若松小)           | 7校<br>(一中、二中、三中、五中、<br>六中、七中、浅間中) |
| 誰でもトイレ<br>(車いす・オストメイト対応) | 9校<br>(二小、三小、五小、六小、八小、<br>十小、本宿小、若松小、日新小) | 6校<br>(一中、二中、三中、五中、十中、浅間中)        |

## (イ) 特別支援学級

特別支援学級については、知的障害の児童・生徒を対象にしており、特別支援学級に在籍する子供たちは、通常の学級に籍を置かず、特別の教育課程による教育を受けています。特別支援学級の設置校は、小学校で6校、中学校で3校となります。また、例として、二小の特別支援学級における諸室構成を示します。二小は、4学級設置されていますので、普通教室として通常の学級の半分の大きさの教室を4教室、通常の学級と同じ大きさのプレイルームとして1教室、職員室を1室設置しています。

## (ウ) 特別支援教室

特別支援教室は、通常の学級に在籍する自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（以下「発達障害等」といいます。）のある児童・生徒を対象として、特別支援教室を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、特別な指導（自立活動）を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするものです。（図表１８参照）

特別支援教室の対象となる児童・生徒は、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成１８年３月３１日付１７文科初第１１１７８号）により規定されているとおり、通常の学級に在籍し、知的障害がなく発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒となります。

本市では、平成３０年度から全ての小学校に、令和２年度から全ての中学校に特別支援教室を設置しました。令和４年度には、小学校の拠点校を５校から１０校に、中学校の拠点校を２校から４校に増設し、特別支援教室での指導の充実を図っています。（図表１９参照）

## (工) 難聴言語通級指導学級

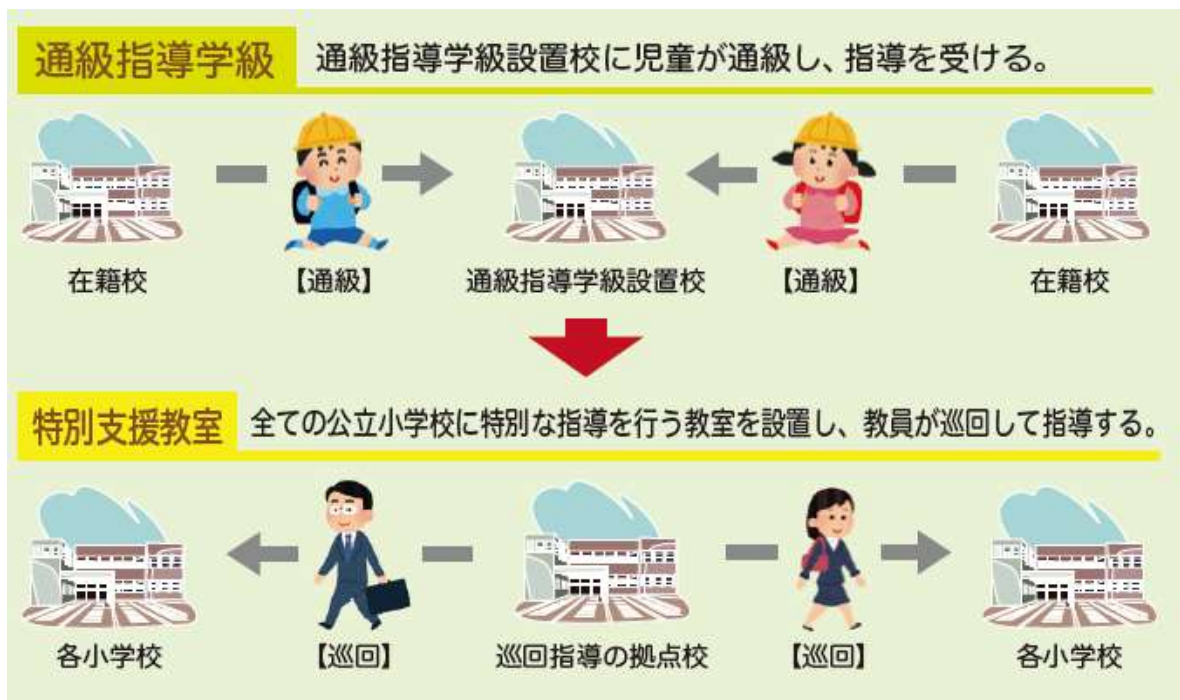
通級指導学級については、言語障害及び難聴の学級を市内小学校2校に設置しています。通級指導学級に通う子供は、通常の学級に在籍し、基本的に授業は通常の学級で受けます。障害の実態に応じ、週1時間から8時間まで、通級指導学級の設置校に移動し、特別な指導（自立活動）を受けます。（図表18参照）

## イ 課題

特別支援教育については、平成19年度から、学校教育法を含め、障害者に関する法改正が行われ、子供たちの自立と社会参加を見据えて、一人1台端末等のICT機器の活用や教室環境の改善を図るなど、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるとともに、安全で安心した環境で学習が行えるよう、ユニバーサルデザインや合理的配慮の視点に立って学習環境を整備していくことが求められています。



【図表１８ 通級指導学級と特別支援教室の概要（小学校の場合）】



【図表１９ 特別支援教室の拠点校及び巡回グループ】

| 拠点校   | 巡回校     | 拠点校 | 巡回校    |
|-------|---------|-----|--------|
| 三小    | 五小      | 三中  | 八中     |
| 八小    | 四小      | 五中  | 一中、浅間中 |
| 九小    | 一小      | 六中  | 二中、九中  |
| 十小    | 白糸台小    | 七中  | 四中、十中  |
| 武蔵台小  | 七小、本宿小  |     |        |
| 住吉小   | 矢崎小、南町小 |     |        |
| 新町小   | 六小      |     |        |
| 若松小   | 二小      |     |        |
| 南白糸台小 | 小柳小     |     |        |
| 日新小   | 四谷小     |     |        |

## (2) 不登校対策の取組

---

### ア 現状

近年、市立小・中学校における不登校の児童・生徒数ですが、国や東京都と同様、増加傾向にあります。不登校支援では、不登校の児童・生徒が個々の状況の適した場所で、支援を受けることができる環境づくりが求められており、本市においては、令和5年度に市立小・中学校全校に校内別室支援としてサポートルームを設置するとともに、令和7年度の開設に向けて、学びの多様化学校の準備を進めています。

サポートルームは、不登校の未然防止と学校復帰を目指して、学校に登校できるものの、教室には入れない、入りづらいといった児童・生徒が、教室に戻って学習できるように、教室以外の場所で学べる環境を設置しています。

また、学びの多様化学校は、社会的自立や学校復帰を目指して、移転する教育センター内に、浅間中の分教室として設置します。対象は、不登校の中学生で、各学年10名程度です。正規の教員が配置され、特別なカリキュラムの下、授業を行っていきます。なお、入室した生徒の在籍は、浅間中となります。

### イ 課題

現在、サポートルームは、空き教室を使用している学校や、空き教室がない場合に、相談室や図書室などを使用している学校など、学校の実情に応じて運用しています。今後の改築事業に当たっては、サポートルームとしての利用も踏まえて、使用目的に応じた柔軟な教室配置を検討する必要があります。

### (3) ICT教育への取組について

#### ア 現状

本市では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT教育環境の整備を進めています。

図表20に示すとおり、平成30年度に三小、矢崎小、八中をモデル校とし、先行して大型提示装置を整備するとともに、40台の児童・生徒用タブレットパソコン(充電機能付き保管庫を含みます。)を導入しました。

さらに、小学校では令和元年度に全ての学校に大型掲示装置を導入し、中学校では令和2年度に全ての学校に電子黒板機能付きプロジェクタを整備しています。国が推進するGIGAスクール構想を踏まえ、令和2年度には全ての児童・生徒に一人1台タブレット端末を導入しています。

【図表20 ICT教育に係る整備状況】

| 年度     | 内容                                       | 対象学校                |
|--------|------------------------------------------|---------------------|
| 平成30年度 | 大型提示装置<br>及び児童・生徒用タブレット端末の導入             | モデル校<br>(三小、矢崎小、八中) |
| 令和元年度  | ① 大型掲示装置の導入<br>② 教員用タブレット端末の導入           | ① 小学校20校<br>② 全校    |
| 令和2年度  | ① 電子黒板機能付きプロジェクタの導入<br>② 児童・生徒用一人1台端末の導入 | ① 中学校10校<br>② 全校    |

#### イ 課題

ICT機器等が目まぐるしく進歩していく中で、教育におけるICT機器の活用が更に多様化することも見込まれることや、経年による機器の更新時期を迎えていることから、今後のICT教育の方向性を踏まえるとともに、教室の側面や後方、教室外の共有スペースでの学びが自由に行えるよう、学校施設の整備を行っていく必要があります。

## 6 地域拠点としての学校施設の現状と課題

### 《現状》

- ✓ 府中市地域防災計画にて、学校施設は災害時の一次避難所としての役割を果たす必要があります。
- ✓ 一部の教室、校庭、体育館、武道場の地域開放を行っています。

### 《課題》

- ✓ 一次避難所として、高齢者や要配慮者への対応、最低限のインフラ整備、避難所運営に配慮した施設を整備する必要があります。
- ✓ 更なる地域開放の拡充に向けて、地域開放範囲の拡大の検討を進めるとともに、門扉や校舎内のセキュリティ確保など防犯対策を考慮した施設を整備する必要があります。

## (1) 一次避難所としての学校施設について

### ア 現状

府中市地域防災計画において、図表21に示すとおり、本市の震災時における諸条件が定められていますが、学校施設については、震災が発生した場合、学校施設は身の危険を及ぼす事象が収束されるまでの間、校庭については指定避難場所に位置付けられており、その後、自宅損壊等により一時的に生活場所の確保が困難な市民を受け入れ、保護するため、図表22のとおり、学校施設の体育館が一次避難所に位置付けられています。

一次避難所となる学校施設の管理運営は市、地域住民が連携して行い、学校は、児童・生徒在校時には、その保護・取引対応が最優先事項に位置付けられています。避難所の開設は主に市職員が対応します。

また、風水害における諸条件も定められており、学校施設は風水害時においても避難所として指定されていますが、浸水想定区域内に位置する三小、八小、住吉小、矢崎小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小、三中、六中、八中及び九中については、風水害時の場合には、避難場所には指定されていません。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に位置する五小及び十小についても土砂災害時の場合には避難場所に指定されていません。なお、風水害時にも、土砂災害の危険を伴うおそれがあるため、避難所の開設は行いません。

さらに、学校施設は、備蓄物資、寄託物資及び支援物資の配給場所としても活用されることとなります。

災害時に活用できる学校施設の主な設備は図表23のとおりとなります。また、災害時に現在の学校施設を利用した場合には、以下の事項に留意する必要があります。

#### 災害時の利用を想定した場合に学校施設に求められること

##### <インフラに関すること>

- 体育館への洋便器や障害者用トイレの設置
- 体育館から近い距離へのマンホールトイレの設置
- テレビアンテナなどの通信設備の整備

##### <避難所運営に関すること>

- 体育館の入口に受付スペースを確保
- 体育館に近い場所への防災倉庫の設置
- 高齢者や足の不自由な方が体育館へ移動しやすい動線
- 温熱環境などに配慮した要配慮者向けの避難所スペースの設定

【図表２１ 本市の震災時における諸条件】

|            |                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------|
| 最大震度       | 震度６強                                                    |
| 避難者想定      | 最大で６万１,５００人                                             |
| 避難者数       | ３万２,５７０人                                                |
| 帰宅困難者数     | ３万７,２８９人                                                |
| ライフライン回復目標 | 電気で７日間、通信で１４日間、上下水道が３０日間、ガスが６０日間、し尿収集車の収集・運搬が困難となるのが３日間 |
| 一次避難所開設期間  | 原則７日間                                                   |
| 応急物資備蓄量    | 原則３日分                                                   |

出典：府中市地域防災計画

【図表２２ 一次避難所の状況】

【小学校】

| 収容施設名 | 収容可能面積<br>(㎡) | 収容人数<br>(人) | 体育館<br>(㎡) |
|-------|---------------|-------------|------------|
| 一小    | 735           | 445         | 735        |
| 二小    | 592           | 358         | 592        |
| 三小    | 593           | 359         | 593        |
| 四小    | 592           | 358         | 592        |
| 五小    | 592           | 358         | 592        |
| 六小    | 592           | 358         | 592        |
| 七小    | 592           | 358         | 592        |
| 八小    | 692           | 583         | 962        |
| 九小    | 592           | 358         | 592        |
| 十小    | 905           | 548         | 905        |
| 武蔵台小  | 584           | 354         | 585        |
| 住吉小   | 577           | 349         | 577        |
| 新町小   | 591           | 358         | 591        |
| 本宿小   | 590           | 357         | 590        |
| 白糸台小  | 579           | 350         | 579        |
| 矢崎小   | 608           | 368         | 608        |
| 若松小   | 618           | 374         | 618        |
| 小柳小   | 597           | 361         | 597        |
| 南白糸台小 | 586           | 355         | 586        |
| 四谷小   | 661           | 400         | 661        |
| 南町小   | 597           | 361         | 597        |
| 日新小   | 627           | 380         | 627        |

【中学校】

| 収容施設名 | 収容可能面積<br>(㎡) | 収容人数<br>(人) | 体育館<br>(㎡) |
|-------|---------------|-------------|------------|
| 一中    | 1,911         | 1,158       | 1,911      |
| 二中    | 2,833         | 1,110       | 2,833      |
| 三中    | 2,868         | 1,132       | 2,868      |
| 四中    | 1,810         | 1,096       | 1,810      |
| 五中    | 1,950         | 1,154       | 1,950      |
| 六中    | 1,838         | 1,113       | 1,838      |
| 七中    | 1,851         | 1,121       | 1,851      |
| 八中    | 1,650         | 1,000       | 1,650      |
| 九中    | 1,684         | 1,020       | 1,684      |
| 十中    | 1,596         | 950         | 1,569      |
| 浅間中   | 1,906         | 1,155       | 1,569      |

出典：府中市地域防災計画

【図表２３ 災害時に活用できる主な設備】

| 設備名      | 学校名                  |
|----------|----------------------|
| ガスバルク    | 全小・中学校               |
| 災害用防火貯留槽 | 全中学校                 |
| 太陽光発電設備  | 三小、六小、八小、十小、一中、三中、五中 |

## イ 課題

一次避難所である学校施設の課題として、高齢者や要配慮者、妊娠をしている女性など、配慮が必要な人も避難してくることから、災害時に迅速に市民が学校に避難できるよう門扉の管理、避難所の動線やスペース、温熱環境などに配慮した施設を整備する必要があります。

また、学校施設は平常時や災害時において運営主体が異なるため、その役割等を明確に定めておく必要があります。

インフラについては、府中市地域防災計画の被害想定やライフライン回復目標に基づき、避難所運営が円滑に行えるよう施設を整備する必要があります。学校施設として一律で整備する防災設備と、各学校の敷地条件や避難場所の指定状況を考慮して追加で整備する防災設備の２つの視点から検討する必要があります。

なお、避難所としての機能を向上させるために整備する設備については、平常時の学校運営での使用の可否を費用対効果を踏まえて、十分に検証する必要があります。



## (2) 学校施設の地域開放について

### ア 現状

学校施設の地域開放については、次に示すとおり、各種法令によって定められています。また、本市では、府中市立学校施設使用条例において、使用できる学校施設の範囲を定めています。

#### ●教育基本法

##### 第12条の2

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

#### ●学校教育法

##### 第137条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

#### ●社会教育法

##### 第44条

学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

#### ●スポーツ基本法

##### 第13条

学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

#### ●府中市立学校施設使用条例

##### 第2条

使用できる学校施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 教室（府中市教育委員会が指定する教室に限る。）
- (2) 校庭
- (3) 体育室
- (4) 武道場

地域開放とは、学校教育上、支障のない範囲で、学校施設を地域住民に開放することであり、本市では児童・生徒が利用する教室・校庭・体育館・武道場を地域住民も利用しています。

校庭や体育館、武道場については、小・中学校ともに、平日は学校が授業や部活動で使用していない夜間の時間帯で地域開放を行っています。休

日は、小学校では終日、地域開放を行っていますが、中学校は部活動があるため地域開放を行える時間が限られています。

教室については、セキュリティ区画が設けられている教室がある一部の学校などでは、学校が授業等で使用していない時間帯で地域開放を行っていますが、ほとんどの学校で地域開放を行っていません。

また、校庭については、夜間照明を設置している日新小、一中、二中及び七中の4校については、夜間の時間帯も地域開放を行っています。

## **イ 課題**

学校施設の地域開放については、学校教育上支障のない範囲で地域コミュニティの核として、地域のニーズに対応した地域開放を検討し、学校施設を有効に活用する必要があります。

そのためには、児童・生徒の安全の確保や学校が所有する個人情報の保護など、セキュリティの確保と地域開放を行う場合の管理運営方法を踏まえた学校施設の整備を行っていく必要があります。

また、改築実施校の地域開放の状況を踏まえて、今後の地域開放範囲やセキュリティ確保について検討する必要があります。

## (3) 学校施設の複合化について

---

### ア 現状

学校施設の複合化とは、学校と同じ敷地内に、学校以外の別の施設や機能を設置することであり、児童・生徒が学校に通っている時間帯においても地域住民などがその施設を利用することができます。

学校施設の複合化は、全国的に見ても多くの自治体で進められており、各地域の実情に応じて様々な施設・機能との複合化が行われています。

本市においても、現在、公共施設マネジメントの取組としてモデル事業6「地域対応施設の機能連携と複合化」の検討を進めています。

本市の学校施設では、防災倉庫については、全ての学校で校地内に設置されていますが、学童クラブについては一部の学校で校地の外に設置されており、放課後子ども教室については学校ごとに設置場所が異なっています。

学童クラブ及び放課後子ども教室については、現在、文部科学省及び厚生労働省で、放課後対策を総合的に推進するため、放課後子ども総合プランを策定し、「学校施設を徹底活用した実施促進」や「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施」などを推進することとしています。

改築実施校である八小、三小及び六小においては、学童クラブと放課後子ども教室、防災倉庫を校舎等と複合化し、一中においては防災倉庫を複合化しました。

### イ 課題

学校施設の複合化の課題について、学童クラブでは、国が放課後子ども教室との一体的な、又は連携による実施や、学校施設の活用を求めていることから、校地外にある学童クラブをできる限り校地内に取り込むことが必要となっています。また、放課後子ども教室では安定的な事業運営を行うために、年度ごとの学校の各諸室の使用状況に左右されることがないよう、安定的に使用できる実施場所の確保が必要となっています。

さらに、学校エリアと学童クラブ及び放課後子ども教室とは、運営・管理主体が異なることも考慮して整備する必要があります。

現在の本市の学校施設については、1校当たりの児童・生徒数が多く、また、1人当たりの校舎面積が小さいことから、既存施設を活用した他の公共施設との複合化については難しい現状となっています。しかし、将来児童・生徒数が大きく減少し、校地に余裕が見込まれる場合や学校施設の

改築の際には、公共施設マネジメントで示す方針を踏まえ、他の公共施設との機能連携や複合化について検討していく必要があります。

加えて、他の施設・機能との複合化の際には、管理区分を明確にして、運営方法等を整備する必要があります。

## （４）学校施設のプールについて

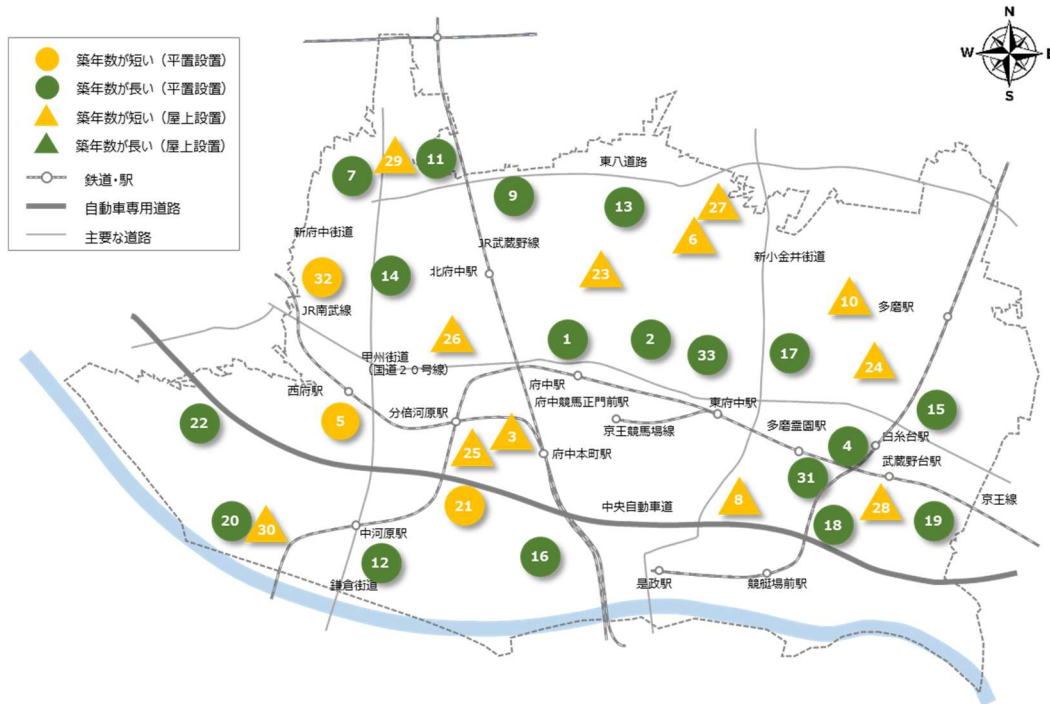
---

### ア 現状

プールは、全ての学校に設置されていますが、多くの学校で設置から５０年以上が経過しています。また、配置については図表２４に示す通り、地上に設置されている学校と屋上に設置されている学校があります。小学校の設置場所は地上部平置きが多いですが、改築校の三小、六小及び八小では屋上に設置しています。中学校は、一中から八中までは、重層体育館又は武道館の屋上に設置されており、その他の中学校は地上部平置きとなっております。

「学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに係る基本方針」では、屋外公共プールについては市民総合プール及び美好水遊び広場への集約化を進めており、公共施設マネジメント推進プラン モデル事業２「学校施設の更なる活用」の検討の結果、小柳プール、白糸台プール、武蔵台プール及び新町プールは令和３年度末に廃止されています。地域プールへの市民ニーズの高まりを確認した場合には、学校プールの開放を検討することとされており、平成３０年度から十中、令和４年度から十小の学校プールの地域開放を実施しています。なお、令和６年度は三小において、改築工事によって校内のプールが使用できないため、校外での水泳事業をモデルケースとして実施しています。

【図表24 プール設置状況】



| ● | 学校名  |       | 大プール |      | 小プール |      | 設置場所  | ● | 学校名  |      | 大プール |      | 設置場所    |
|---|------|-------|------|------|------|------|-------|---|------|------|------|------|---------|
|   | 設置年度 | 経過年数  | 設置年度 | 経過年数 | 設置年度 | 経過年数 |       |   | 設置年度 | 経過年数 | 設置年度 | 経過年数 |         |
| ● | 1    | 一小    | S39  | 60   | S46  | 53   | 平置    | ▲ | 23   | 一中   | H6   | 30   | 武道場屋上   |
| ● | 2    | 二小    | S39  | 60   | S46  | 53   | 平置    | ▲ | 24   | 二中   | H2   | 34   | 重層体育館屋上 |
| ▲ | 3    | 三小    | R6   | 0    | R6   | 0    | 校舎屋上  | ▲ | 25   | 三中   | H2   | 34   | 重層体育館屋上 |
| ● | 4    | 四小    | S39  | 60   | S48  | 51   | 平置    | ▲ | 26   | 四中   | H3   | 33   | 重層体育館屋上 |
| ● | 5    | 五小    | H22  | 14   | H22  | 14   | 平置    | ▲ | 27   | 五中   | H3   | 33   | 重層体育館屋上 |
| ▲ | 6    | 六小    | R6   | 0    | R6   | 0    | 校舎屋上  | ▲ | 28   | 六中   | H3   | 33   | 重層体育館屋上 |
| ● | 7    | 七小    | S39  | 60   | S52  | 47   | 平置    | ▲ | 29   | 七中   | H5   | 31   | 重層体育館屋上 |
| ▲ | 8    | 八小    | R4   | 2    | R4   | 2    | 体育館屋上 | ▲ | 30   | 八中   | H5   | 31   | 重層体育館屋上 |
| ● | 9    | 九小    | S38  | 61   | S46  | 53   | 平置    | ● | 31   | 九中   | S52  | 47   | 平置      |
| ● | 10   | 十小    | H25  | 11   | H25  | 11   | 平置    | ● | 32   | 十中   | H29  | 7    | 平置      |
| ● | 11   | 武蔵台小  | S42  | 57   | S53  | 46   | 平置    | ● | 33   | 浅間中  | S57  | 42   | 平置      |
| ● | 12   | 住吉小   | S42  | 57   | S49  | 50   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 13   | 新町小   | S44  | 55   | S54  | 45   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 14   | 本宿小   | S45  | 54   | S53  | 46   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 15   | 白糸台小  | S45  | 54   | S55  | 44   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 16   | 矢崎小   | S46  | 53   | S55  | 44   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 17   | 若松小   | S55  | 44   | S47  | 52   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 18   | 小柳小   | S48  | 51   | S54  | 45   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 19   | 南白糸台小 | S48  | 51   | S54  | 45   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 20   | 四谷小   | S49  | 50   | S54  | 45   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 21   | 南町小   | H3   | 33   | H3   | 33   | 平置    |   |      |      |      |      |         |
| ● | 22   | 日新小   | S53  | 46   | S55  | 44   | 平置    |   |      |      |      |      |         |

## **イ 課題**

プールは、全ての学校で屋外に設置されているため、猛暑による熱中症のリスクやプールサイドの温度上昇による安全性への配慮が必要です。

水泳授業を実施できる期間が6月から9月までに限られ、通年での施設の稼働率が低くなっています。年間で3か月程度の稼働に対して、プール整備にかかる費用は、1校当たり約2～3億円であり、費用対効果が少ない状況です。また、屋外であることから、天候不順の影響により計画的に水泳授業が実施できないことや、清掃、水質の維持管理の徹底が必要になります。

地域プールを一部廃止し、学校プールを地域に開放するためには、地域開放を行う場合の、学校側への負担の整理、管理運営方法及びセキュリティ計画を踏まえたプール整備を行っていく必要があります。

今後、学校プールの屋内化・集約化等を検討するとともに、市立学校を対象に総合的にプール整備を進めていくために、本計画とは別に、プール整備計画の方向性を定めていく必要があります。

## **第4章**

### **本市の老朽化対策の検討に当たって**



# 1 老朽化対策の検討に当たって

本市の老朽化対策の検討に当たって、鉄筋コンクリート造の耐用年数や老朽化対策の手法に関する一般的な考え方を整理しました。

## (1) 学校施設における鉄筋コンクリート造の耐用年数について

現在の本市の市立小・中学校に建築されているほとんどの校舎は、鉄筋コンクリート造となっています。

老朽化対策の実施に当たっては、既存校舎の老朽化対策の実施時期の目安として、鉄筋コンクリート造の耐用年数を設定することが必要となります。

鉄筋コンクリート造の耐用年数については、日本建築学会が物理的耐用年数と目標耐用年数という2つの耐用年数の考え方を示しています。

### ア 物理的耐用年数

日本建築学会「建築標準工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事」では、設計時に定めたコンクリートの耐久設計基準強度に基づき、物理的な耐用年数を示しています。

図表25のとおり、計画供用期間の級は、耐久設計基準強度が $18\text{N/mm}^2$ 以上の場合は短期、 $24\text{N/mm}^2$ 以上の場合は標準と位置付けられます。

大規模補修不要予定期間は、「局部的で軽微な補修を超える大規模な補修を必要とすることなく鉄筋腐食やコンクリートの重大な劣化が生じないことが予定できる期間」を言い、 $18\text{N/mm}^2$ では30年、 $24\text{N/mm}^2$ で65年、 $30\text{N/mm}^2$ で100年とされています。また、供用限界期間は、「継続使用のためには骨組みの大規模な補修が必要となることが予想される期間」を言い、 $18\text{N/mm}^2$ 以上で65年、 $24\text{N/mm}^2$ 以上で100年とされています。

【図表25 鉄筋コンクリート造の物理的耐用年数】

| 耐久設計基準強度             | 計画供用期間の級 | 大規模補修不要<br>予定期間 | 供用限界期間 |
|----------------------|----------|-----------------|--------|
| $36\text{N/mm}^2$ 以上 | 超長期      | 200年            | —      |
| $30\text{N/mm}^2$ 以上 | 長期       | 100年            | 200年   |
| $24\text{N/mm}^2$ 以上 | 標準       | 65年             | 100年   |
| $18\text{N/mm}^2$ 以上 | 短期       | 30年             | 65年    |

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

## イ 目標耐用年数

日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」では、建物の用途と構造により、等級を設定し、その等級に基づきコンクリートの目標耐用年数を示しています。

図表２６のとおり、用途が学校で、構造が普通品質の鉄筋コンクリート造の場合、等級が $Y_060$ 以上となります。

また、等級が $Y_060$ 以上の場合、図表２７のとおり、目標耐用年数の範囲は５０～８０年、代表値が６０年とされています。

【図表２６ 建物全体の望ましい目標耐用年数の級】

| 用途 | 構造 | 鉄筋コンクリート造／<br>鉄骨鉄筋コンクリート造 |                      | 鉄骨造                   |                      |                      | ブロック造／<br>れんが造       | 木造                   |
|----|----|---------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|    |    | 高品質<br>の場合                | 普通品質<br>の場合          | 重量鉄骨                  |                      | 軽量<br>鉄骨             |                      |                      |
|    |    |                           |                      | 高品質<br>の場合            | 普通品質<br>の場合          |                      |                      |                      |
| 学校 |    | Y <sub>0</sub> 100 以上     | Y <sub>0</sub> 60 以上 | Y <sub>0</sub> 100 以上 | Y <sub>0</sub> 60 以上 | Y <sub>0</sub> 40 以上 | Y <sub>0</sub> 60 以上 | Y <sub>0</sub> 60 以上 |

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

【図表２７ 建物全体の望ましい目標耐用年数の級の区分】

| 年数級 ( $Y_0$ ) | 目標耐用年数 | 代表値  | 範囲      | 下限値 |
|---------------|--------|------|---------|-----|
| $Y_0100$      |        | １００年 | ８０～１２０年 | ８０年 |
| $Y_060$       |        | ６０年  | ５０～８０年  | ５０年 |
| $Y_040$       |        | ４０年  | ３０～５０年  | ３０年 |

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

## (2) 老朽化対策の手法について

---

老朽化対策の手法については、次のとおり、大きく分けて改築、長寿命化改修及び大規模改修の3つがあります。それぞれの手法の概要を図表28に示します。

### ア 改築

改築とは、既存建物の一部又は全てを新しい建物へ建て替える整備手法を言います。日本建築学会によると、鉄筋コンクリート造の学校施設の場合、建物の目標耐用年数は50～80年（代表値は60年）とされていることから、築年数が50年を超える学校では一般的には合理的な整備手法であると考えられます。

改築をすることにより、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するだけでなく、少人数・習熟度別指導などの教育内容の多様化やICT教育などの新たな教育ニーズ、ユニバーサルデザインに配慮することなど、社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設に建て替えることができます。

### イ 長寿命化改修

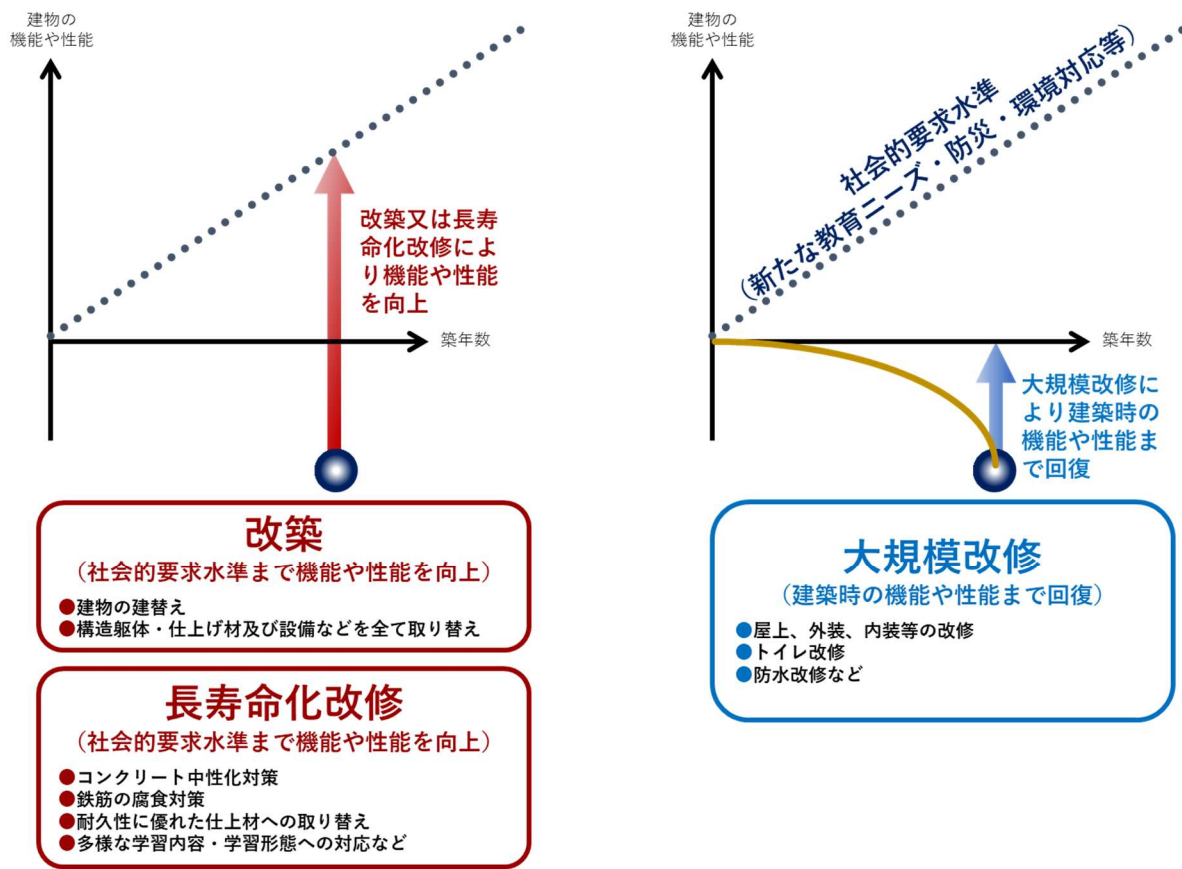
長寿命化改修とは、老朽化した既存建物を将来にわたって長く使用するため、既存建物の骨組み等を残したまま、改築と同様に、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するとともに、少人数・習熟度別指導などの教育内容の多様化やICT教育などの新たな教育ニーズ、ユニバーサルデザインに配慮することなど、社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設に改修する整備手法をいいます。

文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」では、おおむね建築後45年程度までに長寿命化改修を行うことで、改修後30年以上、物理的な耐用年数を伸ばすことができるとされています。

### ウ 大規模改修

大規模改修とは、屋上や外壁などの外装や建物内の床や壁などの内装、電気や給排水設備などの経年劣化や不具合に対し、機能や性能を建築時の状態へ回復する整備手法をいいます。

【図表28 老朽化対策手法の概要】



### (3) 老朽化対策の検討に当たっての注意事項

老朽化対策の手法については、先に示したとおり、3つの手法がありますが、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するだけでなく、少人数・習熟度別指導などの教育方法の多様化やICT教育などの新たな教育ニーズ、ユニバーサルデザインへの配慮などの社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設としていくことが求められています。

老朽化対策の検討を行うに当たり、これらを満たした学校施設を整備するためには、改築もしくは長寿命化改修のいずれかの手法を選択することとなりますが、それぞれの整備における注意事項は、次のとおりとします。

## ア 改築と長寿命化改修の特徴

改築と長寿命化改修については、図表２９のとおり、それぞれに特徴があるため、その特徴を理解し、様々な状況を総合的に判断した上で、老朽化対策の手法を決定していくことが必要です。

【図表２９ 改築及び長寿命化改修の特徴】

| 改築の特徴                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 長寿命化改修の特徴                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たな建物を建設するため、設計や施工上の制約が少ない。</li> <li>② 長寿命化改修に比べ、計画から改築完了までの期間が長期間にわたる。</li> <li>③ 長寿命化改修と比べ、整備費用がかかるため、直近の財政負担が大きい。</li> <li>④ 児童・生徒数の減少が見込まれず、建物を長期にわたって使用する場合は、長寿命化改修と比べ、トータルコストが抑制できる。</li> <li>⑤ 児童・生徒数の減少が見込まれている場合、将来の利用方法等を見込んだ計画が必要になる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既存建物を活用するため、設計及び施工上の制約が多く工事が複雑化する。</li> <li>② 改築に比べ、整備費用が抑制できるため、直近の財政負担が小さい。</li> <li>③ 児童・生徒数の減少が見込まれない場合は、改修後おおむね３０年程度で改築などの対応が必要となるため、改築と比べ、トータルコストが大きくなる。</li> <li>④ 児童・生徒数の減少が見込まれており、将来、建物を使用しなくなる場合の当面の延命措置としては、有効である。</li> <li>⑤ 既存建物の解体に伴う廃棄物の発生量が少ない。</li> </ul> |

## イ 長寿命化改修の基本的事項

文部科学省から示されている学校施設の長寿命化改修の手引では、適切な時期（コンクリート強度に応じた大規模補修不要予定期間（ $18\text{ N/mm}^2 = 30\text{ 年}$ 、 $24\text{ N/mm}^2 = 65\text{ 年}$ ）を勘案し、建築後４５年程度までに、劣化の程度と原因に応じた適切な長寿命化改修を行うことで、物理的な耐用年数を延ばすことができるとされています。なお、適切な時期を過ぎても劣化状況等により、長寿命化改修が可能とされています。ただし、劣化が進み鉄筋が腐食してコンクリートにひび割れやはく離が生じている場合は、長寿命化改修に適さないとされています。

また、文部科学省から示されている学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書では、長寿命化改修に当たっては、建物のく体部分が長期間の使用に耐え得ることが必要とされており、コンクリートの圧縮強度が $13.5\text{ N/mm}^2$ 以下の建物は、長寿命化改修に適さないとされています。

その他、基礎における鉄筋の腐食がある場合や既存建物が地滑りや崖崩れなどの自然災害に対して安全であることが確認できない場合は、これらの対策に多額の費用が掛かるとされています。

このことから、築年数だけで判断するのではなく、コンクリートの中性化や強度等の劣化の原因調査を行った上で、残りの耐用年数を勘案し、劣

化が著しい建物又は鉄筋コンクリート造で圧縮強度が $13.5\text{ N/mm}^2$ 以下の建物が老朽化対策を実施する場合には、長寿命化改修ではなく、改築を実施する方が合理的と考えられます。



## 2 本市の老朽化対策の考え方

- ✓ 築年数や老朽化対策調査の結果を考慮した総合的な評価を行い、学校ごとの整備順序におけるグループ分けを行った上で、劣化状況に応じて改築と長寿命化対策を組み合わせた老朽化対策を進めていきます。
- ✓ 老朽化対策の優先度が高かったグループの学校については、改築を基本とし、できる限り築65年を超過することがないように、改築事業に着手します。
- ✓ 先行して改築事業を行う学校以外のグループについては、劣化状況調査及び適切な長寿命化対策を実施し、改築実施時期まで耐用年数を延伸します。
- ✓ 学校内に築年数が異なる複数の建物がある場合は、改築を基本として各建物の整備計画の検討を行います。
- ✓ 比較的築年数が浅い重層体育館及び武道場は、具体的な手法は定めず、今後の本計画の見直しを行う中で、必要に応じて整備手法を定めます。

### (1) 既存校舎などの鉄筋コンクリート造の耐用年数について

本市の市立小・中学校における既存校舎などの鉄筋コンクリート造の耐用年数については、「1. 老朽化対策の検討に当たって」で示したとおり、日本建築学会が示す鉄筋コンクリート造の物理的耐用年数の平均値65年、学校施設の鉄筋コンクリート造の目標耐用年数60年を参考にするとともに、劣化状況調査により、コンクリートの強度や劣化状況等を確認し、おおむね築60年から65年を目安に学校施設の老朽化対策を実施することとします。

### (2) 本市における老朽化対策の手法について

本市の学校施設は、第3章で示したとおり、令和6年度末時点において、最も古い校舎の築年数が、多くの学校で50年を超えており、一部の学校では築60年を超えています。老朽化対策を進めていく段階で、ほとんどの学校で築年数が60年を超えることが見込まれます。

そのため、当初の計画では、図表30上段に示すとおり、築60年から65年を超過することがないように、改築中心の老朽化対策を進めるものと

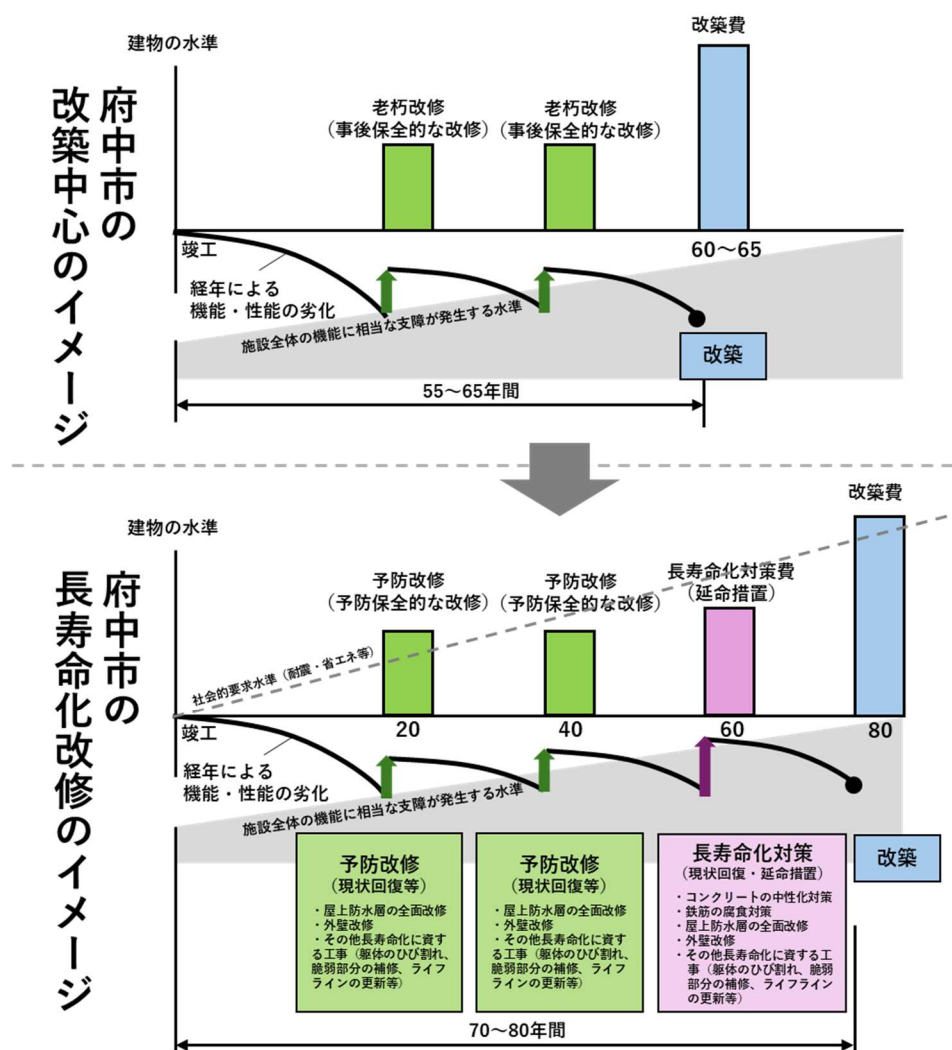


しておりましたが、老朽化対策手法及び整備スケジュールを見直すこととしました。

本計画における老朽化対策については、築年数や老朽化対策調査の結果における校舎の構造・体及び意匠・設備の状況を考慮した総合的な評価に基づき、優先度が高い学校から順次改築を進める一方、改築までに築65年を超過する学校については、耐用年数を延伸することを目的に、図表30下段に示すとおり、く体の長寿命化対策を実施し、改築実施時期まで耐用年数を延伸することも組み合わせた老朽化対策を進めていきます。ただし、老朽化対策調査により、コンクリート強度が $13.5\text{ N/mm}^2$ を下回る校舎を保有する学校に関しては、優先度、グループ分けを見直すことを検討します。

また、それ以外の学校については、事業着手までに大きく期間が空くことから、その間に、児童・生徒数の増減や建築コストの変動などの社会情勢の変化、学校建築に係る技術革新、本市の上位計画や関連施策、財政状況の変化などが見込まれることから、今回の計画においては、老朽化対策の具体的な手法は定めず、劣化状況調査に基づく長寿命化対策なども含めて、整備スケジュールを踏まえた整備手法を定めることとします。

【図表30 老朽化対策手法のイメージ】



### (3) 学校内に築年数が異なる複数の建物がある場合の取扱い

---

本市の学校施設は、昭和30年代から50年代までにかけての児童・生徒数の急激な増加に対し、校舎を増築することで対応を行ってきました。このことから、各学校は築年数が異なる複数の建物によって構成されていますが、老朽化対策については、設計や施工上の制約が少なくなるよう、学校単位で実施します。

また、築年数が45年以上、かつ鉄筋の腐食等の劣化が著しい建物と、そうでない建物が学校内に混在する場合には、築年数が45年を経過していない建物や劣化が少ない建物について、長寿命化改修を実施することとも考えられますが、同じ校地内で、改築と長寿命化改修を同時に実施した場合、校地内での建物配置が制約を受けたり、先行他市の事例では工事の複雑化や工期の長期化なども見受けられます。

このことから、改築を実施する学校において、築年数が比較的浅い建物がある場合についても、学校全体として改築を行うことを基本とし、各建物の柔軟な整備計画を検討します。

また、中学校においては、武道の授業を実施するため、平成2年度から平成15年度までにかけて、全ての学校で武道場又は体育館と武道場を一体とした重層体育館を整備していますが、現時点では築年数が比較的浅いことから、基本的には老朽化対策の対象から外すこととし、今後、必要に応じて、長寿命化改修なども含めた整備手法の検討を行います。

## 第5章

### 本市の老朽化対策の進め方

# 1 老朽化対策の基本的な在り方について

文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」では、学校施設の長寿命化改修計画を策定する主な目的は、「中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保する」こととしています。

また、学校施設に求められる役割として、「子供たちの学習・生活の場」、「地域コミュニティや防災の拠点」の2つを挙げています。

このことを踏まえ、本市の老朽化対策を実施する上で重要となる項目として、「学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について」、「教育環境の充実を図ることについて」、「地域と連携し、地域の拠点となる学校について」及び「将来の児童・生徒数の増減への対応について」の4項目とし、それぞれの項目に対する本市の老朽化対策の基本的な在り方を示します。

## 老朽化対策の基本的な在り方

### ① 学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について

学校施設の老朽化対策として、改築、長寿命化改修、大規模改修などの様々な手法がありますが、本市では改築と長寿命化対策を組み合わせた計画とします。

### ② 教育環境の充実を図ることについて

各教室、各部屋などの市全体の整備方針を定め、より良好な教育環境を確保するとともに、新しい教育ニーズに対応した学校づくりを目指します。

### ③ 地域と連携し、地域の拠点となる学校について

学校施設の地域開放や他の公共施設との複合化、児童・生徒数の増減も視野に入れ、教室の配置や改修などについて、柔軟かつ適切な対応ができる学校づくりを目指します。

### ④ 将来の児童・生徒数の増減への対応について

今後の学校の選定に向けて、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統合や学区再編を含め、学校規模や配置の適正化を見据えた学校づくりを目指します。

## ① 学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について

### (1) 学校施設の老朽化対策の視点からの優先度によるグループ分けについて

- ✓ 学校施設の整備は、多くの人や費用が必要となり、一定の順番を決めて取り組む必要があることから、前述した老朽化対策調査の結果及び学校施設の築年数に基づき、学校ごとの老朽化対策の視点からの優先度によるグループ分けを行いました。

#### ア グループ分けの考え方

学校施設の老朽化対策の視点からの優先度によるグループ分けの考え方を次に示します。

- (ア) 各学校は、増築などにより複数の建物によって構成されていることから、学校単位で分類を行います。
- (イ) 老朽化対策調査の結果における校舎の構造・体及び意匠・設備の状況に加え、校舎の建築年数や校地条件を考慮した総合的な評価を行い、第1グループ及び第2グループに分類します。
- (ウ) 老朽化対策の優先度は、第1グループ、第2グループの順となります。
- (エ) 改築までに築65年を超過する学校は別途、長寿命化対策実施を検討します。
- (オ) 平成19年度以降で改築済又は現在改築中の次の学校は除きます。

【小学校：4校】  
三小・六小・八小・十小

【中学校：3校】  
一中、三中、五中

## イ 各グループの条件

次のいずれかの条件に該当する校舎を保有する学校を第1グループとします。

### 【第1グループの条件】

- (ア) 建築後の年数が、平成28年度末時点で50年以上経過している校舎を保有する学校
- (イ) コンクリート圧縮強度が $13.5 \text{ N/mm}^2$ 以下の校舎を保有する学校
- (ウ) コンクリートの中性化が、建物の外側から3cm以上進行している校舎を保有する学校

## ウ グループ分けの結果

### (ア) 第1グループ

前述した「イ. 各グループの条件」のいずれかの条件に該当する校舎を保有する、小学校6校及び中学校2校を第1グループとします。

【小学校：6校】

四小、五小、七小、九小、武蔵台小、矢崎小

【中学校：2校】

二中、六中

第1グループの学校は、設計や工事などの業務及び学校や地域との調整などを効率的かつ一体的に実施するため、原則2年ごとに2校のペースで学校施設の整備を実施する予定としています。

### (イ) 第2グループ

第1グループ以外の小学校12校及び中学校6校を第2グループとします。また、改築までに築65年を超過する学校については別途、長寿命化対策の実施を検討します。

【小学校：12校】

一小、二小、住吉小、新町小、本宿小、白糸台小、

若松小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小

【中学校：6校】

四中、七中、八中、九中、十中、浅間中

※「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容と、校舎の建築年数や構造・体及び意匠・設備の状況を踏まえ、総合的に優先度を判断します。



## ②教育環境の充実を図ることについて

- ✓ 学校ごとの教育環境をできる限り公平にするため、各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針を定めます。
- ✓ 地域の伝統や文化活動に根ざした学校独自の取組は、学校ごとの基本計画及び基本設計で十分に検討します。

### （１）公平な教育環境の確保に向けた進め方

---

第３章で示したとおり、本市では、学校ごとに普通教室及び共用部の大きさや、諸室の種類・設置数などの教育環境に違いがあることから、公立学校としての性質に鑑み、できる限り公平な教育環境を整えることが課題となっています。

このことから、本計画では、できる限り公平な教育環境を確保できるよう、各学校を整備する上での、市としての統一的な基準として、本計画第６章で「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」を定めます。

### （２）学校独自の教育に関する検討の進め方

---

地域の伝統や文化活動に根ざした特色のある教育や施設は、それぞれの学校で異なり、学校ごとに独自性を持っています。このことから、老朽化対策を実施したことによって、学校の独自性が失われることのないよう、学校関係者や地域住民の意見を踏まえるとともに、整備費用や維持管理費用等も考慮した上で、各学校の基本計画及び基本設計の段階で、検討を行います。

### ③地域と連携し、地域の拠点となる学校について

- ✓ 一次避難所の利用を想定した整備については、整備に当たっての基本的な考え方を示した上で、一次避難所としての学校施設の整備方針を定めます。
- ✓ 学校施設の地域開放の拡充の範囲は、災害時の利用や地域ニーズを踏まえて、新たに多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室等を開放します。
- ✓ 学校施設に複合化する施設は、学童クラブと放課後子ども教室を基本として、その他の公共施設についても、状況に応じて検討していきます。

#### (1) 一次避難所の利用を想定した整備について

学校施設の一次避難所の利用を想定した整備については、高齢者や要配慮者などへの配慮や避難所運営を円滑に行うための施設を整備する必要があります。

これらを踏まえて、本市の一次避難所としての学校施設の整備に当たって、3つの基本的な考え方を次に示します。

- (ア) 学校施設は学校教育を行う場であることから、災害時においても学校運営の再開を最優先に考える。
- (イ) 府中市避難所管理運営マニュアルに基づき、学校、市、地域住民の各主体が連携して避難所の開設及び運営を行う。自助・共助の考え方を基本とし、公助として、避難所運営及び避難生活に最低限必要な施設、設備、物資・備品を府中市が提供する。
- (ウ) 避難所としての機能を向上させるために整備する設備は、平常時の学校運営で利用できるものとし、使用できないものは費用対効果を十分検討する。

これらの基本的な考え方と、第3章で示した地域防災計画に定められた諸条件を踏まえて、本市では次の整備を進めます。

### 【一次避難所としての学校施設の整備方針】

#### ① 一次避難所として開放する範囲

- 災害時に避難所として開放する範囲は、体育館に加え、新たに多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室等を開放する。

#### ② 避難所運営に関する整備方針

- 避難所運営に必要な非常用の電源・給水・排水・ガス・トイレを確保する。
- 避難者の受付・管理を行うことができるスペースを設ける。
- 家庭科室は1階に配置し、炊き出しできるようにする。
- 多目的ルーム・会議室・和室は1階に配置し、災害時要配慮者の避難所など、多目的に使えるようにする。
- 体育館から近い位置に、防災倉庫・マンホールトイレを設ける。

#### ③ 施設の整備方針

- 平常時と災害時に関わらず、適切な生活や運営ができるようにする。
- 校舎、体育館の耐震性を確保する。
- 天井・照明・備品などの落下・転倒対策を行う。
- 学校運営に支障がないよう、セキュリティに配慮する。

## （２）学校施設の地域開放について

学校施設の地域開放については、学校施設を有効に活用していくため、学校教育上支障のない範囲で、更に拡充していく必要があります。そのためには、児童・生徒の安全の確保や学校が所有する個人情報の保護など、セキュリティを確保した学校施設の整備を行っていく必要があります。

また、学校運営時間の安全性を確保しつつ、地域開放時や災害時の利用を考慮して、敷地境界におけるセキュリティ計画を検討していく必要があります。

地域開放の拡充の範囲については、プールのほか、原則、災害時に避難所として開放することとした、多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室とし、児童・生徒の安全が確保できるよう、それ以外の諸室とのセキュリティ区画や管理運営方法を考慮して整備することとします。

その他の諸室については、公共施設マネジメント推進プランの動向を踏まえるとともに、各学校の基本計画及び基本設計の段階で、学校や地域の意見を取り入れながら、地域の特色や必要性に応じて、地域の拠点として地域開放の範囲を拡充します。

### (3) 学校施設の複合化について

---

学校施設の複合化については、学童クラブでは国が放課後子ども教室との一体的な、又は連携による実施や、学校施設の活用を求めていることから、校地外にある学童クラブについてはできる限り校地内に設置することとします。

また、放課後子ども教室では安定的な事業運営を行うために、学校の各諸室の使用状況に左右されることがないように、専用の実施場所を確保します。

他の公共施設との複合化については、既存の学校施設では1校当たりの児童・生徒数が多く、また、1人当たりの校舎面積が小さいことから難しい現状となっています。しかし、将来、児童・生徒数が大きく減少し、校舎や校地に余裕が見込まれることなどが想定されます。そのため、学校施設の改築の際は、基本計画や基本設計段階において、建物の一部解体や減築、他機能への転用などが行いやすい建築計画を検討します。さらに、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、学校施設を活用した他の公共施設との機能連携や効率化、仮設校舎としての活用及び複合化による地域との交流の可能性も見据え、他課と連携しながら、継続的に検討していきます。

また、他の施設・機能との複合化の際には、管理区分を明確にして、運営方法等を含めた整備を検討していきます。

## ④ 将来の児童・生徒数の増減への対応について

- ✓ 今後、児童・生徒数の将来推計から大きく教育環境の変化が見込まれる学校もあることから、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容を踏まえて、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統合や通学区域の見直しを含めた学校規模や配置の適正化を反映した改築を行います。

### （１）当面の改築事業における考え方

第３章で示したとおり、児童・生徒数に関しては、将来的に、緩やかに減少する見込みとなっています。

改築時期が早い学校については、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容を踏まえて、できる限り近隣の学校の学校規模や児童・生徒数の状況を注視しつつ、現在の児童・生徒数に配慮した改築を行います。

また、改築事業を実施した学校において、将来的に、児童・生徒数の減少に伴う学校規模の縮小が見込まれる場合には、基本計画や基本設計段階において、建物の一部解体や減築などが行いやすい建築計画を検討するほか、必要に応じて、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容を基に、一部地域における「通学区域の見直し」についても検討できるようにします。

### （２）統合等を含めた学校規模や配置の適正化

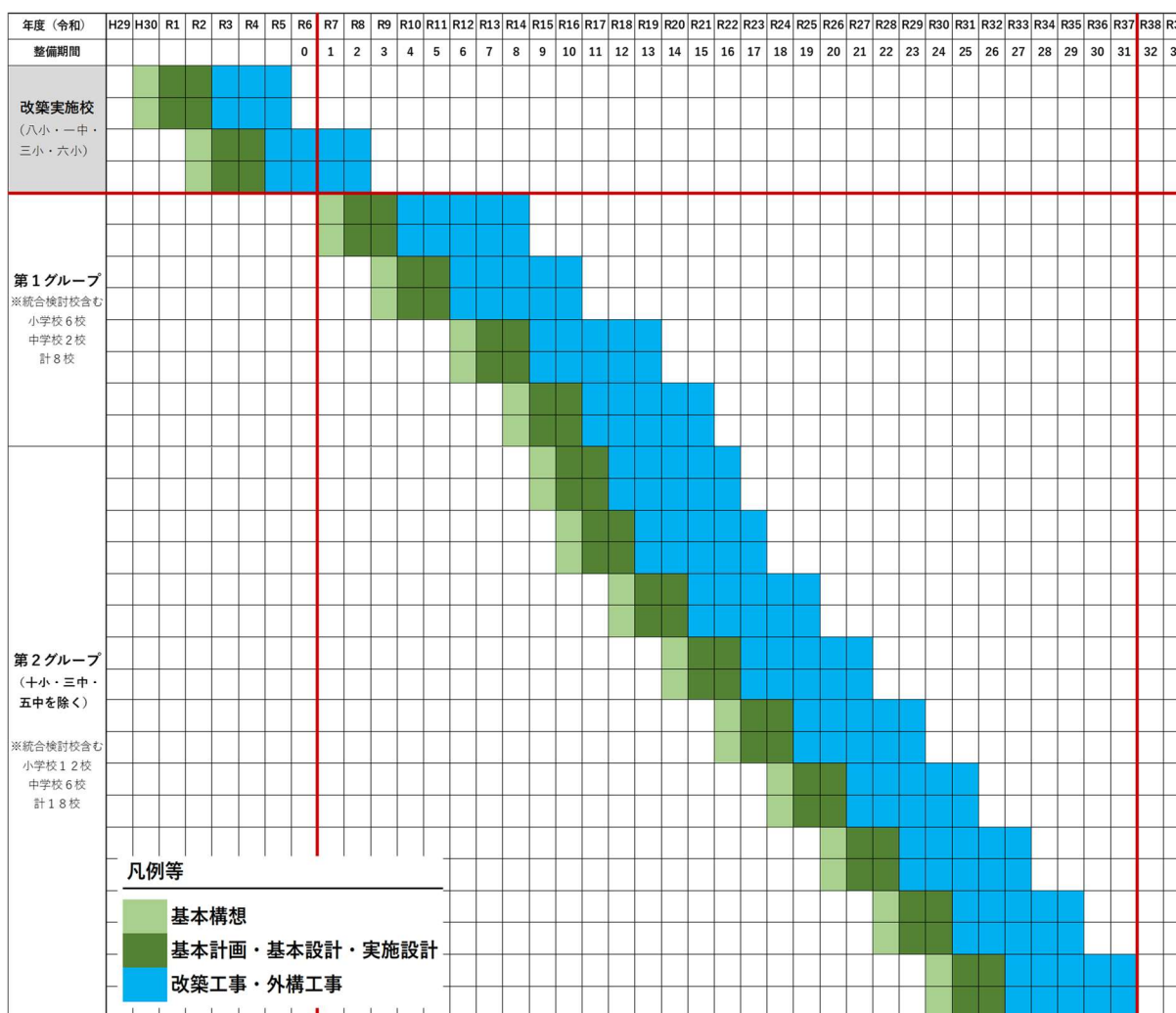
第３章で示したとおり、学校規模については、大規模校や小規模校など、学校ごとに状況が異なります。

「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」で示された、効果的な対応策を踏まえて、近隣で先行して改築を行った学校や、その後に改築が行われる学校と学校間で規模の調整を図るなど、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統合や通学区域の見直し等を含め、学校規模や配置の適正化に対応できるようにします。

## 2 学校施設の整備スケジュール

八小・一中・三小・六小の整備スケジュールを踏まえ、学校施設全体の整備スケジュールの見直しを行ったものを図表31に示します。2年ごとに2校のペースで、従来通りの方式で設計と施工を発注した場合、基本構想から設計までの期間で3年、工事期間は最大で5年かかると想定され、全体としては令和37年度に整備が完了する予定です。今後も社会情勢の変化や学習指導要領、府中市学校教育プランなどの関連計画や、改築事業を実施した学校の状況を見ながら、必要に応じて見直しを行います。

【図表31 学校施設の整備スケジュールについて】





### 3 学校施設の整備費用

#### (1) 今後の改築に係る費用の見通し

---

今後の学校施設の改築に係る費用の現状での見通しについて、当初の計画から、新たに学校に求められる機能として、教育的配慮・防災・環境配慮に関する付加価値が社会的に変化したことに加え、建設費の高騰により、図表32に示すとおり、合計で約1,800億円となります。

また、先行した改築実施校の実績を鑑みると、全体整備スケジュールが延伸となるため、改築までに築65年を超えると想定される学校については、耐用年数を延ばすための長寿命化対策の費用も見込む必要があります。さらに、改築事業が長期間にわたるため、今後の建設費の高騰に加えて、更なる環境配慮や防災機能強化が想定され、建設費単価の上昇が見込まれます。

#### (2) 今後の対応について

---

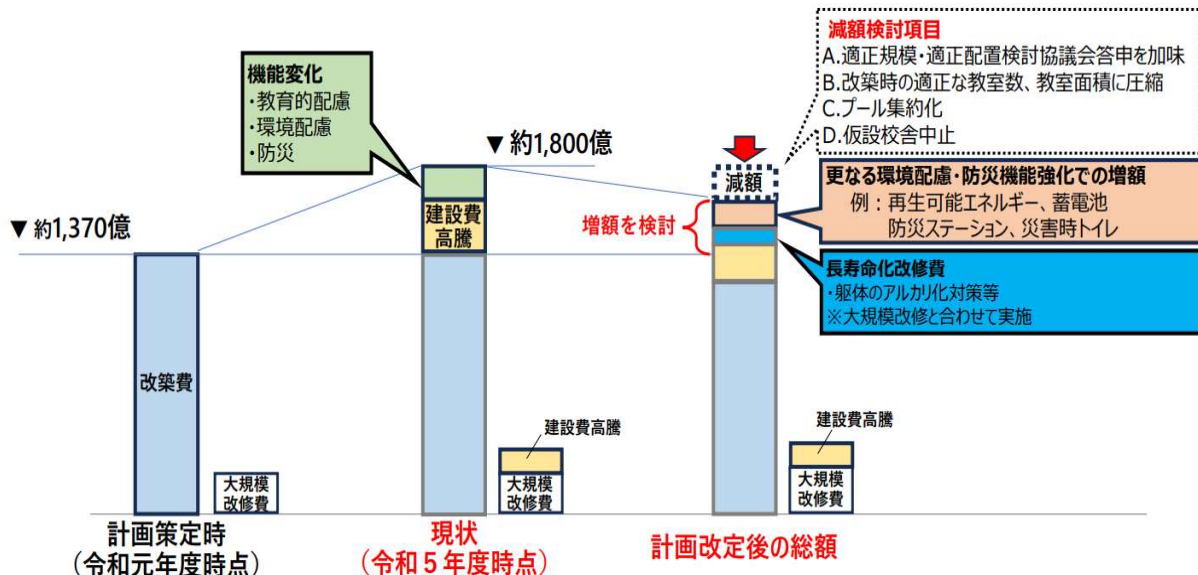
学校施設の整備は、多額の費用がかかることから、良好な教育環境を確保しつつ、改築費や改築後の維持管理費の縮減に努める必要があります。

そのため、第6章で示す「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に基づき、できる限り公平な教育環境を確保した上で、プールの集約化や仮設校舎を活用しない整備方法の検討等による改築費の縮減や、日々の清掃やメンテナンスのしやすさに配慮し、維持管理費の縮減に努めるとともに、補助金などの財源の確保にも努めていくことが重要です。

また、学校施設の老朽化対策を長期にわたって実施することから、将来においては、今後見込まれる人口減少等に基づく教室数、教室面積の見直しや他の公共施設の老朽化対策の状況を踏まえた施策を検討するとともに、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について(答申)」の内容も加味して、学校施設の改築費全体の縮減に努めていきます。



【図表32 改築に係る費用の見通し】



#### 【改築整備費用の試算条件】

- ① 改築実施校の八小・一中、三小・六小は、改築整備費用の実績値を採用しています。
- ② 校舎と体育館の試算に当たっては、直近で改築した八小・一中の総事業費に対する改築単価を基に、建設物価の変動を考慮した平米当たりの単価に、新たな校舎の想定延床面積を乗じて算出しています。
- ③ 改築整備費用の試算条件は、今後の改築を実施する学校の実工事費や建設物価の変動により変更することがあります。
- ④ 校舎の改築対象面積は、普通教室サイズを踏まえて、小学校については既存校舎面積の1.15倍、中学校については既存校舎面積の1.25倍として試算しています。今後、「第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に示す普通教室の面積縮減等の検討により、改築対象面積の更新を検討します。
- ⑤ プールの改築費について、当初計画の改築事業費に建設物価の変動を考慮して試算しています。
- ⑥ 仮設校舎の建設費について、直近で改築した八小実績や他市の仮設校舎建設費等を参考に建設物価の変動を考慮して試算しています。
- ⑦ 改築整備費用には設計費・工事監理費、調査費、解体費等を含んでいます。
- ⑧ 五中については、普通教室棟が平成24年度に改築したため、特別教室棟のみが改築対象となりますが、本改築整備費用には含んでいません。
- ⑨ 十小、三中は改築後の築年数が浅いため、本改築整備費用に含んでいません。
- ⑩ 重層体育館（二中、三中、四中、五中、六中、七中）と武道場（八中、九中、十中、浅間中）は築年数が浅いため、本改築整備費用に含んでいません。



## 第6章

# 各学校の老朽化対策を 実施するに当たっての整備方針

# 1 本市が目指すべき学校施設

第4章で示したとおり、本市では築年数だけで判断するのではなく、社会的に求められる機能や教育環境の確保、コンクリートの中性化や強度等の老朽化対策調査を行った上で、改築及び長寿命化対策を組み合わせた学校施設の整備を進めていきます。

改築及び長寿命化対策を組み合わせる学校施設の整備を進めていくに当たり、第2章に示した上位計画や関連施策、第3章で整理した学校施設の現状と課題を踏まえ、次のとおり、本市が目指すべき学校施設を定めます。

## 本市が目指すべき学校施設

### 1 子供たちが毎日を健康で安全・安心に、生活し学ぶことができる学校施設

(出典：学校施設整備指針（文部科学省）、第3次府中市学校教育プラン（府中市）)

### 2 子供たちが生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けられる学校施設

(出典：第4期教育振興基本計画（文部科学省）、第3次府中市学校教育プラン（府中市）)

### 3 学校と地域が連携、活性化し、地域で子供たちを育てていくことができる学校施設

(出典：地域参加による学校づくりのすすめ（文部科学省）、第3次府中市学校教育プラン（府中市）)

### 4 地域の方々の生涯学習・文化・スポーツ活動の場や災害時の避難所の役割を通じて、地域コミュニティの拠点となる学校施設

(出典：学校施設整備指針（文部科学省）、学校施設の長寿命化改修計画策定に係る手引（文部科学省）、第3次府中市生涯学習推進計画（府中市）、府中市地域防災計画（府中市）)

### 5 公共施設の一つとして、施設の総量抑制や圧縮、財政バランスの維持に向けた手法の検討などの公共施設マネジメントの取組を実現できる学校施設

(出典：学校施設の長寿命化改修計画策定に係る手引（文部科学省）、府中市公共施設等総合管理計画（府中市）)

## 2 学校施設の全体整備方針

本市の目指すべき学校施設を踏まえ、本市の学校施設の改築を進めるに当たっての「学校施設の全体整備方針」を次のとおり定めます。

|                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 子供たちが毎日を健康で安全・安心に、生活し学ぶことができる学校施設                                 |                                                                                                                                                                                                                                    |
| (1) 安全・安心な学校                                                        | ①子供たちの安全性に配慮した学校施設を整備します<br>②十分な防犯性を備えた安心な施設環境を確保します                                                                                                                                                                               |
| (2) 健康で快適な学校                                                        | ①採光、通風、換気、温度、遮音性等に配慮し、健康で快適な学習環境を整備します<br>②温かみのある、落ち着いた空間づくりに配慮します<br>③ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使用しやすい環境を整備します                                                                                                                            |
| 2 子供たちが生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けられる学校施設            |                                                                                                                                                                                                                                    |
| (3) 学習環境の充実                                                         | ①一人一人に応じたきめ細やかな学習指導や複数の学級での学習・交流活動ができるよう、多様な学習形態に対応できる学校施設を整備します<br>②子供たちが主体的・対話的で深い学びができる学習環境を整備します<br>③子供たちの体力や運動技能の向上に資するよう、運動のしやすさに配慮した学校施設を整備します<br>④特別支援教育を推進し、一人一人の教育的ニーズに対応できる多様な学習環境を整備するとともに、誰もが相互に理解し学び合うことができる環境を整備します |
| 3 学校と地域が連携、活性化し、地域で子供たちを育てていくことができる学校施設                             |                                                                                                                                                                                                                                    |
| (4) 子供たちの成長を支える学校                                                   | ①学校と家庭や地域との連携・協働が図れる環境を整備します<br>②各学校の地域の特色や独自性をいかし、愛着の持てる学校施設を整備します<br>③教職員がそれぞれの力を発揮し互いに連携し合える、働きやすい環境を整備します<br>④学校管理職がリーダーシップを発揮し、学校経営のしやすい環境を整備します                                                                              |
| 4 地域の方々が生涯学習・文化・スポーツ活動の場や災害時の避難所の役割を通じて、地域コミュニティの拠点となる学校施設          |                                                                                                                                                                                                                                    |
| (5) 地域コミュニティの拠点となる学校                                                | ①地域住民の生涯学習・文化・スポーツの拠点となるよう、学校施設の有効活用を図ります<br>②災害時の避難所運営を踏まえた施設の整備を行います                                                                                                                                                             |
| 5 公共施設の一つとして、施設の総量抑制や圧縮、財政バランスの維持に向けた手法の検討などの公共施設マネジメントの取組を推進する学校施設 |                                                                                                                                                                                                                                    |
| (6) 持続可能な学校整備                                                       | ①計画的かつ確実に老朽化対策を実施するため、長期的な財政見通しを考慮し、財政負担の軽減に努めた学校施設を整備します<br>②改築を実施した学校の状況を点検・評価し、その結果を踏まえた学校施設を整備します<br>③施設環境の良好な維持と維持管理コストの低減が図れるよう、改築実施後のメンテナンスに配慮した学校施設を整備します                                                                  |
| (7) 将来の人口動態などに柔軟に対応できる学校                                            | ①将来の人口動態などに応じて、各教室や建物などを他の用途に転用しやすい学校施設を整備します                                                                                                                                                                                      |
| 6 府中市ゼロカーボンシティ実現に向け環境に配慮した学校施設                                      |                                                                                                                                                                                                                                    |
| (8) 環境に配慮した学校施設                                                     | ①省エネルギー・省資源型の学校施設を整備します<br>②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）で義務付けられている学校用途の一次エネルギー消費量基準（BEI）を下回ることを前提として、更なる低減を目指します<br>③環境負荷の低減に貢献するとともに、児童・生徒の環境学習に資する役割も想定した施設を整備します                                                             |



### 3 学校施設における建物の整備方針及び配置方針

今後、学校施設の改築を進めていくに当たり、「本市が目指すべき学校施設」及び「学校施設の全体整備方針」を踏まえ、学校施設全体の整備に関わる基本的な方針として「建物の整備方針」、学校施設の配置に関わる基本的な方針として「建物の配置方針」を次のとおり定めます。

#### (1) 建物の整備方針

---

- 校舎及び体育館の耐震性を確保する。
- 建物は、日々の清掃やメンテナンスのしやすさに配慮し、維持管理がしやすいつくりとする。
- 陸屋根の利用状況も踏まえた上で、温熱環境や維持管理にも配慮し、勾配屋根を採用する計画を推進する。
- 自然換気、自然採光、外壁・屋根の高断熱化、高断熱・高遮熱ガラスの採用など、建築側の工夫により、学習環境向上及び環境負荷低減の導入を検討する。
- 太陽光発電設備など環境に配慮した設備は、環境教育の効果に加え、コスト面や災害時の使用を総合的に考慮し、導入を検討する。
- 学校施設全体で、夏季の高温対策を検討する。
- 校門から昇降口、校庭、体育館及びプールまでの動線が教職員の死角にならないようにするなど、不審者対策を考えたセキュリティ機能を備える。
- 校舎への入口や受付を明確化し、校舎への出入管理機能、オートロックシステムなども含め、セキュリティ対策を検討する。
- 車両が、校門から校庭に直接侵入できないように、上下式バリカーを設置するなどの対策を検討する。
- ユニバーサルデザインの視点に基づき、誰でも利用しやすいつくりとする。
- 児童・生徒数の状況に応じて、柔軟に対応できるよう、建物の解体や減築、他の用途への転用がしやすい構造や構法を採用する。
- 平常時と災害時に関わらず、生活、運営が行えるよう工夫する。
- 地域開放時や避難所運営時に、児童・生徒の安全確保や学校が保有する個人情報を保護できるようセキュリティに配慮する。
- 避難所運営に必要な非常用の電源・給水・排水・ガス・トイレを確保する。
- 気候変動により激甚化、頻発化する豪雨に対して雨水の流出を抑える流出抑制施設や浸透施設等を推進する。

## (2) 建物の配置方針

---

- 校舎は、日照をできる限り採り入れられるよう、配慮する。
- 校庭は、避難所としての機能や地域開放時への対応を考慮し、地上に配置する。
- 体育館は、避難所としての機能や地域開放時への対応も考慮し、原則として地上に配置する。
- 地域開放時や災害時に避難所として開放する範囲は、多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室とする。
- 地域特性など、必要に応じて、更なる開放範囲を検討する。
- 学校運営時間は、児童・生徒の安全を第一に校門等を施錠し、来訪者等にはインターホン等で遠隔対応ができ、地域開放時間は解錠できるようにするなど、不審者対策を考えたセキュリティ機能を備える。
- 敷地内に送迎バス等が入れるように配置計画及び外構計画を検討する。
- 公平な教育環境を確保しつつ、できる限り仮設校舎を整備しない配置計画を検討する。

## (3) プールの整備方針

---

- プールは、熱中症対策や利用率向上を考慮し、屋内化・集約化を検討する。
- プールの屋内化・集約化を検討する際は、プールを設置する拠点校の選定や地域の民間プールの活用状況など幅広い視点で検討する。
- プールを設置する拠点校を選定する場合は、他校の児童・生徒及び送迎バス等の動線計画を併せて検討する。
- プールの屋内化・集約化を検討する際は、管理・運営方法等の検討も踏まえて検討する。

## (4) その他

---

- 樹木は、周辺環境への配慮や法令との整合性、維持管理のしやすさを踏まえ、樹木の種類や数量を設定し、植栽する。
- 遊具・体育器具は、体育活動や小学校低学年の利用などを踏まえ、器具の種類や数量を設定し、設置する。



## 4 学校施設における各諸室の整備方針

今後、学校施設の改築及び長寿命化対策を進めていくに当たり、「本市が目指すべき学校施設」及び「学校施設の全体整備方針」を踏まえ、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民といった学校関係者や、設計委託業者、工事請負業者といった工事関係者が、具体的な整備内容や基準が分かるように、「学校施設における各諸室の整備方針（以下「諸室整備方針」といいます。）」を取りまとめました。

なお、和室などの諸室整備方針に記載をしていない諸室については、各学校の基本計画及び基本設計の段階で各学校の状況に応じて、設置の有無を検討します。

さらに、改築及び長寿命化対策後の学校施設の管理運営方法の検討も並行して行い、各学校の特徴に応じて、諸室整備方針を基に柔軟な諸室整備を検討します。

## (1) 各諸室共通

- ✓ 本項では、「各諸室の広さの考え方」や「全体整備方針を実現するための共通の方針」など、各諸室の共通事項を示します。
- ✓ 諸室寸法の考え方については、全学校共通で「普通教室の1室の広さ＝1コマ」と定めて、学校ごとに異なる各諸室の構成も「コマ数」で一元管理できるようにします。
- ✓ 身体の成長等を考慮し、小学校よりも中学校の方が普通教室の広さが広くなるよう設定します。
- ✓ 特別教室の1室の広さについては、教科ごとに必要な機能が一律ではないことから、柔軟に設定します。

### ア 学校施設の全体整備方針を実現するための共通の方針

- 児童・生徒の居場所となる温かみと落ち着きのある空間づくりや環境面及び児童・生徒の心身に配慮し、内装を木質化するなど素材にも配慮した計画とする。
- 両側に諸室を配置して中央の廊下等を多目的（交流スペース等）に利用できるようにする、または教室と一体的（学習スペース等）に利用できるようにするなど、建築的な工夫により、空間の有効活用を図る。
- 柔軟で創造的な学習環境の実現に向けて、共用部のしつらえの工夫や有効活用を行うとともに、適切な共用部面積比率を確保する。
- 児童・生徒数の状況に応じて、パーティションなどを設置し、フレキシブルに対応できる可変性に考慮した計画とする。
- 落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、遮音性に配慮する。
- 各諸室においては、扉にガラス開口を設置するなど、廊下側から中の様子が分かるようにする。
- 多様な学びに対応できるよう、ICT環境を整備する。
- 各諸室の施錠管理については、オートロックシステムなども含めて、セキュリティの向上及び使いやすさに配慮する。
- 現在地の表示やエリアごとに色分けを行うなど、校舎内での位置が分かりやすいよう配慮する。

## イ 各諸室の広さの考え方について

- 各諸室の広さは、普通教室の大きさを基準とする。
- 小学校の普通教室の広さに関しては、原則、8m×8.5mの広さとし、これを1コマとする。
- 中学校の普通教室の広さに関しては、原則、8m×10mの広さとし、これを1コマとするが、中学校の学級編成標準の見直しに関わる動きや生徒数の変化等へ柔軟に対応し、普通教室面積の縮減の可能性も検討する。
- 各諸室のコマ数の目安を設定し、建物全体の広さの効率化を図る。

※ 上記に示す寸法は、全て壁芯・柱芯を基準とする。

## (2) 普通教室

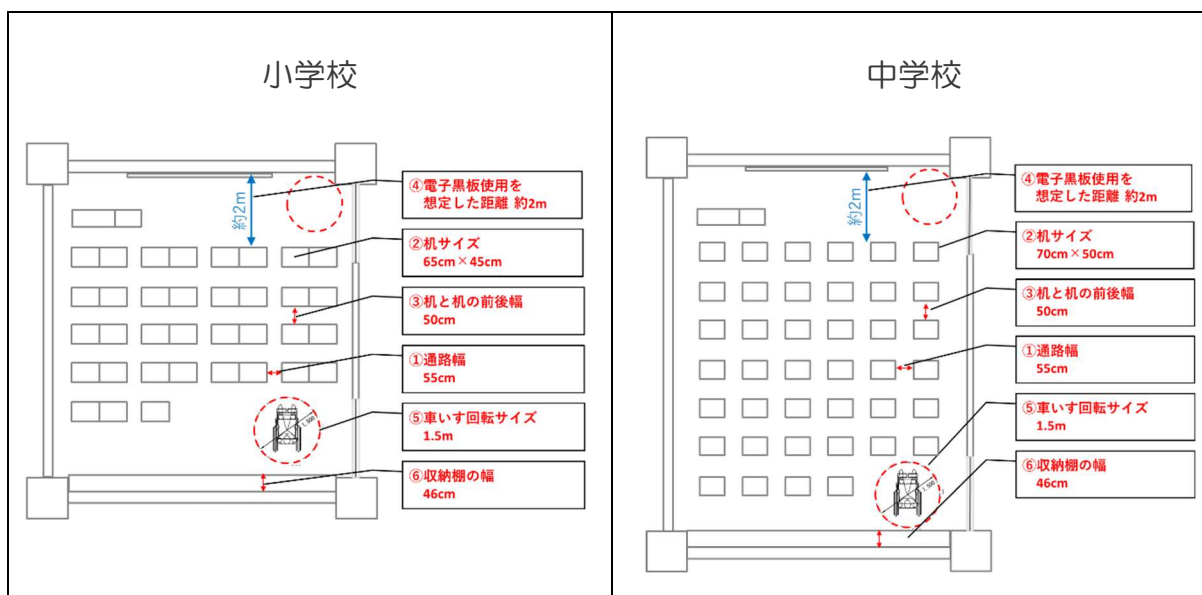
- ✓ 普通教室は、学校生活に必要なスペースや多様な学習形態に対応できる広さと機能性を備えたものとし、原則、小学校は8m×8.5m、中学校は8m×10mの大きさとしします。
- ✓ 机・椅子、ロッカーについては、教材などがB5サイズからA4サイズに移行していることから、新JIS規格を採用し、黒板が見えやすいように、配置・設置方法にも配慮します。

### ア 普通教室の広さ

小・中学校の普通教室の広さを検討するに当たっては、図表33のとおり、小学校は35人学級編成、中学校は40人学級編成を基準とした上で、その配列として、小学校では2人1組を横に4列、縦に5列、中学校では、一人一人が独立して、横に6列、縦に7列の配置を想定しています。

普通教室の広さは、この配列に対し、次に示す6つの条件を満たす広さとし、原則、小学校の普通教室では8m×8.5mの大きさを確保します。中学校の普通教室では8m×10mの大きさを基本としつつ、面積の縮減の可能性を検討します。中学校においては、小学校と比べ、机の配置が異なることに加え、体格差なども考慮し、小学校より普通教室の広さを大きくしています。

【図表33 普通教室のレイアウトの6つの要件】



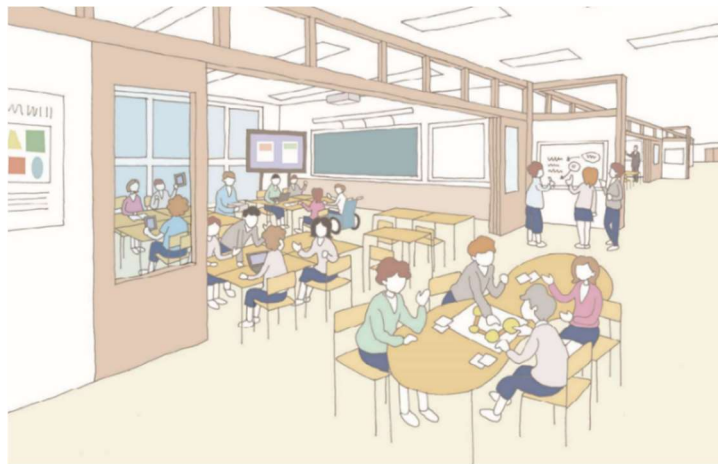
#### ＜普通教室のサイズを決める要件＞

- ① 通路幅について、人が支障なく通れる寸法を55cm（出典：第3版コンパクト建築設計資料集成/日本建築学会）として机と机との間の間隔を、それぞれ55cm確保する。
- ② 机サイズについて、平成11年に学習教材が多様化したことや、教材がB版サイズからA版サイズに移行し始めていることなどを背景に、机の天板サイズは、幅は60cmから75cm、奥行きは45cmから50cmを範囲とした、新たなJIS規格が定められている。小学校では、近年改築を行った三小、六小、八小、十小、一中、三中、五中を参考に65cm×45cmを、中学校では体の大きさや学習教材が多くなることなどを考慮し、他市の事例なども参考に、更に大きなサイズとした70cm×50cmを採用する。
- ③ 机の前後幅について、オフィス家具メーカーの参考寸法を基に、人が座った場合の机と机の前後幅を50cmとして確保する。
- ④ タブレット端末を利用した授業により、教員の指導位置が多面的に変化していることから、最前列の机から電子黒板までの視距離を2m確保する。
- ⑤ 車椅子の回転スペースとして、教室の前方と後方に回転スペースで直径1.5m、出入り口の幅が85cmを確保（出典：府中市福祉のまちづくり施設整備ハンドブック/府中市）する。
- ⑥ 収納棚では、現在のランドセルサイズがA4サイズを基準としたものとなっていることから、収納棚はランドセルが収納できるよう、三小、六小、八小、十小、一中、三中、五中の収納棚の大きさを参考に、46cmの奥行きを確保する。

## イ 普通教室の整備方針

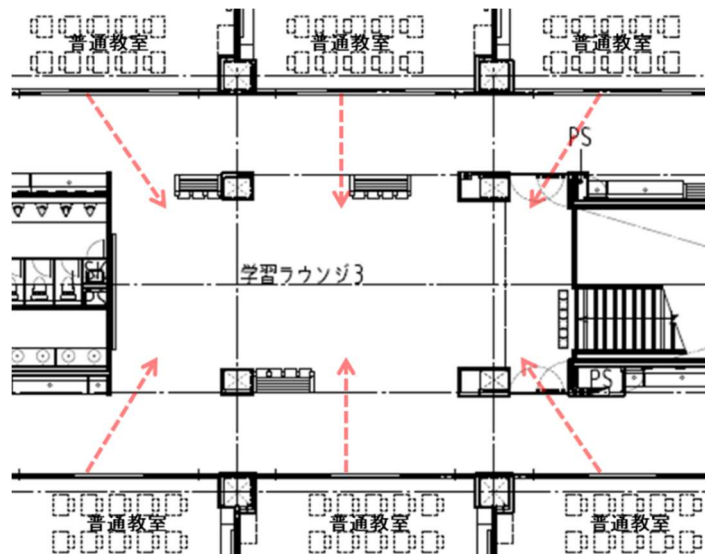
- (ア) 普通教室は、防犯・安全面を考慮し、原則として2階以上に配置できるよう配慮する。
- (イ) 落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、音環境（遮音性・吸音性等）に配慮する。
- (ウ) 多様な学習形態に柔軟に対応できるよう、教室と廊下の仕切りは状況に応じて開放できる建具等を採用する。
- (エ) 子供たちや教職員の使いやすさに配慮した、十分な掲示スペースを確保する。
- (オ) 黒板が見えやすいよう、机・椅子、ロッカー、窓などの配置・設置方法にも配慮する。
- (カ) 黒板と映写機能の両方を備えるづくりとする。
- (キ) 給食の配膳スペースなど、児童・生徒の生活に必要なスペースを確保する。
- (ク) 普通教室に設置していた手洗いは、廊下などへ集約化する。

【図表34 多様な学習形態に柔軟に対応できる学習空間】



出典：文部科学省 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（令和4年度版）

【図表35 普通教室と共用部の連動（六小事例）】



### (3) 特別教室

- ☑ 特別教室は、できる限り集約化・兼用化を図り、使用率を勘案した必要な諸室の数量を確保します。
- ☑ 図書やインターネットなどの様々な媒体を活用した調べ物学習を通じて、子供たちが主体的・対話的で深い学びができるよう、メディアセンターを設けます。
- ☑ 地域開放の拡充を見据えて、地域ニーズに柔軟に対応できる配置や機能等を整備します。

#### ア 理科室

- (ア) 実験用具などを収納できる空間を確保する。
- (イ) 耐薬品性のある材質のものを使用するなど、衛生管理に適したつくりとする（乾式床など）。
- (ウ) 手洗い場を設置する。
- (エ) 準備室内に、薬品などの危険物を安全に保管することができる空間を設ける。

#### イ 音楽室

- (ア) 防音機能や音響機能に配慮したつくりとする。
- (イ) 第2音楽室を設ける場合は、楽器庫機能も含める。
- (ウ) 児童・生徒による歌唱、演奏などの発表の場となるようなスペースを設ける。
- (エ) 必要に応じ、個人練習やパート別のグループ練習などができるよう配慮する。

#### ウ 家庭科室

- (ア) 教育機能の利便性の向上、学校施設の地域開放や避難所としての利用を想定し、多目的ルームと隣接する。
- (イ) 学校施設の地域開放や避難所開放を想定し、1階に優先的に配置する。
- (ウ) 調理機能、裁縫機能を確保する。
- (エ) 備品の使い勝手（足元に余裕がある、車椅子でも利用できるなど）に配慮する。
- (オ) 衛生管理に配慮したつくりとする（チョーク粉飛散防止のため、黒板ではなくホワイトボードを使用するなど）。



## **エ メディアセンター**

- (ア) 学習活動などにおいて効果的に活用することができるよう、普通教室などからの利用のしやすさに配慮する。
- (イ) 図書室機能を持たせる。
- (ウ) ICT機能の充実など、将来的な備品の変化にも柔軟に対応できるつくりとする。
- (エ) 蔵書スペースを確保する。
- (オ) 個人やグループで学習できるスペースを設置する。
- (カ) 司書が執務できるスペースを設ける。

## **オ 図工室（小学校のみ）**

- (ア) 手洗い場を設置する。
- (イ) 収納、保管、展示、鑑賞などのための什器を設置することのできる空間を確保する。
- (ウ) 工作用の機械などを児童が安全に利用できるように動作空間を確保する。
- (エ) 準備室内に、揮発性の高い塗料などの危険な材料、各種工具などを安全に保管することのできる空間を設ける。

## **カ 美術室（中学校のみ）**

- (ア) 手洗い場を設置する。
- (イ) 収納、保管、展示、鑑賞などのための什器を設置することのできる空間を確保する。
- (ウ) 工作用の機械などを生徒が安全に利用できるように動作空間を確保する。
- (エ) 準備室内に、揮発性の高い塗料などの危険な材料、各種工具などを安全に保管することのできる空間を設ける。

## **キ 技術室（中学校のみ）**

- (ア) 手洗い場を設置する。
- (イ) 収納、保管、展示、鑑賞などのための什器を設置することのできる空間を確保する。
- (ウ) 工作用の機械などを生徒が安全に利用できるように動作空間を確保する。
- (エ) 準備室内に、揮発性の高い塗料などの危険な材料、各種工具などを安全に保管することのできる空間を設ける。

## **ク 教育相談室**

- (ア) 保健室の隣に配置するなど、心のケアと身体のケアに配慮した配置計画とする。
- (イ) 鍵付きの収納棚を設置し、カウンセリング資料などの保管に配慮する。
- (ウ) 個別相談ができるよう、パーテーションなどを設置する。

## **ケ 進路資料・指導室（中学校のみ）**

- (ア) 個別相談や模擬面接ができるよう、パーテーションなどを設置する。

## **コ 視聴覚室**

- (ア) 多目的ルームに集約化し、視聴覚機能を確保する。

## **サ 生活科室（小学校のみ）**

- (ア) 多目的ルームに集約化する。

## **シ サポートルーム**

- (ア) 不登校児童・生徒の学校復帰や、不登校の未然防止を目的として設置する。
- (イ) 普通教室の前を通らずに出入りしやすい配置とし、教育相談室と連携利用できる配置を検討する。
- (ウ) 専用の部屋を用意するのではなく、今後の教育的ニーズに応じて、多目的ルームや教育相談室等、時間帯や曜日で使用方法が異なる部屋を共有化し、可動間仕切りにより柔軟な対応ができる空間づくりを目指す。

## (4) 管理諸室

- ✓ 現在、新しい教育方法への対応に伴う授業の改善や、いじめや不登校、貧困問題など、学校の抱える課題が複雑化・多様化しているため、様々なスタッフが学校経営に携わっています。
- ✓ このことから、「チームとしての学校」の実現に向け、管理職のリーダーシップが発揮しやすく、全ての教職員（特別支援教職員や外部講師を含む）や事務職員がお互いにコミュニケーションを取れる環境づくりとして、従来の職員室と事務室を一体化した校務センターを設けます。
- ✓ 管理諸室は、防犯・安全面を考慮し、1階に配置できるよう配慮します。

### ア 校務センター

- (ア) 校舎外にすぐ出られるよう、地域特性に配慮しながら、原則1階に配置する。
- (イ) 校庭が見やすい配置とする。
- (ウ) 昇降口が見渡しやすい配置とする。
- (エ) 校長室に隣接する配置とする。
- (オ) 教員エリアについて
  - a 全ての教職員（教員、事務職員、用務員、特別支援教職員、外部講師など）が執務できる環境とする。
  - b 管理職が教職員の状況を把握しやすい執務環境とする。
  - c 打合せ・休憩スペースを設ける。
  - d 個人用の鍵付ロッカーを設ける。
  - e 児童・生徒への応対ができるよう、カウンターを設ける。
  - f 給湯スペースを設ける。
  - g 鍵付きの共用収納棚を整備し、機密性を備えた収納スペースを確保するとともに、扉をホワイトボードとするなど機能性があるものとする。
  - h 外部講師や学校支援員など、執務時間が短い職員向けに、柔軟に対応できる机・椅子を配置する。
  - i 副校長席の近くに防災設備などを集中させ、一括管理ができるつくりとする。
- (カ) 事務職員・用務員エリアについて
  - a 収納力を確保する。
  - b 事務職員と用務員の机は、一連の配置とする。
  - c 来校者の受付窓口を設ける。

## **イ 校長室（学校経営ルーム）**

- （ア）学校経営を円滑に行うため、応接機能と打合せ機能の両方を確保する。
- （イ）校庭が見やすい配置とする。
- （ウ）校務センターに隣接する配置とする。
- （エ）校務センターと内部で往来ができるようにする。

## **ウ 保健室**

- （ア）教育相談室と隣接する配置とする。
- （イ）校庭に出やすい配置とする。
- （ウ）トイレに近い配置とする。
- （エ）落ち着きがあり、採光、通風などの自然環境に配慮した配置とする。
- （オ）校務センターなど各諸室との連絡・通信手段を確保する。
- （カ）ベッドを2床以上配置できるスペースを確保する。
- （キ）手洗い場やシャワー機能を設ける。
- （ク）大型備品が収納できるロッカーを確保する。

## **エ 印刷室**

- （ア）校務センターの近くに配置する。
- （イ）遮音性に配慮したつくりとする。
- （ウ）複写機の設置スペースのほか、印刷整理・教材作成の作業スペースと、教材・用紙の収納スペースを確保する。
- （エ）テスト用紙の印刷などにも使用するため、セキュリティに配慮する。

## **オ 倉庫・教材室**

- （ア）学校運営時の災害に備え、児童・生徒、教職員向けの防災倉庫については、管理諸室エリアに配置する。
- （イ）用務員の作業スペースを設ける場合は、校長室、校務センターの近くに配置する。
- （ウ）用務員の作業スペースを設ける場合は、作業効率を考慮した広さを確保する。
- （エ）十分な収納力を確保し、教材や学校行事に使用する備品、消耗品関係を保管できるようにする。

## **カ 職員更衣室**

- (ア) 年度ごとに変動する職員数に対応できるよう、男子更衣室と女子更衣室の間の間仕切りを可変性のあるもの（パーテーションなど）とする。
- (イ) 教職員の具合が悪い時に休憩できるスペースを設ける。

## **キ 会議室**

- (ア) 学校施設の地域開放や避難所開放を想定し、1 階の開放エリアに配置又は隣接させる配置とする。
- (イ) 移動しやすく、折りたためる机・椅子を配置する。
- (ウ) 視聴覚機能を設ける。

## **ク 配膳室**

- (ア) 給食センターの車両が出入りしやすい配置とする（屋根の高さを含む。）。
- (イ) 各階に配置する。
- (ウ) 食品などの搬入口と児童・生徒動線との歩車分離を図る。
- (エ) 1 階は給食センターの車両からの搬入口となることから、他の階よりも大きめのつくりとする。
- (オ) 配膳員の休憩スペースについても配慮する。
- (カ) 衛生管理に適したつくりとする（乾式床、室内温度管理など）。
- (キ) 給食用昇降機を設ける。
- (ク) 異物混入などを防ぐため、部外者の立入りに配慮したつくりとする。
- (ケ) 防虫・防鼠に配慮する。
- (コ) 長期的に、給食センターの車両等の荷重に耐えられる搬入路を確保する（舗装の仕様、マンホールやグリストラップの蓋等の適切な配置）。

## **ケ 放送室**

- (ア) 放送委員会等の活動に必要な機材等を設ける。

## **コ 用務員室**

- (ア) 倉庫・教材室に集約化し、作業スペースについても確保する。

## **サ 応接室**

(ア) 校長室に集約化する。

## **シ 給湯室**

(ア) 校務センター、校長室に給湯コーナーとして集約化する。

(イ) 屋外行事にも対応できるよう、別途配置することについて、学校ごとの改築時に個別検討する。

## (5) 特別支援教育

- ✓ 特別支援学級については、学習の目的に応じた集団や個別での学習活動がしやすいよう、特別支援学級エリアとして一体的に整備します。
- ✓ 個別の教育的ニーズに対応した多様な場を提供していく取組として、小・中学校の全校に特別支援教室を設置します。
- ✓ 管理諸室は、防犯・安全面を考慮し、1階に配置できるよう配慮します。

※ 特別支援学級及び特別支援教室に係る諸室以外の整備方針については、各諸室等の整備方針に記載しています。

### ア 特別支援学級

#### (ア) 特別支援学級の共通方針

- a. 学習の目的に応じた集団や個別での学習活動がしやすいよう、特別支援学級エリアとして、一体的に整備する。
- b. 特別支援学級エリアは、避難がしやすい場所に配置する。
- c. 特別支援学級は、視覚や聴覚などに敏感な子供についても学びやすいよう、配置や教室環境に配慮する。
- d. 特別支援学級は、他の学級と生活の中で日常的な交流が持てるよう、配置や動線に配慮する。

#### (イ) 職員室

- a. 特別支援学級の職員室は、校務センターに集約化し、教職員同士の情報共有やコミュニケーションが図りやすい環境を整備する。

#### (ウ) 指導教室

- a. 手洗い場を設置する。
- b. 教員が児童・生徒がいる時間に執務などができる机を設ける。
- c. ロッカーを蓋付きにし、すっきりした教室環境とするなど、子供たちが集中して学習できる環境を整備する。

#### (エ) 少人数指導教室

- a. クールダウン機能に配慮し、落ち着いた位置に配置する。
- b. 保護者や来校者との個別面談などに配慮し、遮音性に配慮したつくりとする。
- c. 室内の様子が分かるように配慮する（扉にガラスの開口設置など）。

#### (オ) プレイルーム（小学校のみ）

- a. 複数の学年で多目的に利用できる大きさとする。
- b. 他の指導教室のどこからでも集しやすい位置に配置する。



(カ) 多目的ルーム（中学校のみ）

- a. 複数の学年で多目的に利用できる大きさとする。
- b. 他の指導教室のどこからでも集しやすい位置に配置する。

(キ) 作業スペース（中学校のみ）

- a. 職業学習や製造、サービス、調理など多様な作業学習ができるつくりとする（電気コンセントの数や配置、清掃の作業学習などに適した床材の選択など）。
- b. 多目的ルームと一体的に利用できるよう配置する。

(ク) 教材庫

- a. 指導教室内に収納できない教材などを収納する。

(ケ) トイレ

- a. プライバシーに配慮しつつ、死角にならないような場所に配置する。
- b. だれでもトイレを設置する。
- c. トイレに隣接して、シャワー室、更衣スペースを設ける。

## イ 特別支援教室

(ア) 児童・生徒が利用しやすい位置に配置する。

(イ) 視覚や聴覚などに敏感な子供についても学びやすいような学習環境とする。

(ウ) 個別指導がしやすいよう、パーテーションなどを設置する。

## (6) その他諸室

- ☒ その他諸室としては、少人数教室を実施するための学級規模に応じた「学習室」と、複数の学級活動や多様な学習活動の場として視聴覚機能を有した「多目的ルーム」を設けます。

## ア 学習室

(ア) 普通教室が配置されるフロアに整備する。

(イ) 学級増にも対応できるよう、普通教室への転用が可能な仕様とする。

(ウ) 少人数・習熟度別指導などへ対応できるよう、間仕切りによる分割が可能な仕様とする（パーテーションなど）。

## **イ 児童・生徒更衣室**

- (ア) 児童・生徒の心身の発達段階に配慮して、小学校の場合は高学年のフロアに優先的に配置する。
- (イ) 同時に使用する児童・生徒数に応じ、男女別に更衣できるよう、ロッカーの必要な数及び配置に配慮した面積、形状などとする。

## **ウ P T A 室**

- (ア) 教職員以外の者が利用するため、学校管理者が把握しやすい配置とする。
- (イ) 打ち合わせや作業がしやすいスペースや機能を確保する。

## **エ 多目的ルーム**

- (ア) 地域開放や避難所としての利用を想定し、1 階に優先的に配置する。
- (イ) 学年集会や他の学年との交流など、複数の学級が集まれる大きさとする。
- (ウ) パーテーションを設置し、フレキシブルに利用できるようにする。
- (エ) 机・椅子は移動や収納のしやすいものとする。
- (オ) 視聴覚機能を設ける。
- (カ) 多様な学習活動の場として、つくりや備品に配慮し、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びができるよう配慮する。
- (キ) イベントスペースとしても活用できるよう、廊下と一体的に使用できるよう配慮する。
- (ク) 地域住民の会合や、地域団体の活動の場として活用できるよう、地域に開放できるつくりとする。
- (ケ) 災害時に避難所として開放できるつくりとする。

## (7) 校舎内の共用部

- ☑ 校舎内の共用部は、移動のための空間としての役割に加え、エントランスや廊下は子供たちの学習や部活動などの様々な活動空間の場になります。このことから、安全性や効率性に配慮したつくりとした上で、教育環境の充実などにつながる機能の付加についても十分配慮します。
- ☑ 改築後の共用部の面積比率は、適切な教育環境を確保しつつ、大きさをよく検討して、整備費用の抑制を図ります。なお、長寿命化改修や既存施設を含む面積比率は、各学校の整備条件に応じて配慮するものとします。

### ア トイレ

- (ア) どこからでも利用しやすい配置とする。
- (イ) 洋式を原則とする。
- (ウ) 児童・生徒が使いやすいつくりとする。
- (エ) だれでもトイレを設置する。
- (オ) 衛生管理に配慮したつくりとする。

### イ 共用スペース（エントランス・廊下・階段）

- (ア) 共用スペースにエレベーターを設置する。
- (イ) エントランス付近の児童・生徒の動線は、学校敷地内の車両動線と明確に分離し、安全に配慮する。
- (ウ) 廊下は、見通しの良い形状とする。
- (エ) 廊下は、日常及び避難時の通行の場として、ゆとりを持った広さを確保しつつ、効率性にも十分配慮したつくりとする（両側教室など）。
- (オ) 廊下は、エントランス・トイレとの関係に配慮して手洗い機能を設置する。
- (カ) 廊下は、通路としての役割に加え、展示・掲示機能、コミュニケーション機能、創造的な学習機能、諸室との連携機能などの他機能の付加についても柔軟に対応するつくりとする。
- (キ) エントランスは、段差のないつくりとする。
- (ク) エントランスは、来校者の受付や管理がしやすいつくりとする。
- (ケ) エントランスは、出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立てなどの配置を考慮し、安全かつ円滑に出入りできる面積、形状などとする。

- (コ) エントランスは、開放性やイベントに活用できる空間となるよう配慮する。
- (サ) 階段は、各諸室からのアクセスがしやすいよう配慮する。
- (シ) 階段は、手すりを設ける。
- (ス) 階段などは、落下防止柵をメッシュや半透明のタイプにするなど、見通しが良く安全性に配慮したつくりとする。

## (8) 校庭

☒ 校庭は、維持管理がしやすいクレーを原則とします。校庭の芝生化を実施する場合は、実施部分の範囲、使用ルールや維持管理の手法などに十分配慮します。

- (ア) 校庭は避難所としての機能や地域開放時への対応も考慮し、地上に配置する。
- (イ) 近隣住宅への騒音、砂ぼこりなどの影響をできるだけ避けるため、配置やグラウンドの材質に配慮する。
- (ウ) 授業や学校活動で使用する体育器具・遊具を設ける。
- (エ) 体育や部活動などの学校活動や地域開放時に児童・生徒や校庭利用者が利用できるよう、更衣スペースやトイレ、倉庫等を設ける。

## (9) 体育館

☒ 体育館は、授業や部活動、集会などの学校活動や地域開放時及び災害時の避難場所として、支障がない大きさ・仕様とします。また、重層体育館は築年数を考慮して、今後、必要に応じて整備手法を検討します。

- (ア) 授業や部活動、集会などの学校活動に支障がない大きさ・仕様とする。
- (イ) 体育館は避難所としての機能及び地域開放時への対応も考慮し、原則として地上に配置する。
- (ウ) 夏季の高温対策として、通風、換気に配慮したつくりとし、必要に応じて空調設備を設置する。
- (エ) 体育館のエントランスは、段差のないつくりとする。
- (オ) 授業や学校活動で使用する体育器具を収納できるスペースを設ける。
- (カ) 催しや式典で利用できるよう、ステージを設置する。
- (キ) 地域開放時及び災害時の避難所としての運用を想定し、エントランス、だれでもトイレ、更衣室など必要な付属機能を設ける。

- (ク) 避難所運営用の情報通信設備（テレビ・電話・wi-fi・防災無線など）が使用できるようにする。
- (ケ) 体育館から近い位置に、防災倉庫を設ける。

## （10）武道場

☒ 武道場は、築年数が浅いことから改築の対象外としますが、築年数を考慮して、今後、必要に応じて整備手法を検討します。

- (ア) 武道の運動種目にふさわしい空間となるような内部仕上げや広さとする。
- (イ) 遮音性や振動に配慮したつくりとする。
- (ウ) 授業や学校活動で使用する器具などを収納できるスペースを設ける。
- (エ) 地域開放時の運用を想定し、更衣室やトイレなどの必要な付属機能を設ける。

## （11）プール

☒ プールは、授業や部活動等の学校活動に支障がない大きさ・仕様とします。

☒ 管理運営方法や拠点校の選定を踏まえて、各学校の状況に応じて整備手法を検討します。

- (ア) 熱中症対策や利用率向上を考慮し、屋内化・集約化、地域の民間プールの利用などを検討する。
- (イ) 小学校では、低学年の児童が安全に利用できることに配慮したつくりとする。
- (ウ) 更衣室・シャワー・トイレ・見学スペースなどの必要な付属機能を設けるとともに、必要に応じて地域開放時の運用を想定した動線等を検討する。
- (エ) プールのエントランスは、段差のないつくりとする。
- (オ) 周辺環境を考慮し、目隠しなどを設置する。
- (カ) 体育などの学校活動や地域開放時に児童・生徒やプール利用者の利用特性に応じた更衣室やトイレ、倉庫等を設ける。

## **第 7 章**

### **繼續的運用方針**

# 1 本計画の見直しの考え方

第1章の2「(1)計画期間と更新サイクル」で示したとおり、本計画改定以降、学習指導要領や府中市学校教育プランなどの関連計画や、改築事業を実施した学校の状況を見ながら、必要に応じて見直すこととします。図表36に示すとおり、見直しに当たっては、今後、長期間にわたって継続的に実施する学校施設の老朽化対策が発展的なものとなるよう、老朽化対策を実施した学校へのヒアリングや学校関係者、各課との連携などを通じて、第6章「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に対する点検・評価を行うとともに、教育環境や学校施設に求められる機能・役割などの変化に柔軟に対応していきます。

また、本計画全体の老朽化対策の見直しの進め方については、建築基準法で定められた通常の定期点検結果に加えて、劣化が著しく進行したり災害によるく体損傷が発生した場合などにおいては、必要に応じて本計画の見直しの時期に合わせ、改めて老朽化対策調査を実施し、その結果も踏まえて、学校施設の劣化状況を再評価します。

なお、将来の児童・生徒数に関すること、特別支援教育や不登校対策、幼保小連携、ICT教育といった新しい教育ニーズに関すること、適正規模・適正配置に関すること、本市の公共施設マネジメント推進プランに関することなど、関係課が継続的に検討している内容については、各課と連携を図りながら、その内容を考慮した上で、本計画の見直しを行います。

【図表36 本計画の見直しサイクル】





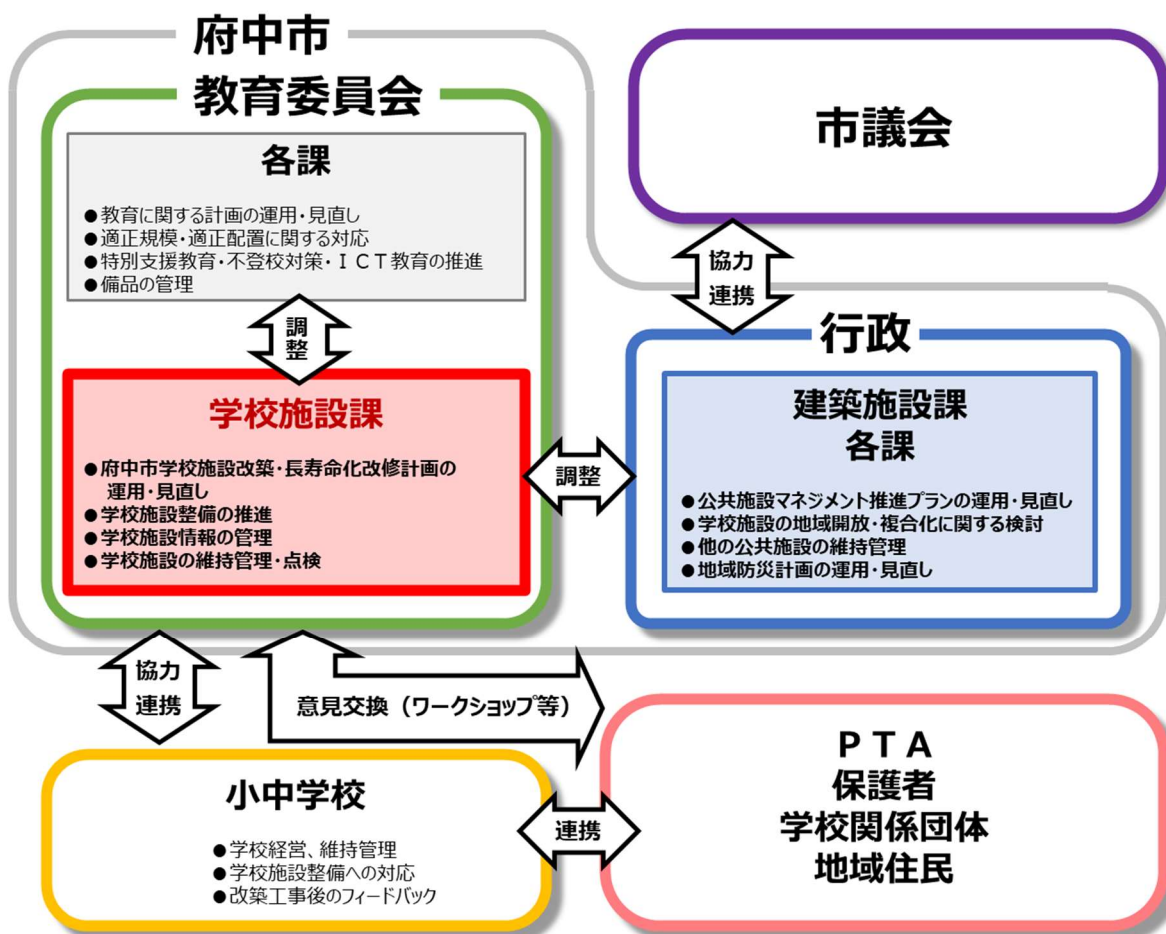
## (1) 推進体制の整備

本計画の推進体制として、図表37に示すとおり、学校施設を所管する学校施設課を中心に学校施設の老朽化対策を実施していきます。

本市の庁内体制として、教育委員会の各課が、教育面や維持管理面などにおいて学校運営に関わっていることから、教育委員会内の各課と横断的に連携を図るとともに、学校施設が公共施設の一つとして、地域住民の活動の場であることや避難所運営などの役割も担っていることから、公共施設マネジメントを所管する建築施設課を始めとした、教育委員会以外の各関係課と連携・調整を図っていきます。

また、市議会を始めとして、学校施設を使用し教育活動を行う小・中学校の教職員や児童・生徒、PTAなどの学校関係者や、学校施設を活用する地域住民とも、十分に連携・調整を図っていきます。

【図表37 老朽化対策を進める上での推進体制図】



## 2 今後の各学校における老朽化対策の進め方

今後の各学校の老朽化対策を進めるに当たって、具体的な進め方を次のとおり示します。

また、老朽化対策を進める際の地域住民との関わりや、工事の実施に当たっての配慮事項を併せて示します。

各学校における老朽化対策は、第4章で示したとおり改築と長寿命化対策を組み合わせた整備を行います。学校ごとの改築整備を進めるに当たっては、第6章に記載する「諸室整備方針」に基づき、整備を実施するとともに、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民などの意見を基に、地域ごとの独自性、それぞれの学校施設の個別条件に配慮した検討を行います。

### (1) 学校ごとの改築整備の進め方

具体的な学校ごとの改築整備の進め方は以下のとおりです。

#### ア 基本構想

各学校を整備する上での、市としての統一的な基準である、第6章「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に加えて、各学校の独自性やそれぞれの校地条件などを踏まえ、おおまかな校舎面積や必要諸室及び施設整備や施設配置の考え方などを設計与件としてまとめます。

##### 基本構想の実施内容

- 学校規模（校舎面積や児童・生徒数など）の整理
- 必要諸室（種類や室数）の整理
- 各学校の施設整備の考え方の整理
- 校地内の施設配置や校舎面積のパターン比較

#### イ 基本計画

「基本構想」などで提示された設計与件を整理し、施設整備や施設配置の考え方を取りまとめ、新たな学校施設の全体像を示します。

##### 基本計画の実施内容

- 各学校の施設整備の考え方の設定
- 校地内の施設配置の設定
- 必要諸室（種類や室数）の設定

## ウ 基本設計

基本計画を基に、具体的な施設配置や建物の平面と空間の構成、備えるべき機能や性能、内外のデザインなどを作成し、整備に係る概算費用を示した上で、新たな学校施設の姿を明確にします。

### **基本設計の実施内容**

- 基本設計図書の作成、基本設計説明書の作成
- 建築（配置図、各階平面図、立面図、断面図）、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構、備品などの各図面の作成
- 新たな学校施設のイメージ図の作成

## エ 実施設計

基本設計図書に基づいて、デザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を進め、工事契約の締結や工事の実施に向けた具体的な仕様や整備費用を決定します。

### **実施設計の実施内容**

- 実施設計図書の作成、実施設計説明書の作成
- 建築、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構、備品などの仕様の決定
- 工事契約に向けた整備費用の決定
- 工事発注に向けた関連資料などの作成

## オ 工事

実施設計図書に基づき、新たな学校施設を建設します。また、愛着の持てる学校施設を目指し、児童・生徒による工事現場の見学会などの開催を検討します。

### **工事の実施内容**

- 工事の実施
- 許認可、総合図、施工図、製作図、検査記録などの作成
- 工事現場の見学会

## **カ 新たな学校施設の維持管理について**

改築工事完了後の新たな学校施設の維持管理を適切に行うため、工事完了時に学校施設台帳をしゅん工図などと併せて更新するとともに、設計の意図や施設及び設備機器の使い方、環境負荷低減に関する仕組みや運用方法を改築関係者から適切に引き継ぎます。また、維持管理に伴う修繕や改修工事を実施した場合には、適宜、その履歴データを学校施設台帳やしゅん工図に反映し、学校施設の整備情報を更新します。なお、維持管理・運営期間の課題や改善事項について、学校関係者や、関係課と十分に連携・調整を図るとともに、その内容を次期改築事業にいかしていくように努めます。

### **(1) 今後の改築整備の発注方法について**

---

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)等に、多様な発注方式が示されていることに基づき、各学校の校地条件、改築整備費用の縮減、地域の特徴等の観点から、適切な発注方法を選択し、又は組み合わせて適用していくことを検討します。

また、設計・施工段階での検討や調整事項を適切に維持管理・運営段階に引き継ぐために、PFI方式を含む維持管理・運営段階までを見据えた発注手法を検討し、施設や設備機器を適切に運用できる体制づくりを目指します。

### **(2) 学校関係者との関わりについて**

---

学校施設の整備は、ワークショップ、工事現場の見学会、市の広報紙、ホームページを通じて児童・生徒、教職員、保護者、地域住民との連携や情報提供に努めていくとともに、学校関係者の意見も広く取り入れながら進めていきます。また、設計段階や施工段階から学校関係者が改築事業に参画できる仕組みを検討し、児童・生徒の環境教育との連動や、地域から求められる役割や機能を果たせるよう努めていきます。

### **(3) 改築工事を実施する際の配慮事項について**

---

本市の改築工事を実施する際は、近年の本市の改築工事においては、学校での授業を行いながらの工事となるため、以下について配慮します。

- 改築工事の期間中は、工事車両の動線や資材置場などに十分配慮し、児童・生徒の安全を確保します。
- 公平な教育環境が確保される場合は、地域特性や校地条件を考慮しながら、仮設校舎を建設しない配置計画を検討します。仮設校

舎の建設時は、仮設校舎の安全性、耐震性、耐久性、セキュリティ面に十分配慮し、児童・生徒の安全を確保します。

- 仮設校舎を建設しない場合、学校施設の配置変更に伴う騒音や日射・通風等の教育及び地域環境への影響を十分に検討します。
- 仮設校舎の設置時や、体育館、武道場、プールの改築時は、児童・生徒の授業が制限されることとなるため、学校ごとの改築整備を進める中で十分に配慮し、検討を行います。
- 改築工事の期間中は、学校活動のほか、学校施設を利用する市の事業や地域活動などにも、使用が制限されることから、工事スケジュールなどの情報提供に努めていきます。
- 児童・生徒が、小学校と中学校で連続して仮設校舎での生活になることを極力避けるように、整備する順序を検討します。



# 資料編



# 資料1 府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成29年3月府中市条例第1号)第9条の規定に基づき、府中市学校施設老朽化対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 4人
- (2) 府中市立小中学校校長会の構成員 2人
- (3) 府中市立小中学校PTA連合会の構成員 1人
- (4) 府中市自治会連合会の構成員 1人
- (5) 府中市青少年対策地区正副委員長会の構成員 1人
- (6) 府中市肢体不自由児者父母の会の構成員 1人
- (7) 公募による市民 4人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年7月17日教委規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第2条第7号の規定は、平成30年5月23日から適用する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 資料2 府中市学校施設老朽化対策推進協議会委員名簿

(選出区分ごと、五十音順、敬称略)

| No. | 選 出 区 分                            | 氏 名                 |
|-----|------------------------------------|---------------------|
| 1   | 学識経験者(特定非営利活動法人リデザイン<br>マネジメント研究所) | いけざわ りゅうぞう<br>池澤 龍三 |
| 2   | 学識経験者(横浜国立大学)                      | たなか いねこ<br>田中 稲子    |
| 3   | 学識経験者(明治大学)                        | たなか ともあき<br>田中 友章   |
| 4   | 学識経験者(横浜国立大学)                      | み わ のりえ<br>三輪 律江    |
| 5   | 府中市立小中学校校長会                        | なりきよ としはる<br>成清 敏治  |
| 6   | 府中市立小中学校校長会                        | もりしま まさゆき<br>森嶋 正行  |
| 7   | 府中市立小中学校PTA連合会                     | むらの たろう<br>村野 太郎    |
| 8   | 府中市自治会連合会                          | つつい たかとし<br>筒井 孝敏   |
| 9   | 府中市青少年対策地区正副委員長会                   | よしだ よしこ<br>吉田 佳子    |
| 10  | 府中市肢体不自由児者父母の会                     | かわい あや<br>河井 文      |
| 11  | 公募市民                               | うえむら たかこ<br>上村 貴子   |
| 12  | 公募市民                               | おかもと けいこ<br>岡本 啓子   |
| 13  | 公募市民                               | さかい み さ こ<br>堺 美佐子  |
| 14  | 公募市民                               | たかはし しげただ<br>高橋 成忠  |
| 会長  | 田中 友章                              |                     |
| 副会長 | 森嶋 正行                              |                     |

## 資料3 府中市学校施設老朽化対策推進協議会審議経過

| 年度    | 回    | 開催日程      | 主な審議内容                                                                                                        |
|-------|------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年度 | 第1回  | 7月18日(火)  | 正副会長選出<br>諮問<br>府中市学校施設改築・長寿命化改修計画について                                                                        |
|       | 第2回  | 8月22日(火)  | 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の改定後のイメージ                                                                                   |
|       | 第3回  | 10月4日(水)  | 八小・一中の成果と課題について                                                                                               |
|       | 第4回  | 11月14日(火) | 八小・一中の振り返りと今後の改築実施校への反映<br>－面積の抑制<br>－設備等の他市とのスペック比較<br>－効果的な木質化<br>八小・一中改築後アンケート集計結果について                     |
|       | 第5回  | 1月29日(月)  | 児童・生徒数の推計と望ましい校舎建築について<br>仮設校舎建設の方向性について<br>地域開放・複合化の方向性について<br>八小1～3年生改築後アンケート集計結果について                       |
|       | 第6回  | 3月27日(水)  | 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会答申を踏まえた対応について<br>今後の学校プール整備の考え方について<br>諸室の整備方針見直しに当たっての考え方について<br>令和5年度における委員意見の反映の方向性について |
| 令和6年度 | 第7回  | 4月24日(水)  | 環境対応方針について<br>今後の学校プール整備の考え方について<br>総事業費の考え方について<br>コンクリート耐用年数に対する市の考え方について<br>発注方式について                       |
|       | 第8回  | 5月29日(水)  | 計画改定素案の検討                                                                                                     |
|       | 第9回  | 6月26日(水)  | 計画改定素案の検討                                                                                                     |
|       | 第10回 | 7月23日(火)  | 答申の審議                                                                                                         |

